

第4次藤岡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

～ふじおか市民共生プラン～

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

令和6年3月

藤岡市・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

はじめに

昨今の地域福祉を取り巻く環境は絶えず変化しており、個人の価値観や、ライフスタイルの多様化による相互扶助機能の弱まりや、公的な福祉サービスだけでは解決することのできない社会的孤立、孤独、生活困窮を背景とした問題、ヤングケアラーなど新たな問題も顕在化しております。



藤岡市では、これまで3回にわたって地域福祉計画を策定し、複雑多様化する福祉課題に対し行政と地域の連携のもと様々な施策を展開してまいりました。また、藤岡市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、共に地域福祉を展開する計画であることから、効果的に地域福祉の推進を図るため、第2次計画以来、一体的な策定をしております。

本計画は、これまでの計画の基本理念を引き継ぎつつ、様々な福祉課題に対応できるよう、市民意識調査や住民懇談会の結果などから議論を重ね策定いたしました。「行政の取組」、「社会福祉協議会の取組」、「個人や地域ができること」の3つ観点から取組を展開していきますが、これは支え手、受け手という垣根を越えて、誰もが助け合いの心を持ち、できる範囲で支え合う、地域共生社会の実現につながるものであり、市民、自治会・町内会、関係機関、福祉サービス事業者、NPO・ボランティアの方々との協働・連携が欠かせません。計画の推進へ向け、皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりまして、藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査等に貴重なご意見を頂きました多くの市民の皆さま並びに関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

藤岡市長 新井雅博

はじめに

藤岡市社会福祉協議会では、「第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり」を基本理念に、市民の皆さまのご理解とご協力のもと、多くの関係機関・団体と連携して、地域福祉の推進に努めてまいりました。



しかし、昨今、市民の生活形態や地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、地域の連携や家族、親族間のつながりがますます脆弱化していることから、社会的孤立、孤独や貧困、そしてそれに起因する様々な福祉課題が表面化しております。また、近年大型化、多発化する災害に備えることも含め、人と人が支え合い・助け合うことが不可欠であることは、本年元旦に発生した能登半島地震の災害処理で自明の理であります。

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、第3次計画に引き続き住みやすい環境で、地域の人がお互いに支え合い、誰もが生涯輝いて暮らせる地域を目指します。地域福祉の総合的な推進のために、住民、地域の様々な団体、社会福祉協議会が相俟って、地域で暮らしていくことを応援できる仕組みを作ることが重要であります。そのため、藤岡市と連携を図りながら、住民による支え合い活動による地域共生社会の実現を目指し、地域の皆様と共に更なる取り組みを進めてまいりたいと存じます。ここで改めまして、絶大なるご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定に際しまして、活発なご議論、貴重なご意見・ご提言をいただきました藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ各関係機関の皆さま、そしてご協力をいただきました市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会 会長 倉澤 勉

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 福祉圏域	4
4 計画の位置づけと期間	5
5 計画の策定体制	10
第2章 地域福祉をめぐる本市の状況	11
1 統計からみる現状.....	11
2 市民意識調査からみる現状	18
3 住民懇談会からみる現状.....	37
4 第3次計画の評価結果	41
5 課題と方向性.....	42
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 計画の体系.....	49
第4章 本市における地域福祉の展開	51
基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり	51
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	60
基本目標3 みんなを守る地域づくり	71
第5章 計画の推進	85
1 計画の公表.....	85
2 計画の進捗管理	85
資料編	86
1 策定の経過.....	86
2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	87
3 藤岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	89
4 藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	91

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化、核家族化の進行に感染症による活動制限も加わり、家庭や地域でお互いに支え合う機能が弱まっております。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、交流や支え合いの希薄化が見られるなど、地域福祉を取り巻く状況は絶えず変化しています。

現在では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野における公的サービスは充実していますが、8050問題、ヤングケアラー、オーバードーズ、孤独孤立など複雑化・複合化した課題が顕在化しています。これらの課題解決には、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超え、地域住民や地域住民組織・団体、社会福祉事業者、行政などが連携して解決する「地域共生社会」の仕組みづくりが必要となります。

本市では、2009（平成21）年3月に「藤岡市地域福祉計画」及び「藤岡市地域福祉活動計画」、2014（平成26）年3月に「第2次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、2019（平成31）年3月に「第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。このたび、第3次計画の計画期間が終了するため、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間を計画期間とする「第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（ふじおか市民共生プラン）」（以下「第4次計画」という。）を策定しました。

本計画は、子どもから高齢者まで市民のだれもが、家庭や地域で生き生きと暮らしていける地域社会を実現するために第3次計画の見直しを行い、国・県の動向を踏まえながら、藤岡市の福祉施策を推進するための指標となるべき計画です。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

近年、増加傾向にあるひきこもりや孤独死、生活困窮者の増加等の地域生活課題は、多様化・複雑化しており、既存の公的サービスだけでは十分に対応することのできない問題となっています。そのような課題は、地域住民の協力を得ながら解決をしていかなければなりません。

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民相互の助け合いにより実現するものです。公的サービス（公助）だけではなく、地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図ることを基本に、個人や家族（自助）、地域や関係団体（互助・共助）と連携し、地域での人と人の支え合いにより地域住民の協力関係を再構築する仕組みをつくっていくことで、地域の生活課題を解決し、すべての住民が安心した生活を送ることができる社会を実現します。

社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

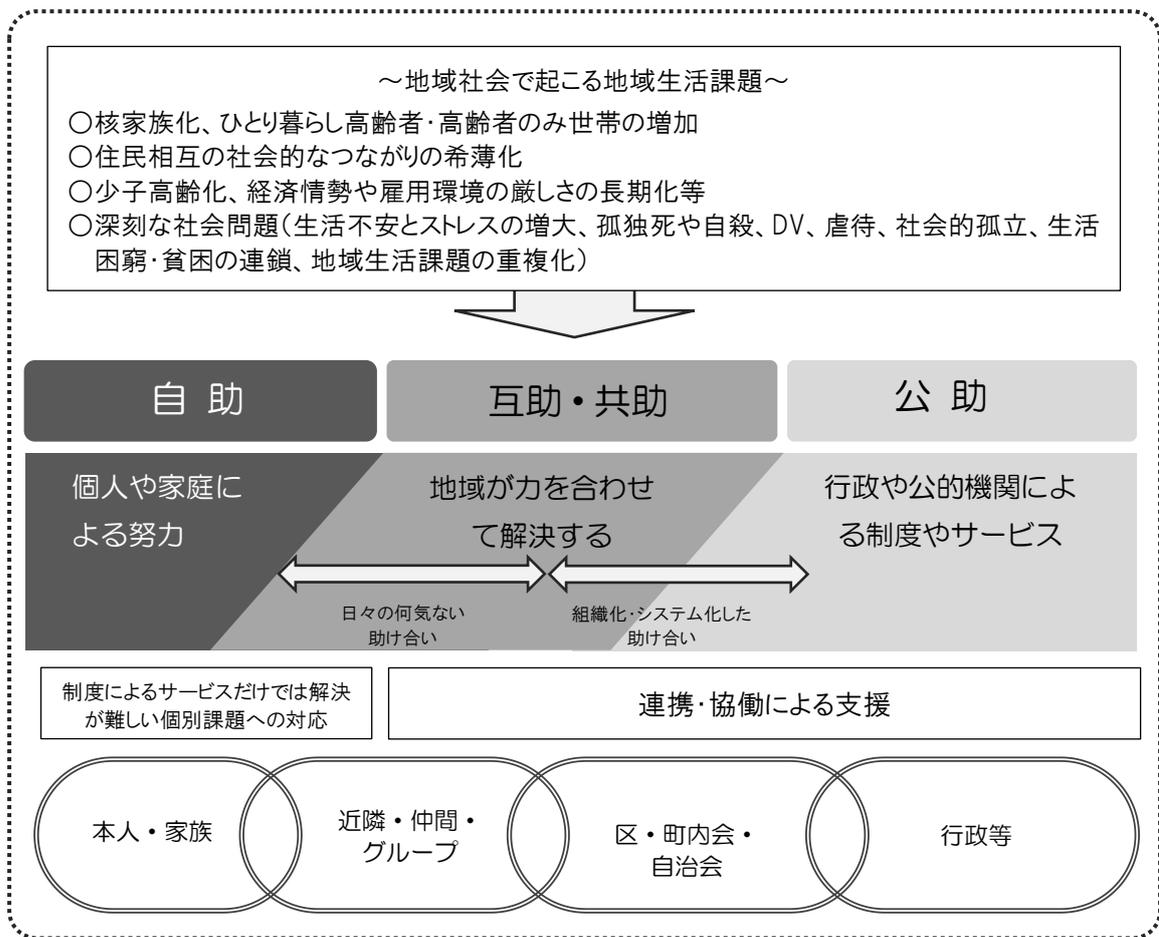
第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な地域生活課題について個人や家族の努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、行政や公的な機関による制度やサービス（公助）の連携により、お互いの力を合わせる関係を築くことが重要です。

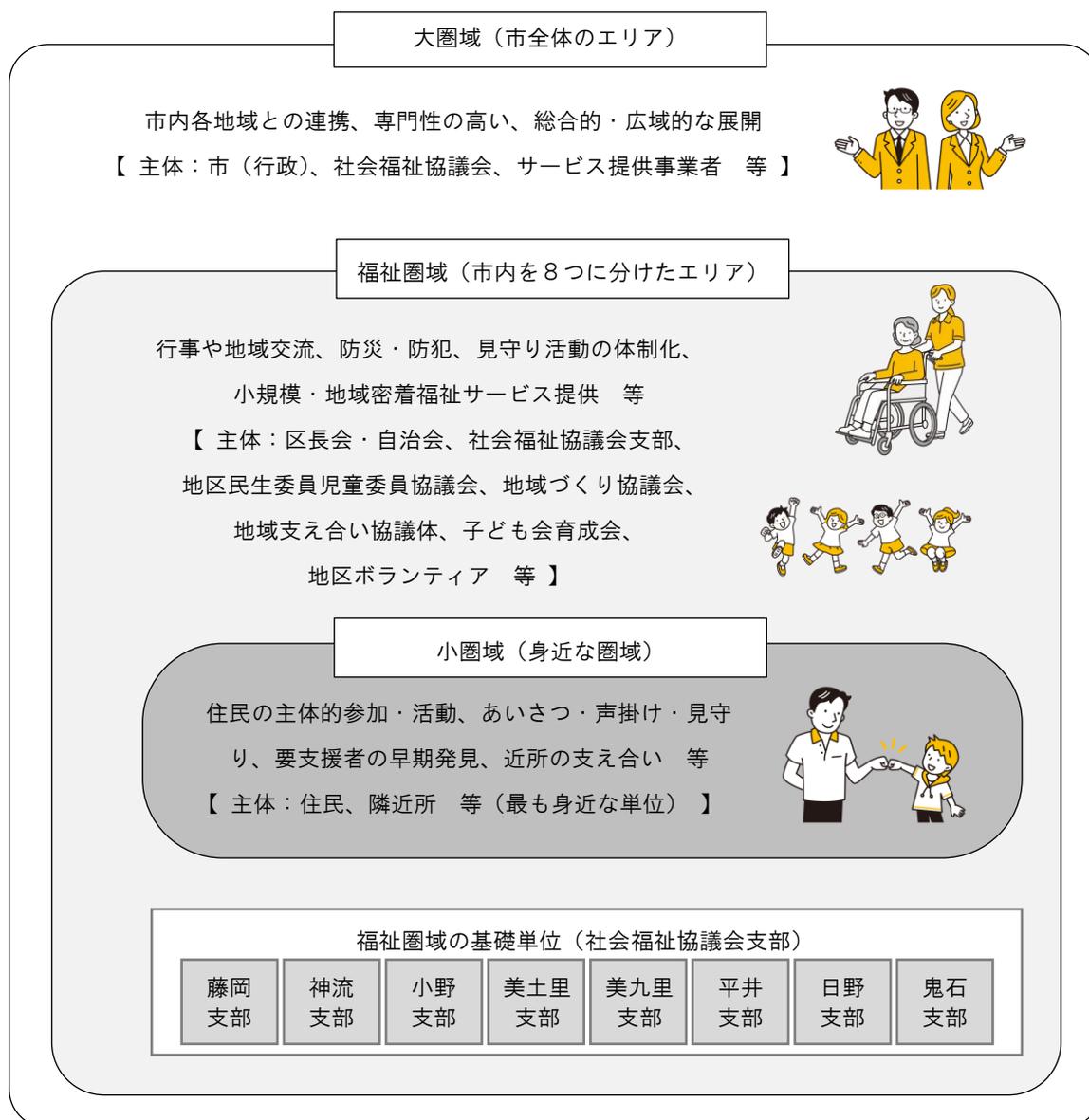
- 自助：自分や家族でできることは自分自身で行うこと
- 互助・共助：自分自身や家族だけでは解決できない課題や困難に直面した時には、地域で住民同士が支え合い・助け合うこと
- 公助：地域でも解決できないような課題に対して、専門家や行政等が提供する公的な支援等で解決すること



3 福祉圏域

地域福祉を効果的に推進するためには、市を全体とした専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、区・町内会・自治会等の住民による見守り活動等、市全体の大きな圏域から、隣近所といった住民に身近な圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備する必要があります。

このため、社会福祉協議会支部を、本計画における福祉圏域の基礎単位と位置づけ、地域生活課題の共有圏域、見守り活動の体制化、住民参加型在宅福祉サービスなど小地域活動拠点の組織化を推進するとともに、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

① 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。市の地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向性を定めるもので、本計画において地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

② 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、2017（平成 29）年 12 月に厚生労働省が示したガイドラインにおいて地域福祉計画と一体的に策定することが求められ、市全体の地域福祉の方向性を定める地域福祉計画と連携協働し、社会福祉協議会を中心に地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉の推進に関わるための具体的な活動の行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、藤岡市社会福祉協議会においても地域住民やボランティア、福祉関係者、行政等と連携しながら、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指して、市の地域福祉を推進しています。

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するように努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

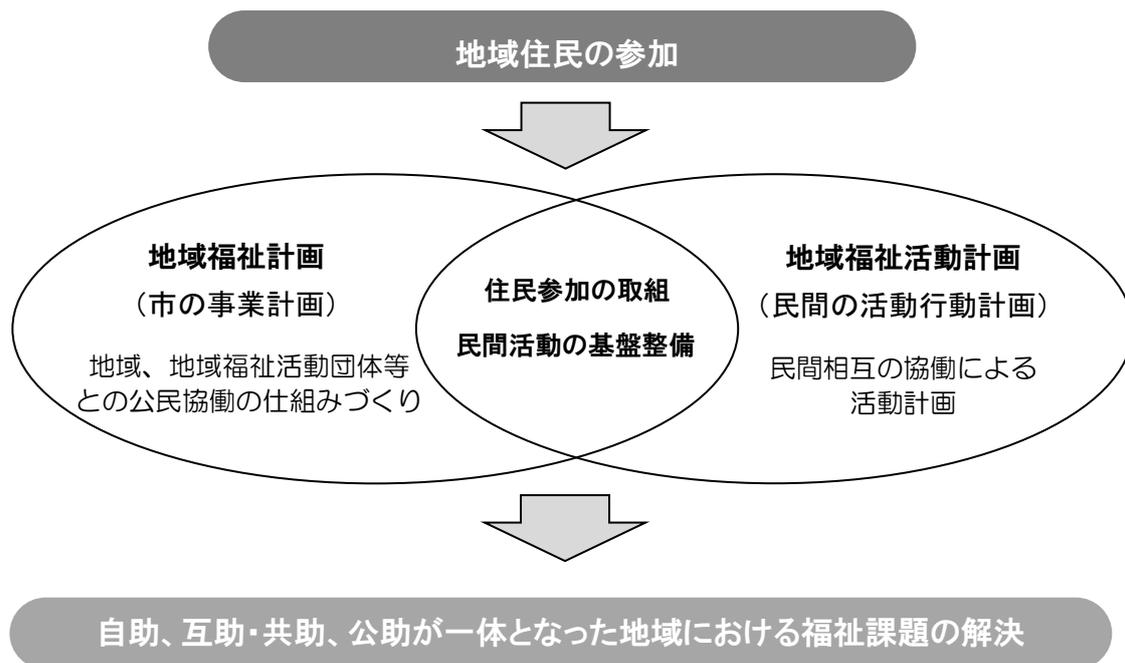
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

そのため、市では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織等が実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「自助」「互助・共助」「公助」の連携体制の充実を目指し、地域において互いに影響し合い「我が事」の意識を醸成し、地域生活課題に対して暮らしと仕事を「丸ごと」支え、地域の持つ力と公的な支援体制が協働できる体制づくりである「地域共生社会」の実現を進めていきます。



④ 再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策の推進を図るために策定するものです。罪を犯した人の中には、出所時に貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた人がいます。社会復帰の支援体制づくりと、犯罪予防に努めます。

また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策することで、地域福祉の向上を図ります。

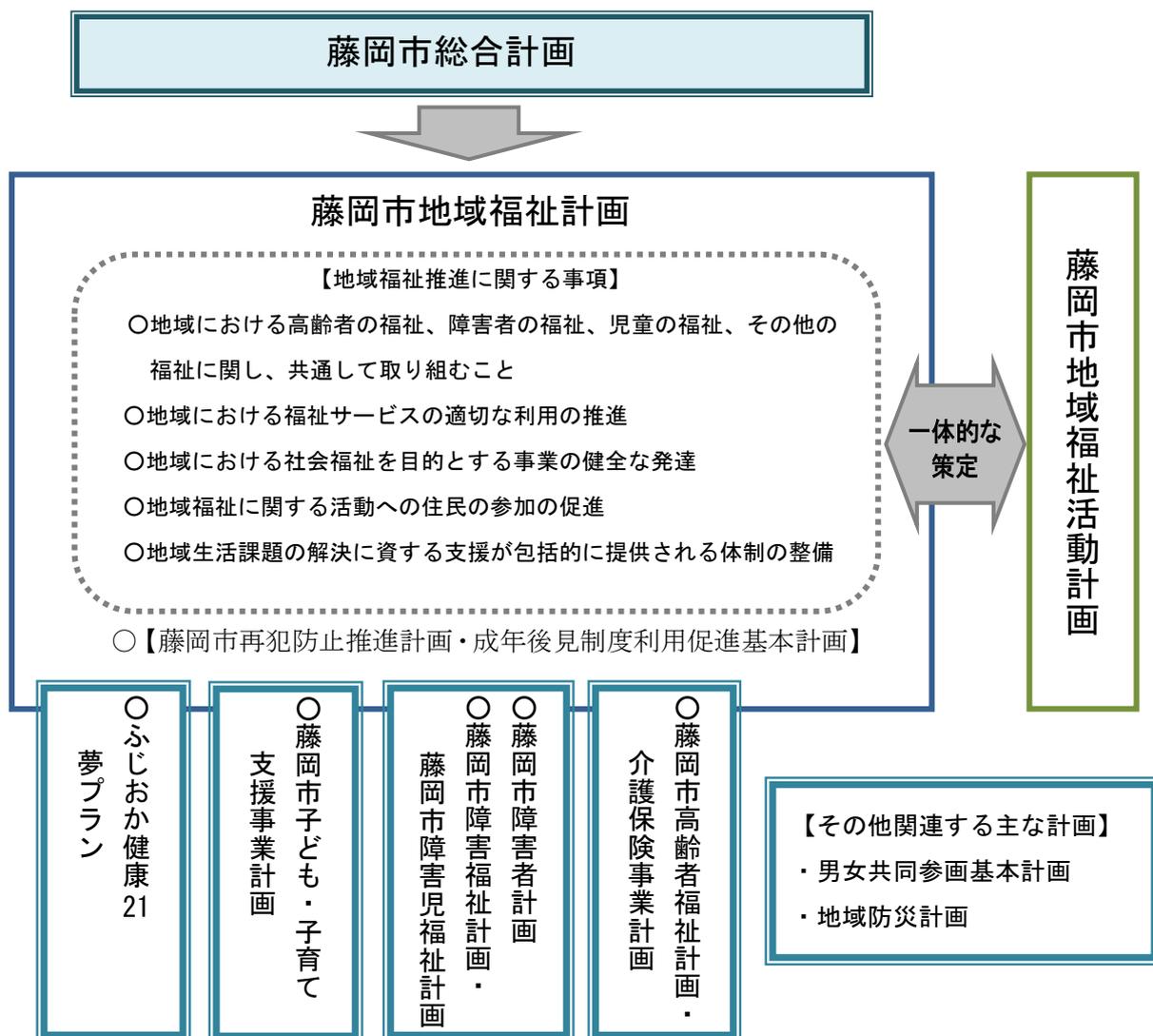
⑤ 成年後見制度利用促進基本計画

平成28(2016)年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るために策定するものです。判断能力が十分でない方に対して、成年後見人によるサービスの普及・利用促進を進めます。

また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策することで、地域福祉の向上を図ります。

⑥ 他計画との関係性

本計画は、藤岡市総合計画を最上位計画とし、福祉施策における各種計画の上位計画として、各種計画を横断的に連携しながら、住民の地域福祉の向上を図るための事項を具体化しました。



⑦ SDGs

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な目標」のことで、2030（令和12）年までに持続可能でより良い社会を目指す目標のことで、17の国際目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取組が進められています。

本計画においても、SDGsの17の国際目標と関連づけ、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて施策の展開を図ります。17の国際目標は以下のとおりとなっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画における取組とSDGs】

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>生活困窮者や経済的に困窮している世帯への支援を実施します。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>災害時での対応や犯罪被害を未然に防げるように啓発活動を実施し、安心・安全に住み続けられるようなまちづくりを目指します。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>住民の健康的な暮らしができるように取組を行います。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>全ての人々が平等に生活できるよう虐待や暴力などの早期発見・早期対応ができるように連携を強化します。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>生活困窮者や経済的に困窮している世帯に対して、就労支援や生活の支援を実施します。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>民生委員・児童委員やケアマネジャーなどとの連携を強化し、安心して生活できる体制を整備していきます。</p>

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和 6）年度を初年度とし、2028（令和 10）年度を目標とする5か年の計画とします。目標年度である2028（令和 10）年度には第4次計画の評価及び見直しを行います。計画期間中に法改正があった場合は、見直しを行うなど柔軟に対応することとします。また、2024（令和 6）年度以降に策定する関連福祉計画については、本計画の内容を踏まえるものとします。

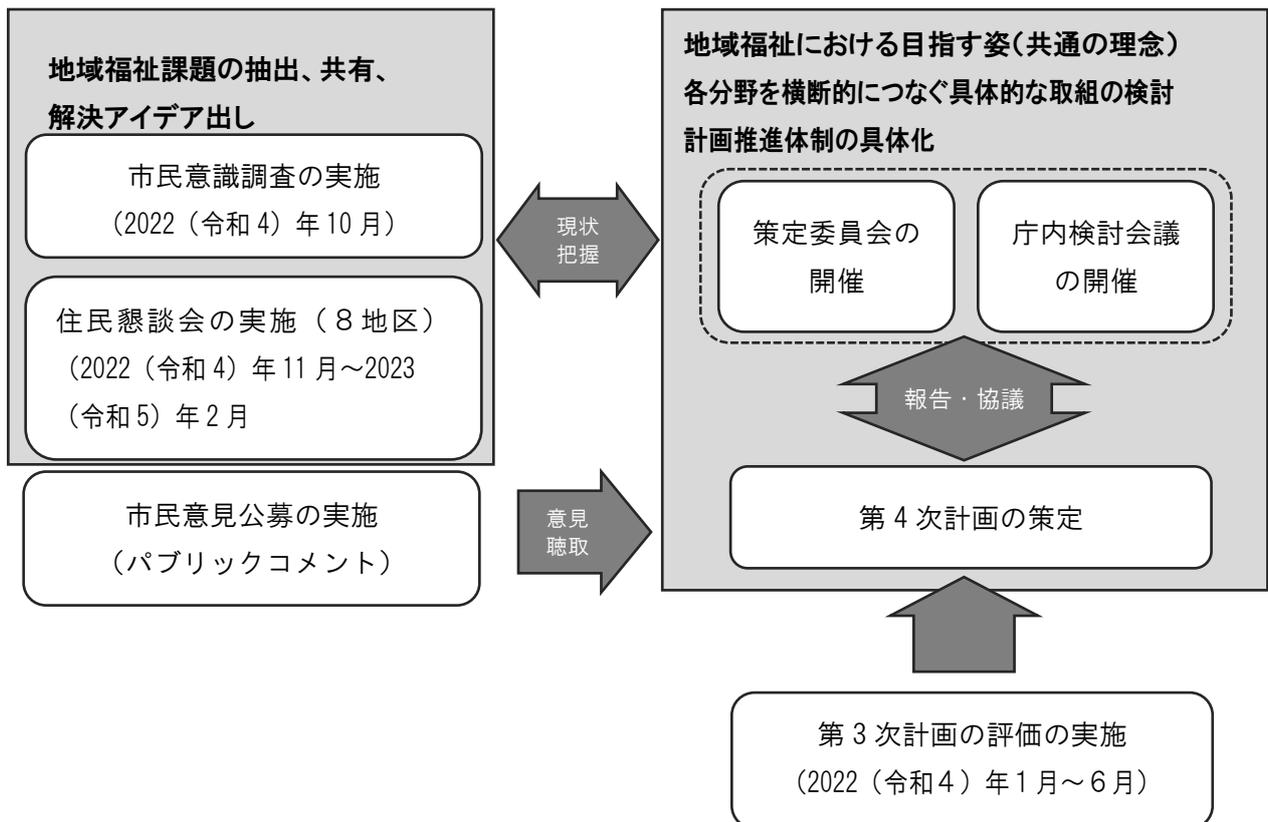
■計画の期間

計画名〔計画期間〕	2019 年度 令和 元年	2020 年度 令和 2年	2021 年度 令和 3年	2022 年度 令和 4年	2023 年度 令和 5年	2024 年度 令和 6年	2025 年度 令和 7年	2026 年度 令和 8年	2027 年度 令和 9年	2028 年度 令和 10年
藤岡市総合計画〔10年間〕	【第5次】2018～2027年度									
藤岡市地域福祉計画・藤岡市地域福祉活動計画〔5年間〕						【第4次】2024～2028年度				
ふじおか健康21夢プラン〔10年間〕	【第2次】2016～2025年度									
藤岡市障害者計画〔5年間〕				【第4次】2022～2026年度						
藤岡市障害福祉計画・藤岡市障害児福祉計画 【第7期】・【第3期】〔3年間〕						【第7期】・【第3期】 2024～2026年度				
藤岡市子ども・子育て支援事業計画〔5年間〕					【第2次】2020～2024年度					
藤岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔3年間〕						【第9期】 2024～2026年度				
藤岡市地域防災計画	必要に応じて見直し									

5 計画の策定体制

本計画の策定には、広く市民の意見を取り入れるため、地域福祉に関する意識・要望・意見を把握するための市民意識調査や地域の課題抽出のための住民懇談会を行っています。また、第3次計画に記載のある取組については、市関係各課及び社会福祉協議会による自己評価等を実施し、第4次計画へ反映しました。また、計画内容の検討・協議には、市民の代表や関係機関・団体等からなる策定委員会及び庁内の関係各課から構成される庁内検討会議の設置を行いました。

■市民参加による計画づくり



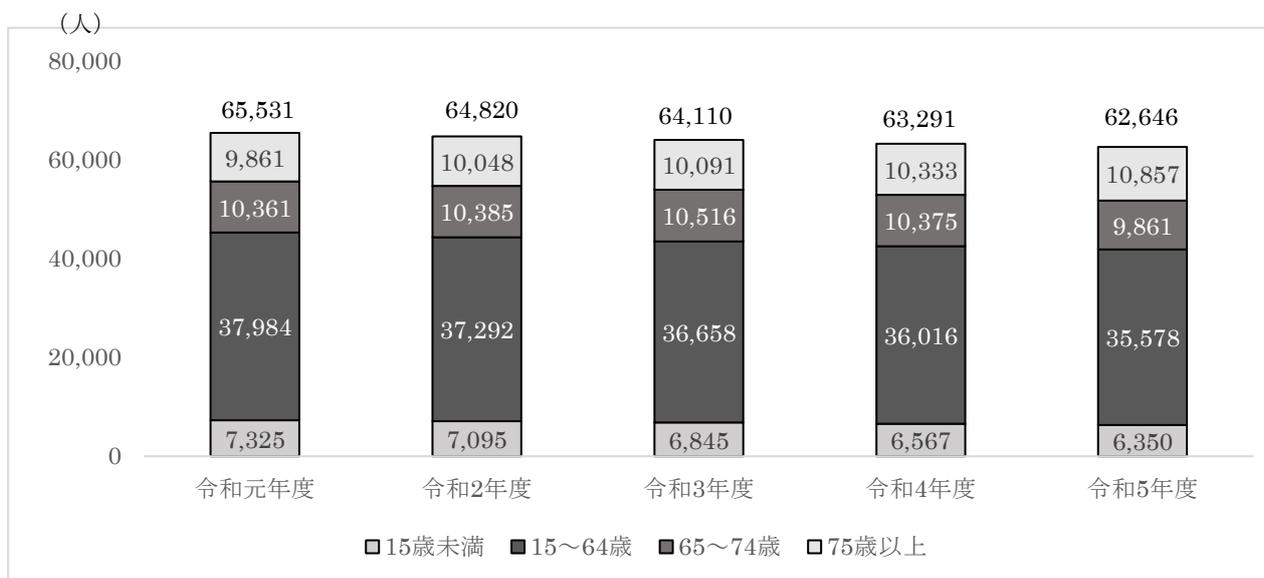
第2章 地域福祉をめぐる本市の状況

1 統計からみる現状

(1) 総人口・世帯の状況

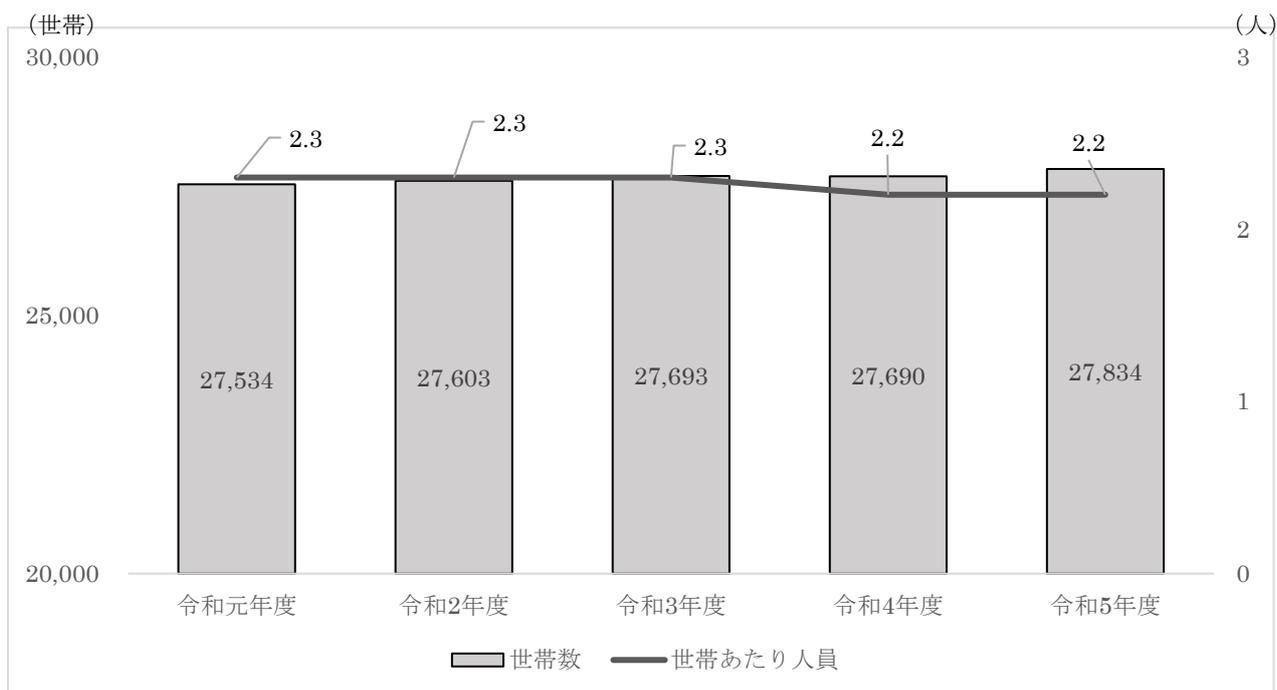
本市の総人口は、減少しており、2023（令和5）年度現在では62,646人と、2019（令和元）年度比で2,885人の減少となっています。世帯数は増加がみられますが、世帯あたりの人員は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口の推移



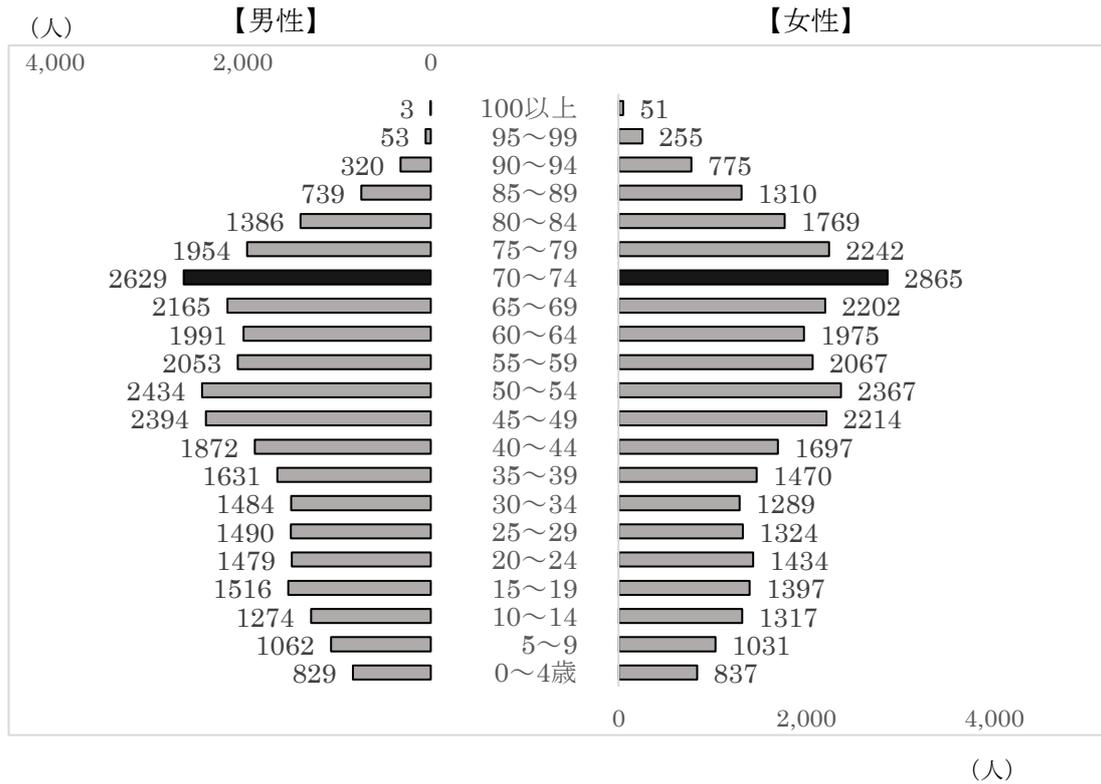
資料：市民課（住民基本台帳 各年4月1日現在）

■世帯数及び世帯あたりの人員の推移



資料：市民課（住民基本台帳 各年4月1日現在）

■人口ピラミッド

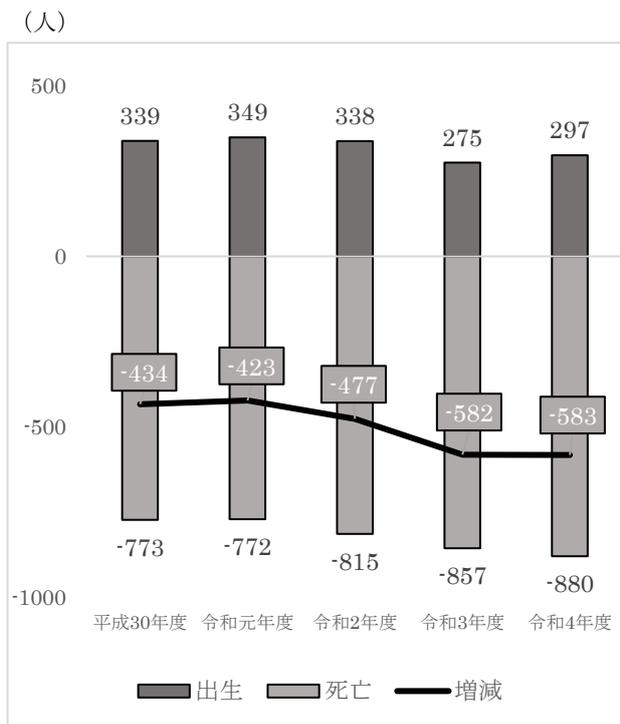


資料：市民課（住民基本台帳 2023（令和5年4月1日現在）

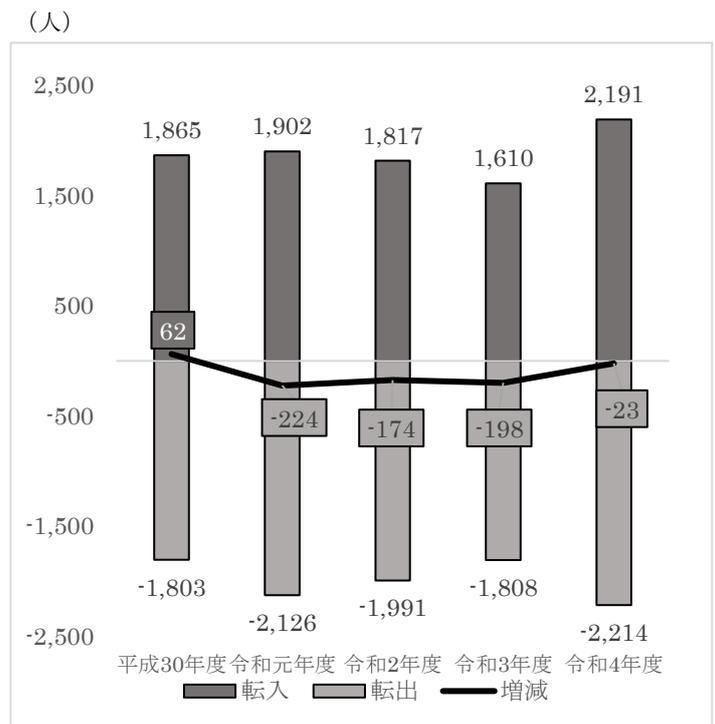
(2) 人口動態

自然動態については、死亡数が出生数を上回っており、いずれの年においても自然減となっています。社会動態については、2018（平成30）年度は転入数が転出数を上回っていましたが、2019（令和元）年度以降、転出数が転入数を上回っています。

■自然動態



■社会動態

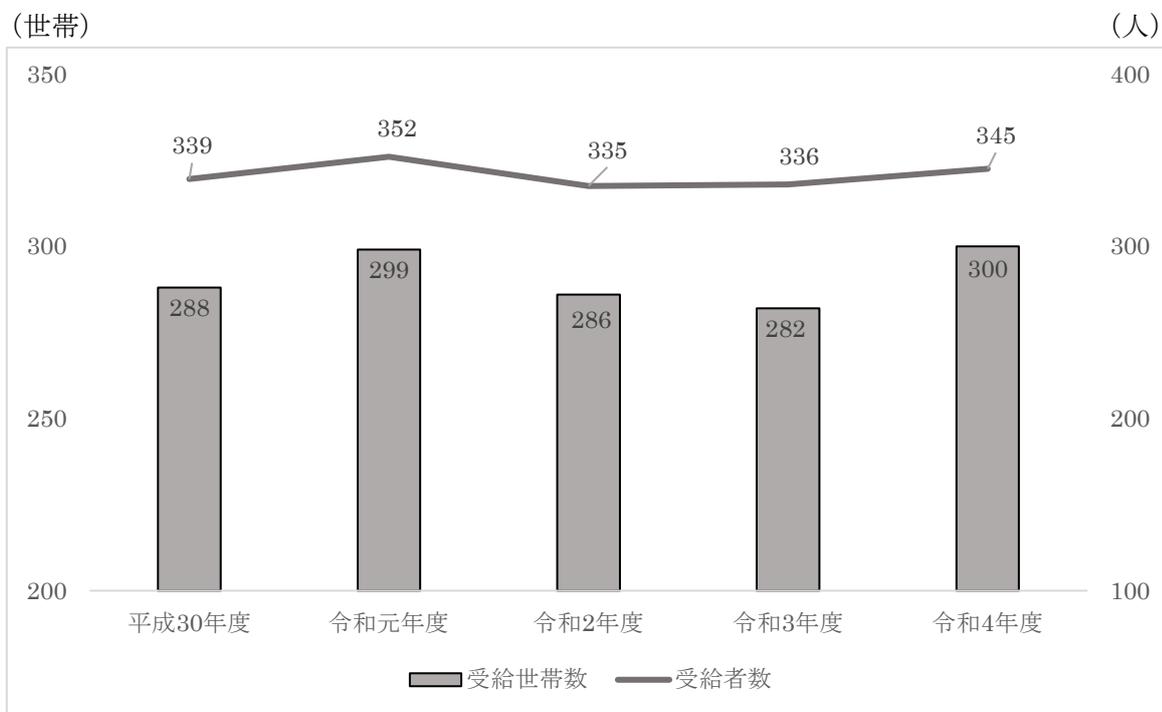


資料：市民課（各年4月1日現在）

(3) 生活保護の状況

生活保護受給世帯及び受給者については、受給世帯は2018（平成30）年度以降280世帯前後でしたが、2022（令和4）年は300世帯となりました。受給者数は約330～350人程で推移しています。

■生活保護受給者世帯及び受給者数

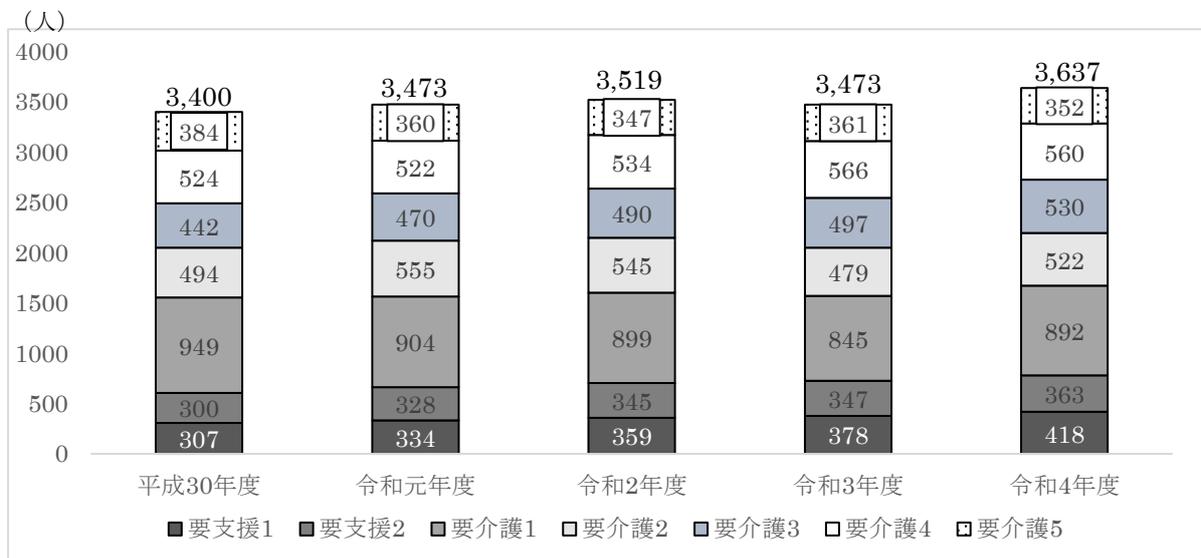


資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数については、増加が続いており、2022（令和4）年度現在では3,634人となっています。また、要介護1の認定者の増加が大きく、全体に占める割合が全国や群馬県と比べて多くなっています。

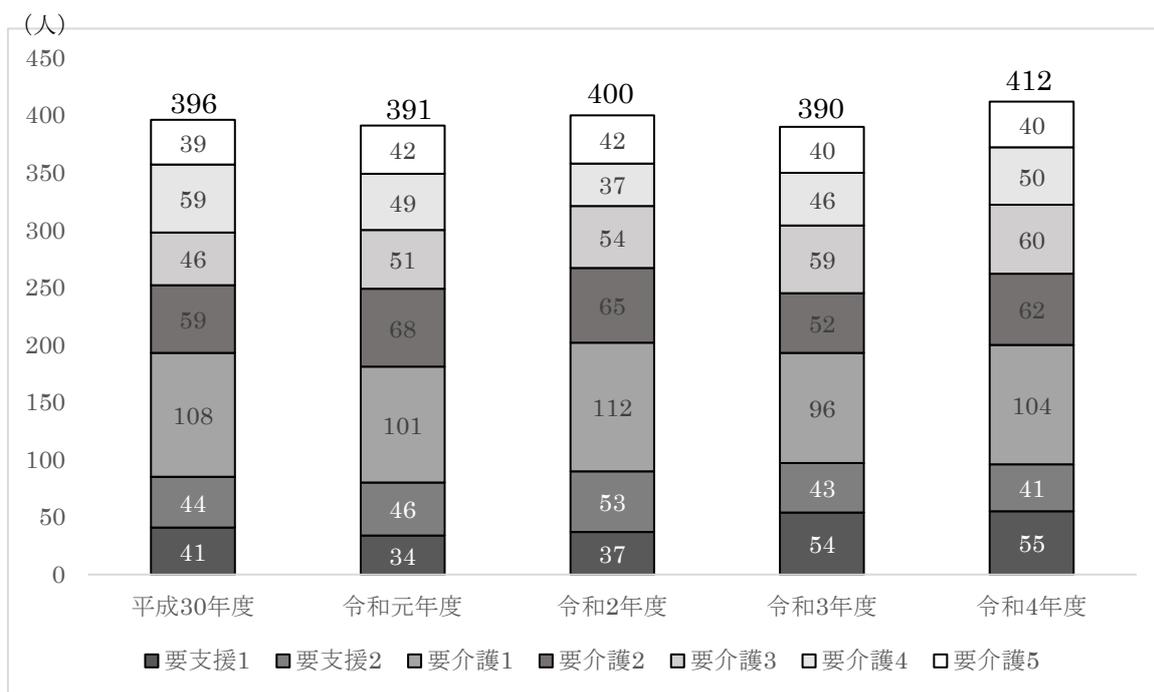
■要介護認定者数の推移



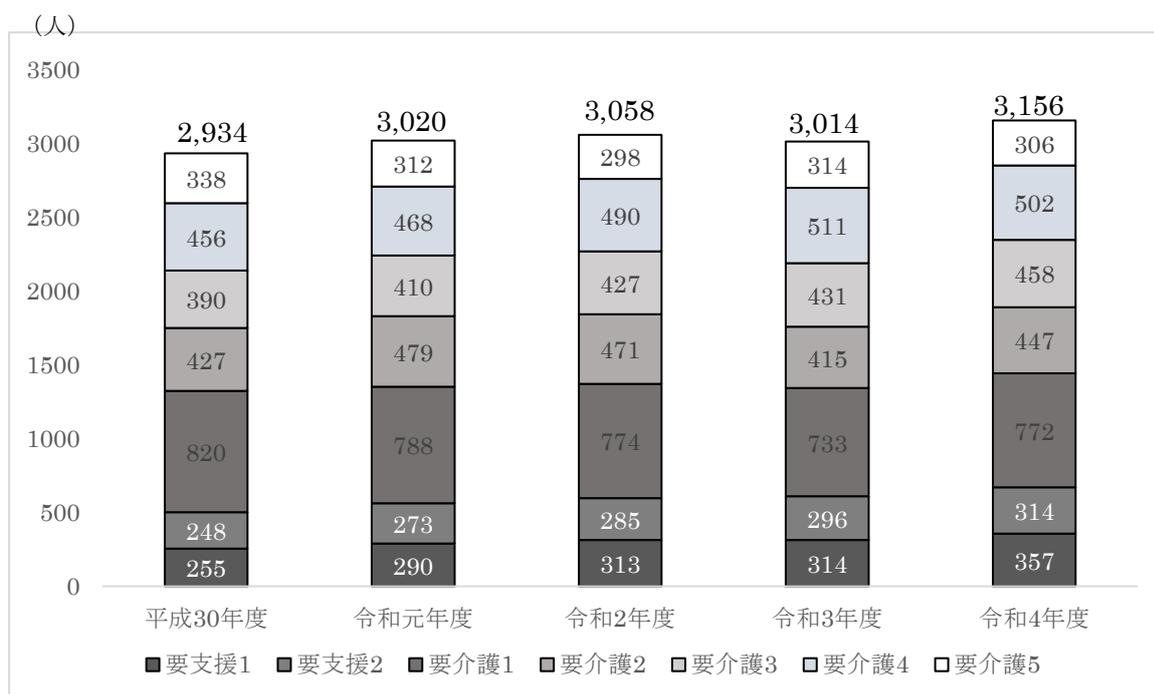
資料：介護保険課（各年3月31日現在）

■年代別認定度別要介護認定者数の推移

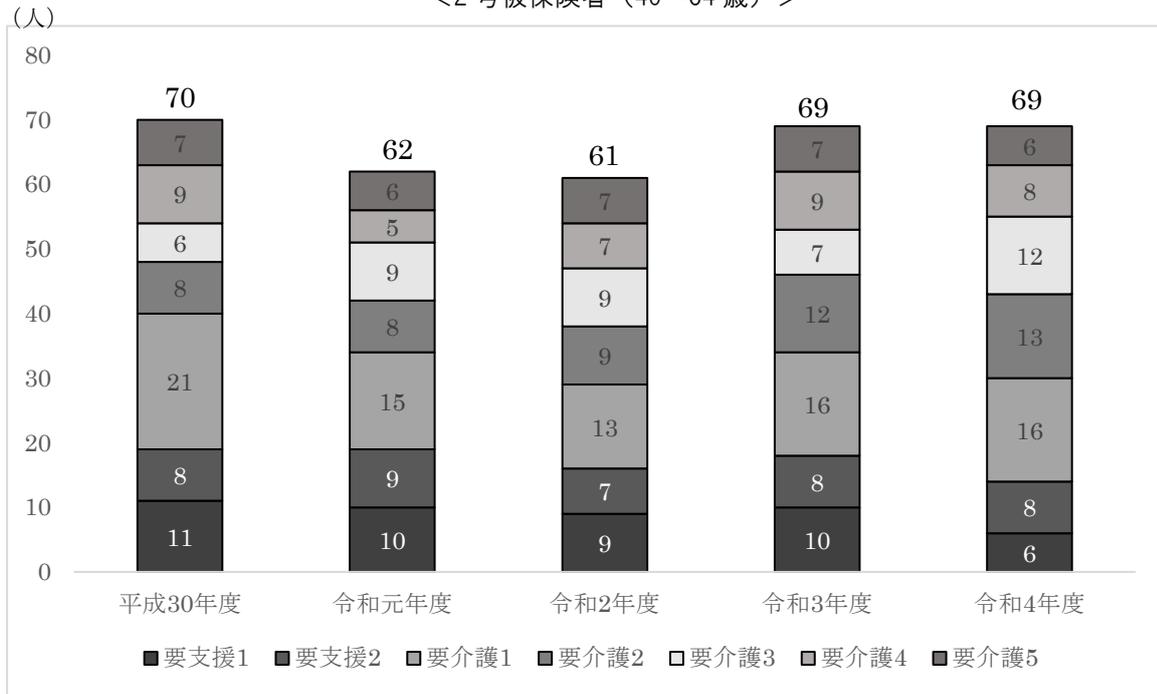
< 1号被保険者 (65~74歳) >



< 1号被保険者 (75歳以上) >



<2号被保険者(40~64歳)>

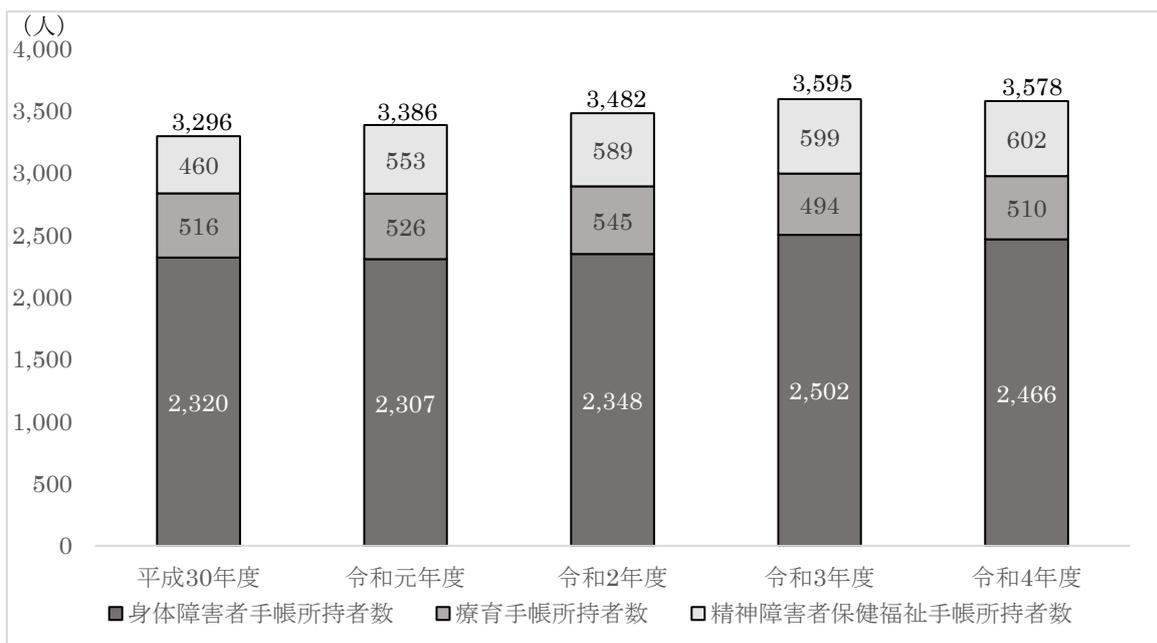


資料：介護保険課（各年3月31日現在）

(5) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は2021（令和3）年度以降増加傾向となっています。療育手帳所持者は横這いですが精神障害者保健福祉手帳所持者は2018（平成30）年度以降増加傾向となっています。全体として、障害者手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(6) 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯については、2020（令和2）年現在約5割と全体の半分を占めており、全国や群馬県と比べて多くなっています。また、高齢単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向となっています。

■高齢者のいる世帯の状況

（単位：人）

	平成27年	令和2年	群馬県 (令和2年)	全国 (令和2年)
総世帯	24,513	25,362	805,252	53,331,797
65歳以上の高齢者のいる世帯	11,982	12,758	343,196	21,713,308
	48.9%	50.3%	44.5%	40.7%
高齡単身世帯	2,678	3,285	79,885	5,927,686
	10.9%	13.0%	10.3%	11.1%
高齡者夫婦のみ世帯	3,160	3,616	94,018	6,079,126
	12.9%	14.3%	12.2%	11.4%

資料：国勢調査

(7) 虐待相談の状況

虐待相談件数については、高齢者と児童に関しては2018（平成30）年度以降増加傾向となっています。

■高齢・児童・障がい者虐待相談件数の推移

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者虐待相談件数	9	8	11	8	9
児童虐待相談件数	25	31	48	45	27
障がい者虐待相談件数	0	0	0	0	0

資料：介護保険課、子ども課、福祉課（各年3月31日現在）

(8) 避難行動要支援者登録の状況

避難行動要支援者登録者数については、2023（令和5）年度現在2,312人と2019（令和元）年度に比べて、増加しています。

■避難行動要支援者登録者数の推移

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	794	887	2,470	2,096	2,312

資料：地域安全課

(9) 民生委員・児童委員の活動状況

① 民生委員・児童委員の地区別定数

民生委員・児童委員の地区別定数については、120世帯から280世帯に1人と定められており、地区の面積も配慮されています。

■ 民生委員・児童委員の地区別定数 (単位：人)

藤岡地区	神流地区	小野地区	美土里地区	美九里地区	平井地区	日野地区	鬼石地区	合計
34	14	18	14	15	9	11	25	140

資料：福祉課（2022（令和4）年12月1日現在）

② 民生委員・児童委員の相談支援件数

民生委員・児童委員の相談支援件数については、高齢者、子ども、障がい者に関すること全てで増加しています。また、全体の件数も増加傾向にあります。

■ 民生委員・児童委員の相談支援件数の推移 (単位：件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援件数	高齢者に関すること	551	439	547	505	558
	子どもに関すること	326	375	467	546	539
	障がい者に関すること	48	72	19	14	116
	その他	220	206	132	151	176
	合計	1,145	1,092	1,165	1,216	1,389
活動日数		15,339	15,051	13,265	12,922	14,787

資料：福祉課（各年3月31日現在）

2 市民意識調査からみる現状

(1) 実施概要

① 調査の目的

第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたって、市民の地域福祉に関する意識と実態を把握するため、市民意識調査（以下「調査」という。）を実施しました。

② 2022(令和4)年調査の実施概要

(1) 調査地域：藤岡市全域

(2) 調査対象者：藤岡市在住の18歳以上の住民

(3) 抽出方法：2,000人（均等割：800人＋地区割：1,200人）

均等割：8地区各100人

地区割：人口に応じて抽出

（ 藤岡：340人、神流：175人、小野：251人、美土里：156人、
美九里：98人、平井：63人、日野：32人、鬼石：85人
※また、年齢も10歳ごとの構成割合に応じて抽出

(4) 調査方法：郵送配布・郵送回収

(5) 調査期間：2022(令和4)年10月4日～11月4日まで

(6) 回収状況 アンケート結果集計 回答件数（集計記録）

地区	対象者数	有効回収数	有効回収率
全体	2,000人	842人	42.1%
藤岡	440人	281人	63.9%
神流	275人	90人	32.7%
小野	351人	97人	27.6%
美土里	256人	91人	35.5%
美九里	198人	83人	41.9%
平井	163人	63人	38.7%
日野	132人	48人	36.4%
鬼石	185人	78人	42.2%
不明		11人	

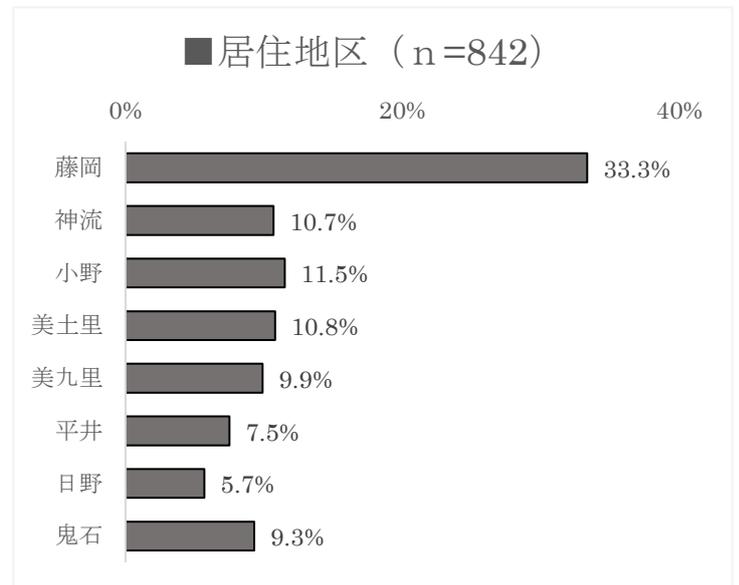
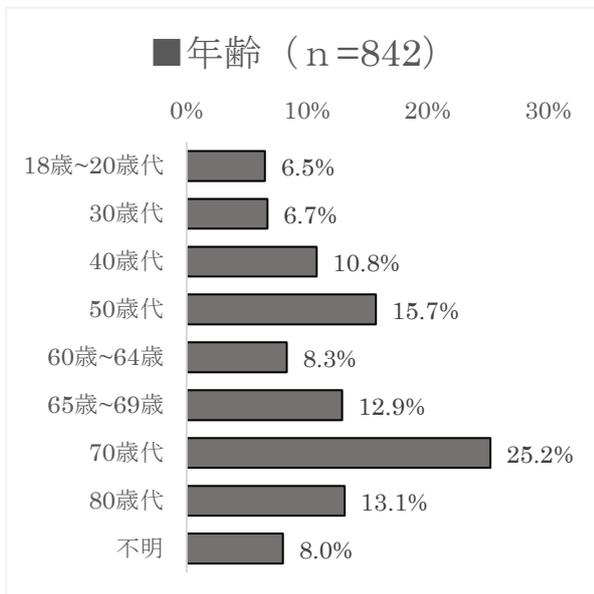
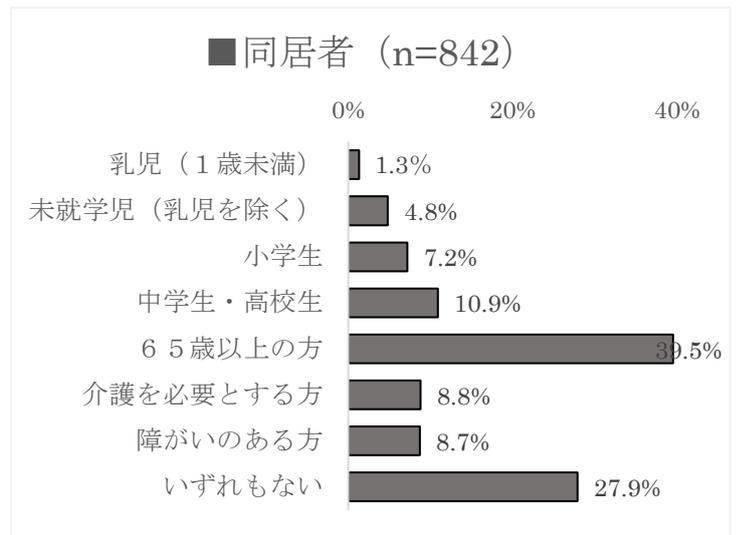
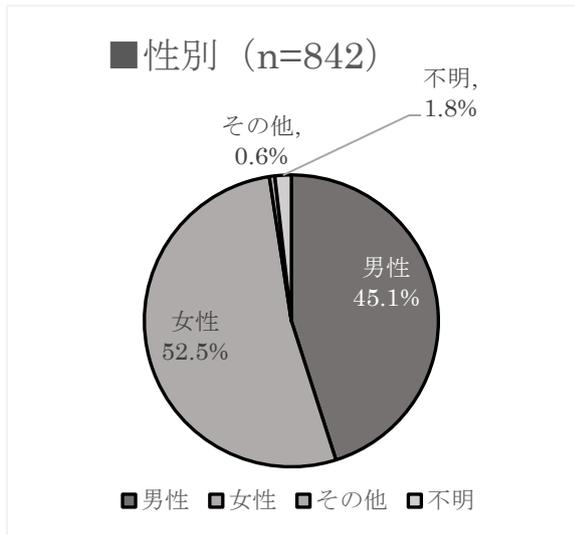
(2) 結果概要

① 回答者について

○同居者は、「65歳以上の方」が約4割、次いで「いずれもない」が多く、高齢者世帯が多くなっています。

○年齢は、「70歳代」が最も多く、次いで「50歳代」、「80歳代」となっています。

○居住地区は、「藤岡」が最も多く、次いで「小野」「美土里」となっています。



※調査結果の留意点

図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

② 福祉意識について

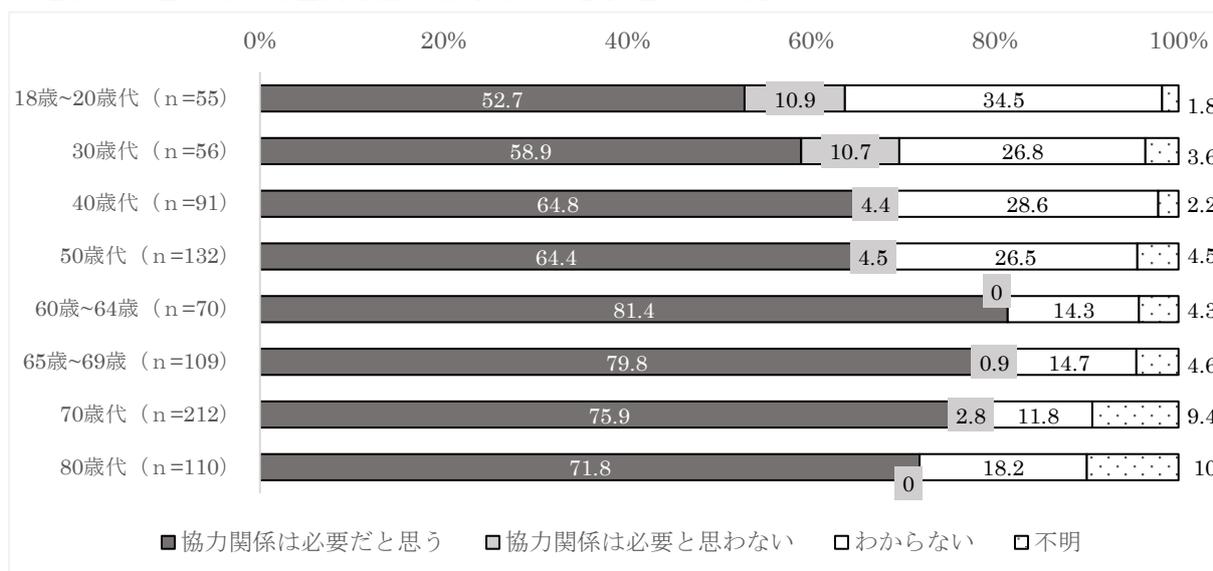
住民相互の自主的な協力関係は重要と感じている一方で、支援を求めている人への支援は支援「できない・わからない」の割合が多く、地域の福祉意識の醸成が求められます。

○住民相互の自主的な協力関係が必要だと感じるかを年代別にみると、いずれの年代においても「協力関係は必要だと思う」が最も多くなっています。また、18歳～20歳代と30歳代で「協力関係は必要と思わない」が約1割と、他の年代に比べて多くなっています。

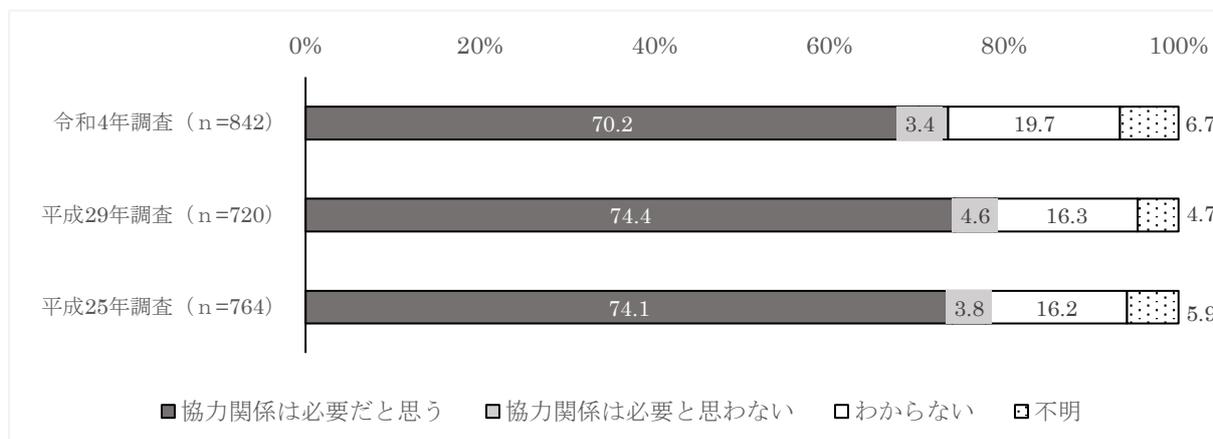
○何らかの支援を必要としている人を支援できるかは、市全体でみると、「支援をしたい」「支援したいが自分のことで精一杯で余裕がない」でそれぞれ約3割となっています。年代別では、70歳代で「できる範囲で支援したい」が一番高くなっています。18歳～20歳代、40歳代で「余計なお世話になってしまうので支援はしない」の割合が他の年代と比べて高くなっています。

○悩みや不安については、「自分や家族の老後について」が最も多く、次いで「自分や家族の健康について」が多くなっています。

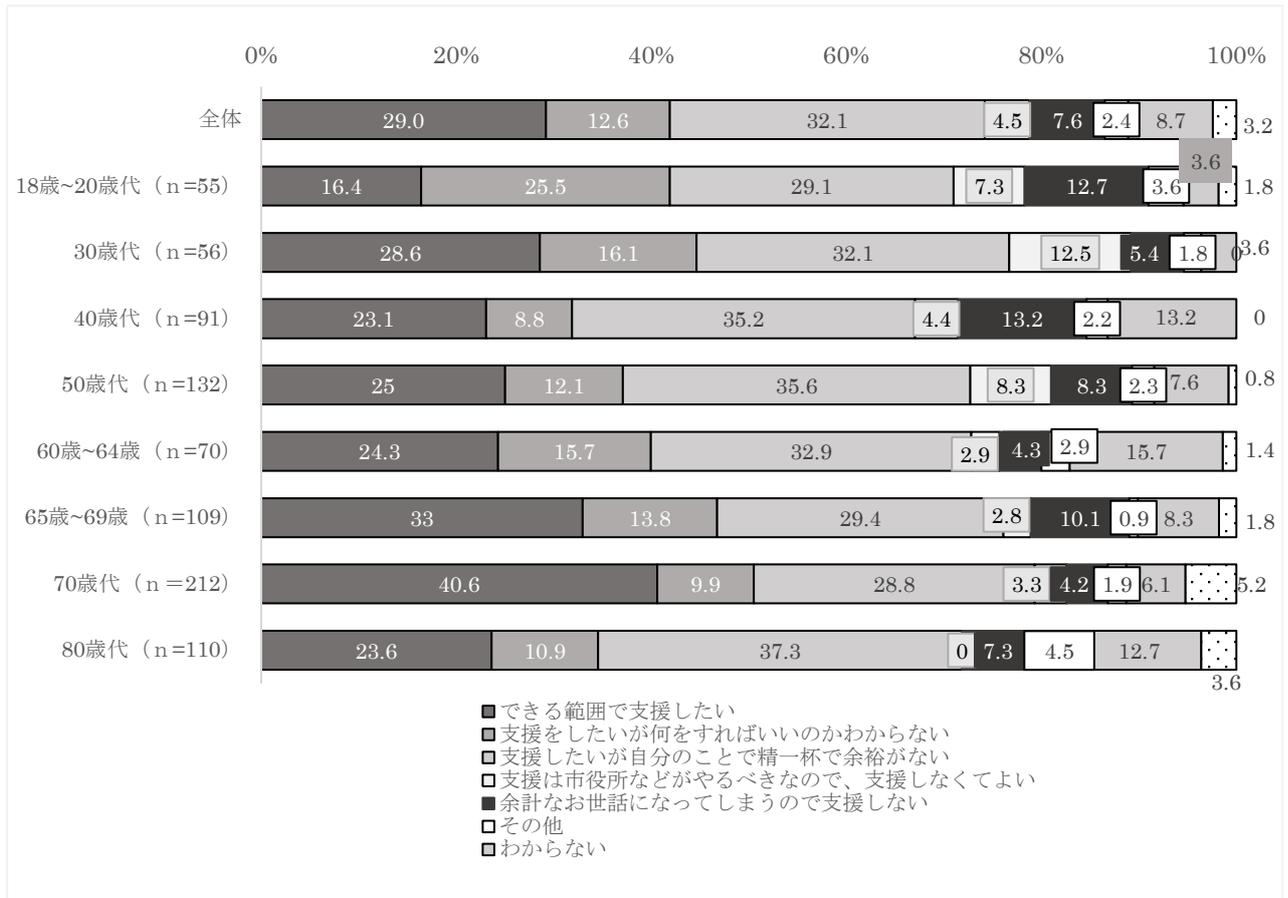
■地域の問題に対して住民同士の協力関係の必要性（年代別）



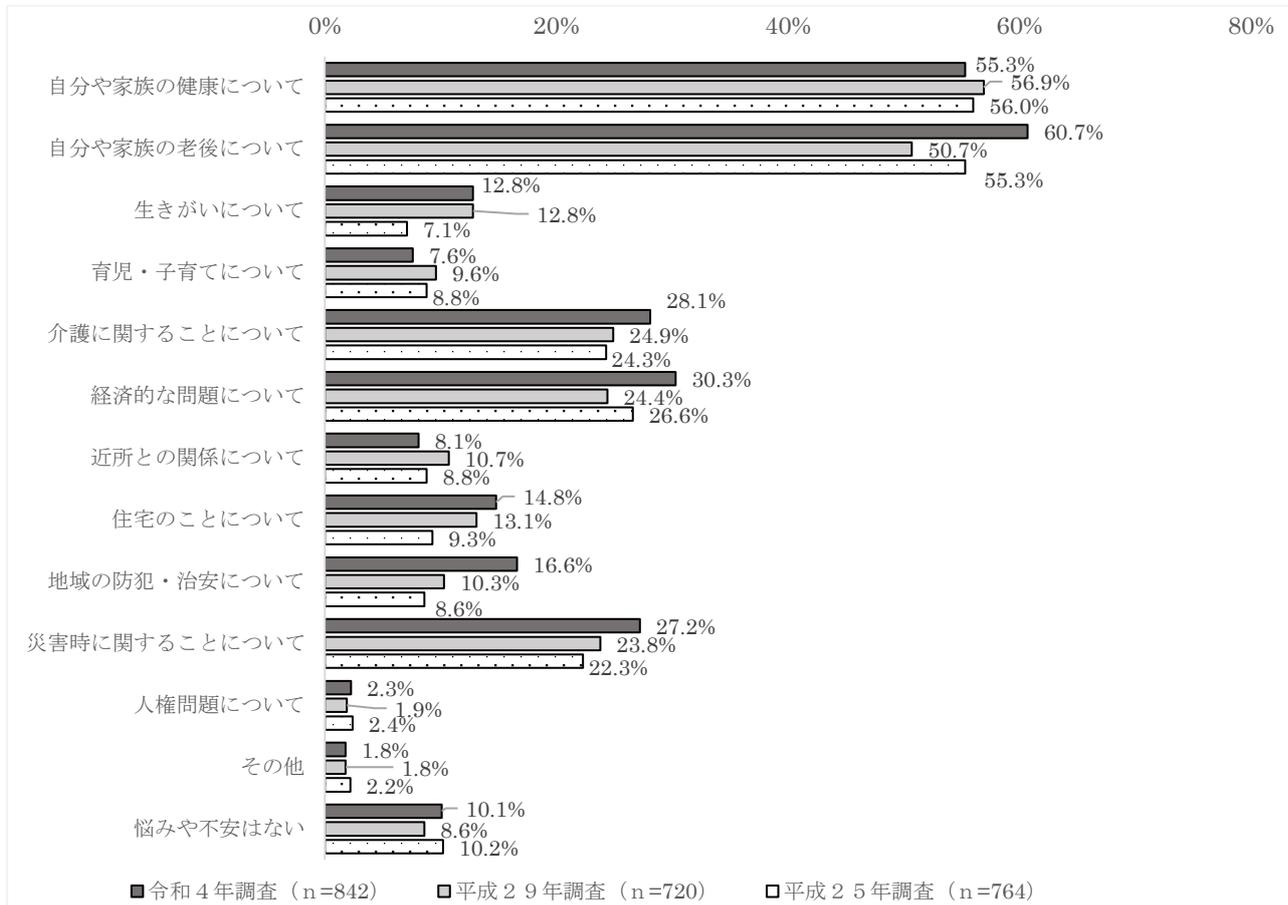
■地域の問題に対して住民同士の協力関係の必要性（経年比較）



■何らかの支援を必要としている人を支援できるか



■不安や悩み（経年比較）

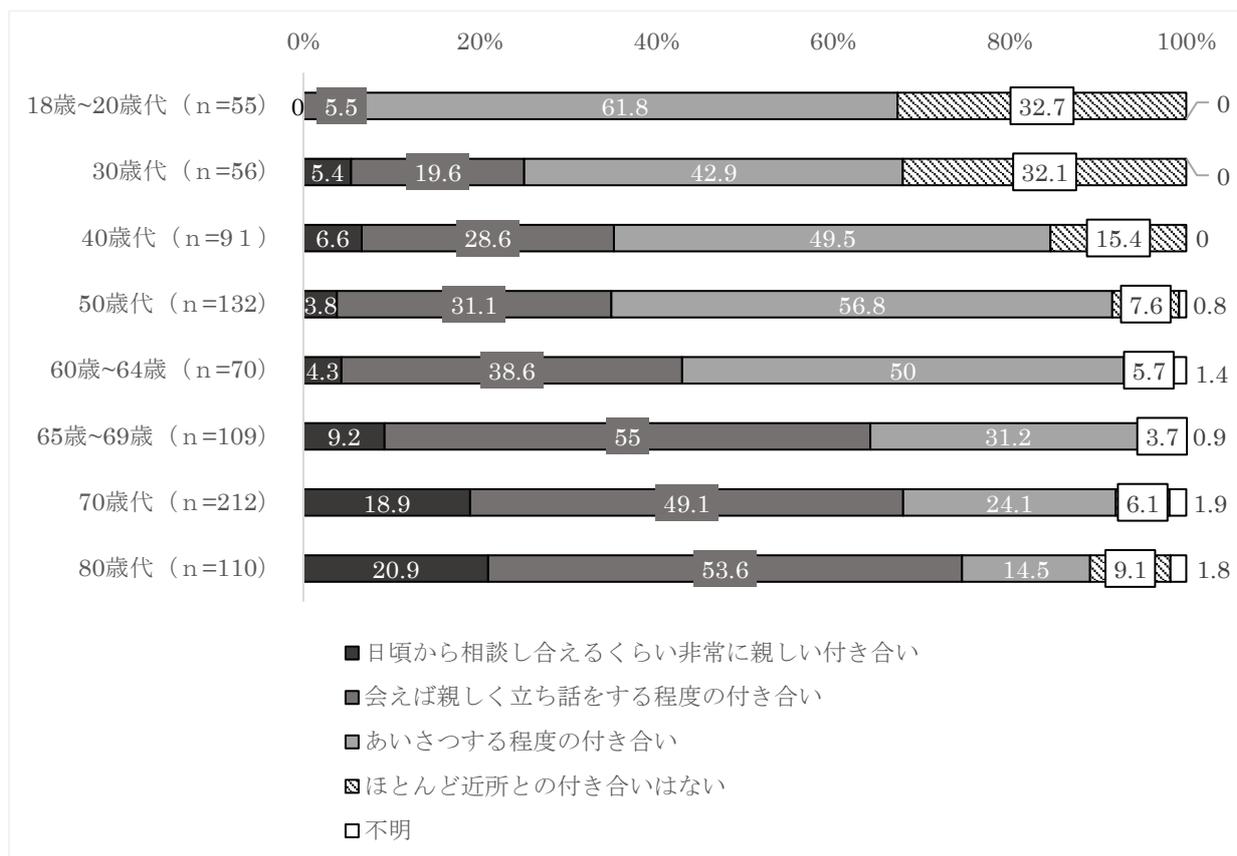


③ 地域・近所との関わりについて

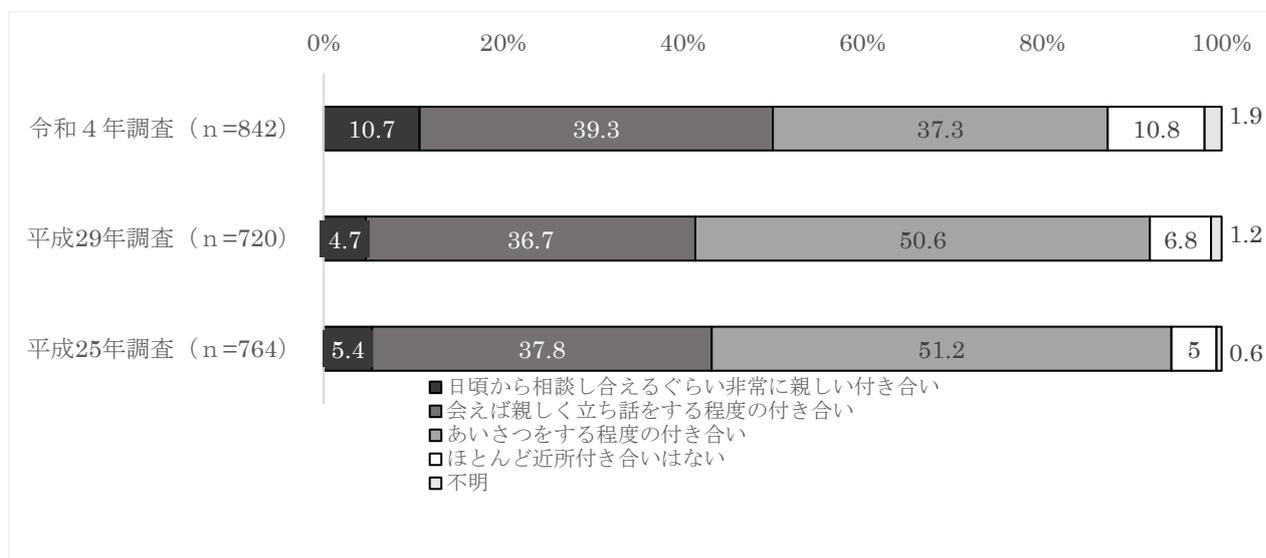
若い年代を中心に、地域との付き合いや活動への参加が少なくなっています。適切な情報提供を行うことで、多世代の交流を生み出すことが重要です。

○近所付き合いについては、若い年代ほど「非常に親しく付き合っている」の割合が低く、「あいさつをする程度の付き合い」の割合が多くなっています。

■近所付き合いの状況（年代別）



■近所付き合いの状況（経年比較）



④ 地域活動への参加について

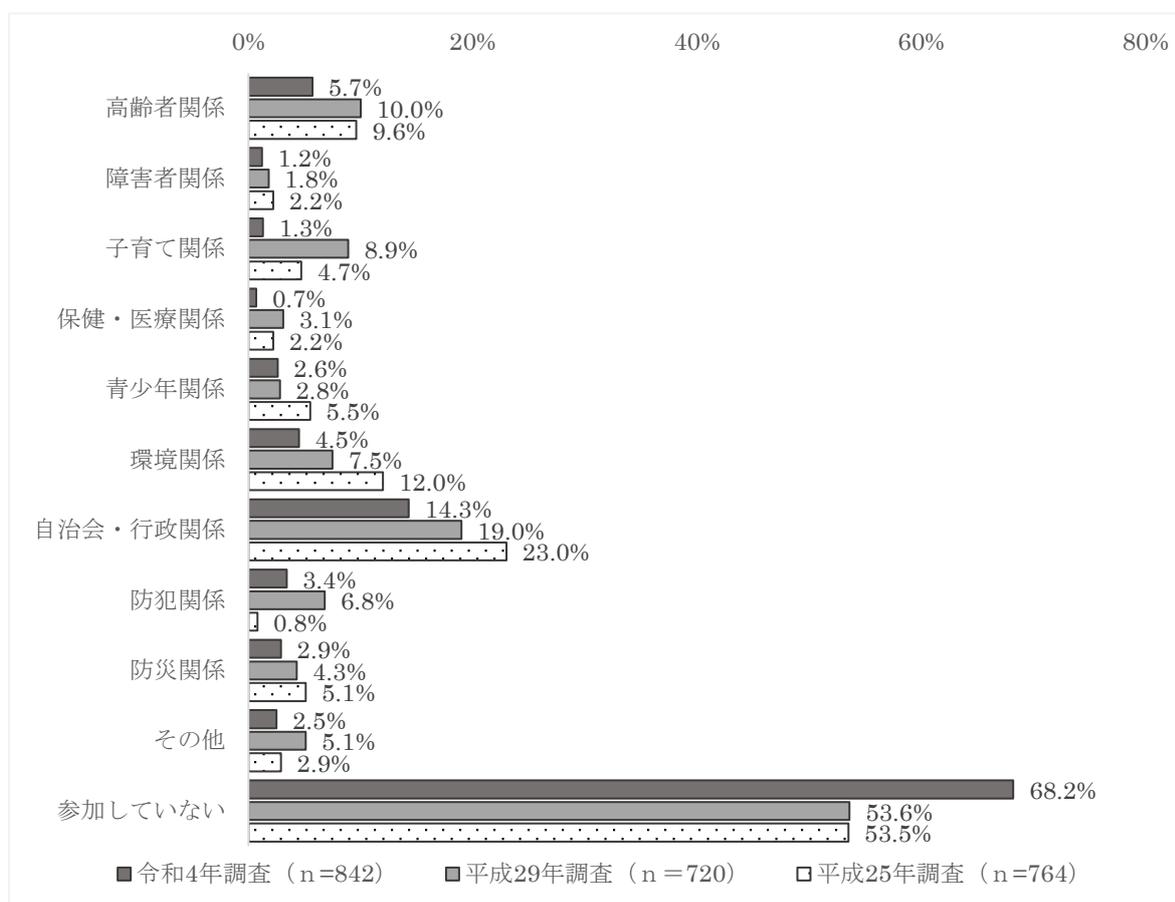
地域活動に参加していない人も、活動内容や時間等、それぞれが参加しやすい条件に合わせた活動を展開することで、地域の担い手の確保が期待されます。

○地域で現在参加している活動は、「参加していない」が6割以上と全体の半数以上で最も多く、次いで「自治会・行政関係」、「高齢者関係」となっています。

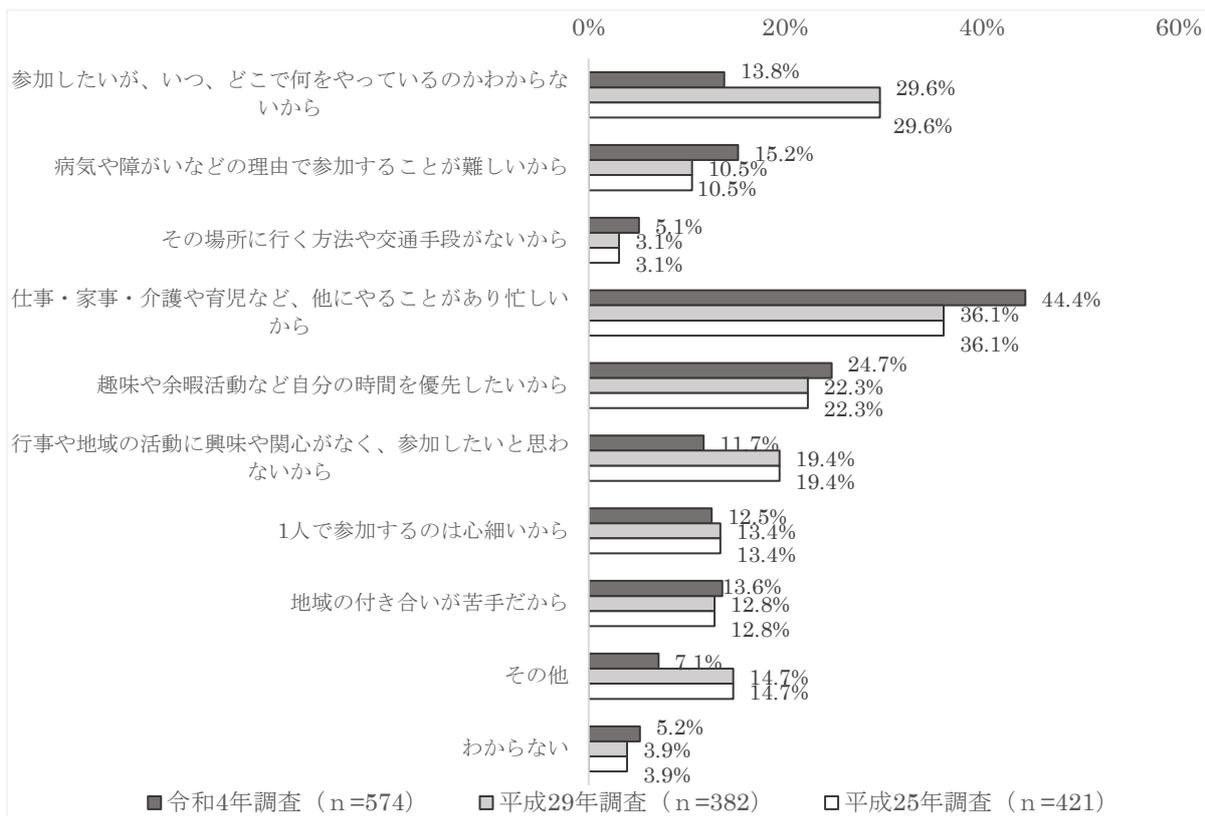
○地域活動に参加していない理由については、「仕事・家事・介護や育児など、他にやることがあり忙しいから」が最も多く、次いで「趣味や余暇活動など自分の時間を優先したいから」となっています。

○今後参加したい地域活動については、「自治会・行政関係」が最も多く、次いで「環境関係」、「高齢者関係」となっています。

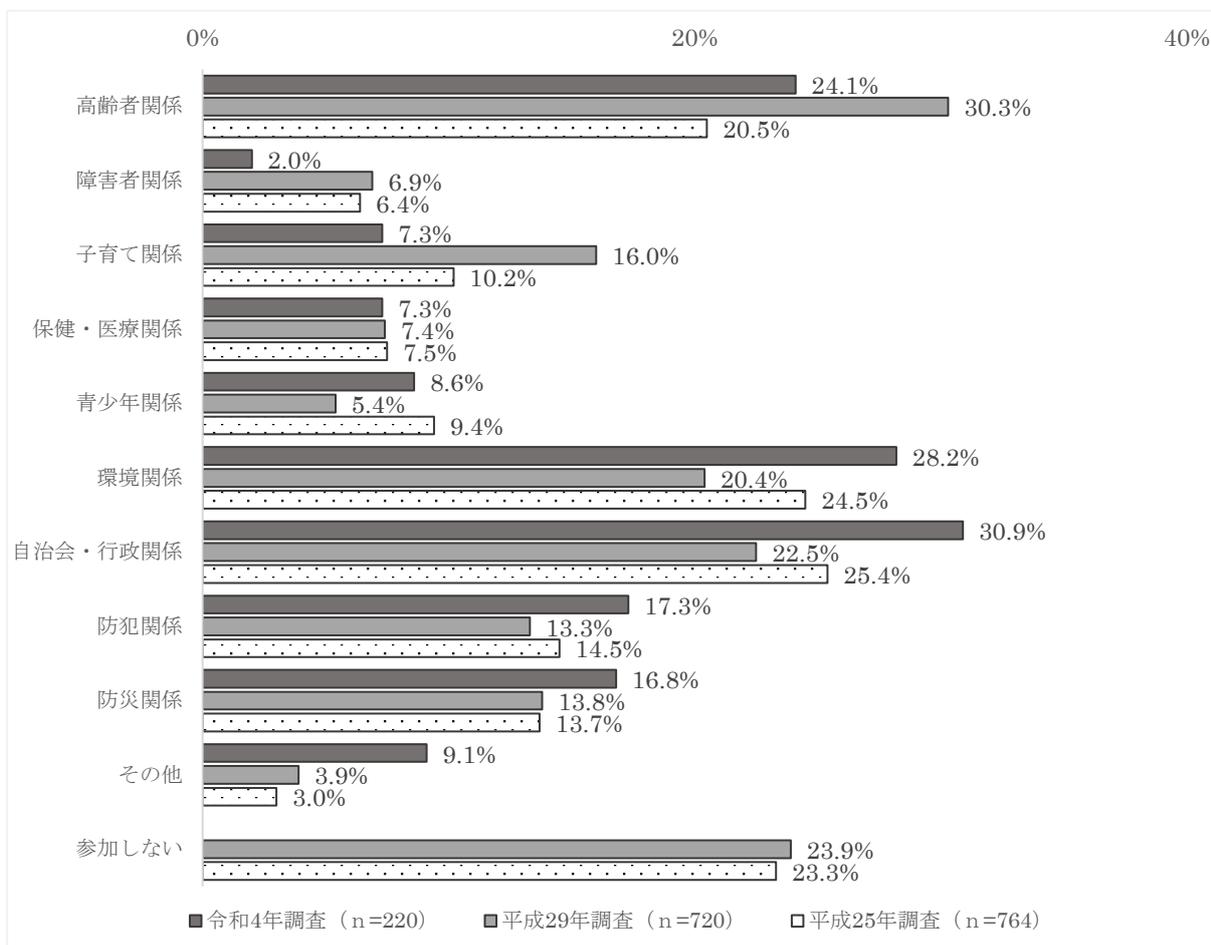
■現在参加している地域活動（経年比較）



■地域活動に参加していない理由（経年比較）



■今後参加したい地域活動（経年比較）



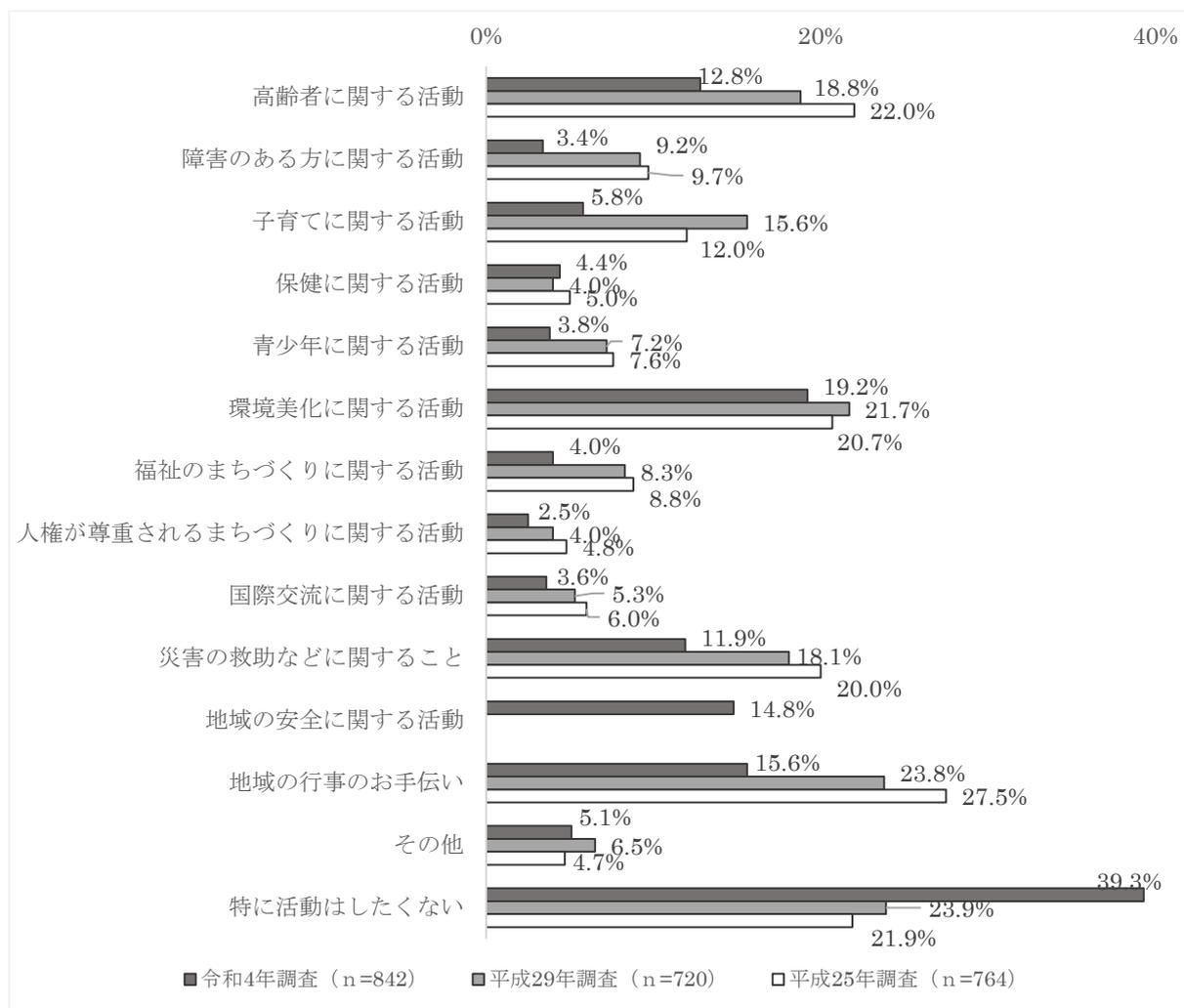
⑤ ボランティア活動への参加について

ボランティア活動への参加については、参加したい活動はないとする人が多くなっていますが、自分に合った時間や活動内容であれば参加できるとする人が約5割いることから、支援を求める側のニーズと支援する側の活動時間や内容等の擦り合わせが求められます。

○参加したいボランティア活動は、「特に活動はしたくない」が約4割と最も多く、次いで「環境美化に関する活動」、「地域の行事のお手伝い」となっています。

○ボランティア活動への参加条件は、「自分に合った時間や内容の活動があれば」が約5割と最も多くなっています。

■参加したいボランティア活動（経年比較）

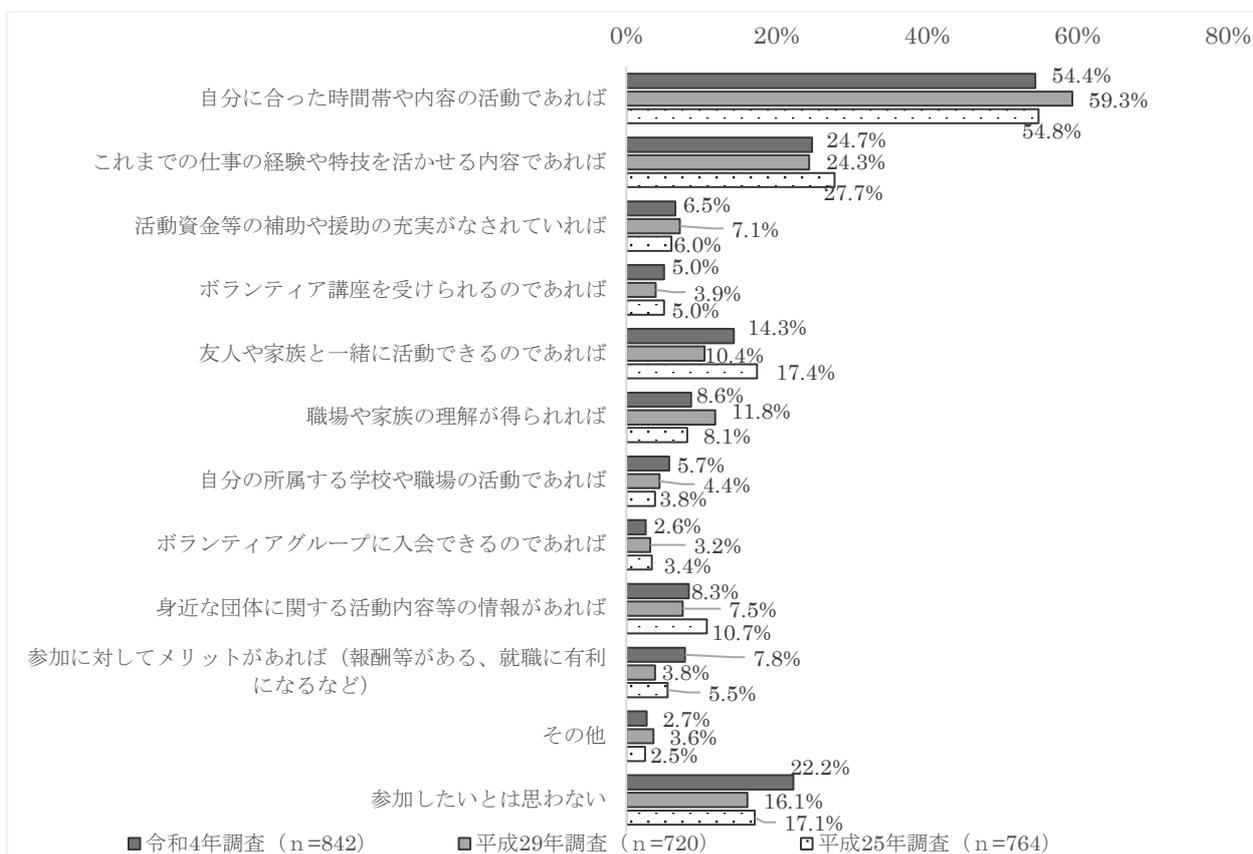


■参加したいボランティア活動（年代別）

（単位：％）

	る高 活 動 者 に 関 す	に障 害の ある 活 動 方	る子 活 育 て に 関 す	活保 健に 関 す	る青 活 少 年 に 関 す	す環 境 活 美 化 に 関	活く福 動り社 にの 関ま すち づ
18歳～20歳代(n=55)	7.3	1.8	7.3	9.1	9.1	16.4	9.1
30歳代(n=56)	8.9	5.4	14.3	3.6	3.6	12.5	1.8
40歳代(n=91)	13.2	5.5	11.0	4.4	9.9	18.7	5.5
50歳代(n=132)	11.4	6.1	6.8	6.1	2.3	18.2	4.5
60～64歳(n=70)	5.7	7.1	10.0	7.1	1.4	21.4	1.4
65～69歳(n=109)	11.9	1.8	7.3	3.7	7.3	33.0	6.4
70歳代(n=212)	19.8	1.9	0.9	3.3	1.9	18.9	4.2
80歳代(n=110)	11.8	0.9	0.9	1.8	0.0	12.7	0.0
	動りれ人 にる権 関まが すち尊 るづ重 活くさ	関国 す際 る交 活流 動に	とど災 活害 育に ての 関救 す助 るこ な	関地 す域 るの 活安 動全 に	お地 手域 伝の い行 事の	そ の 他	し特 たに く活 ない 動は
18歳～20歳代(n=55)	3.6	9.1	18.2	10.9	12.7	3.6	38.2
30歳代(n=56)	1.8	5.4	10.7	8.9	14.3	5.4	42.9
40歳代(n=91)	3.3	7.7	13.2	18.7	17.6	1.1	48.4
50歳代(n=132)	3.8	6.1	11.4	16.7	12.9	5.3	37.1
60～64歳(n=70)	2.9	5.7	7.1	15.7	15.7	4.3	37.1
65～69歳(n=109)	4.6	1.8	10.1	23.9	29.4	0.9	35.8
70歳代(n=212)	0.9	0.5	12.3	13.7	16.0	6.1	35.4
80歳代(n=110)	0.9	0.0	8.2	9.1	8.2	10.9	43.6

■ボランティア活動への参加条件（経年比較）



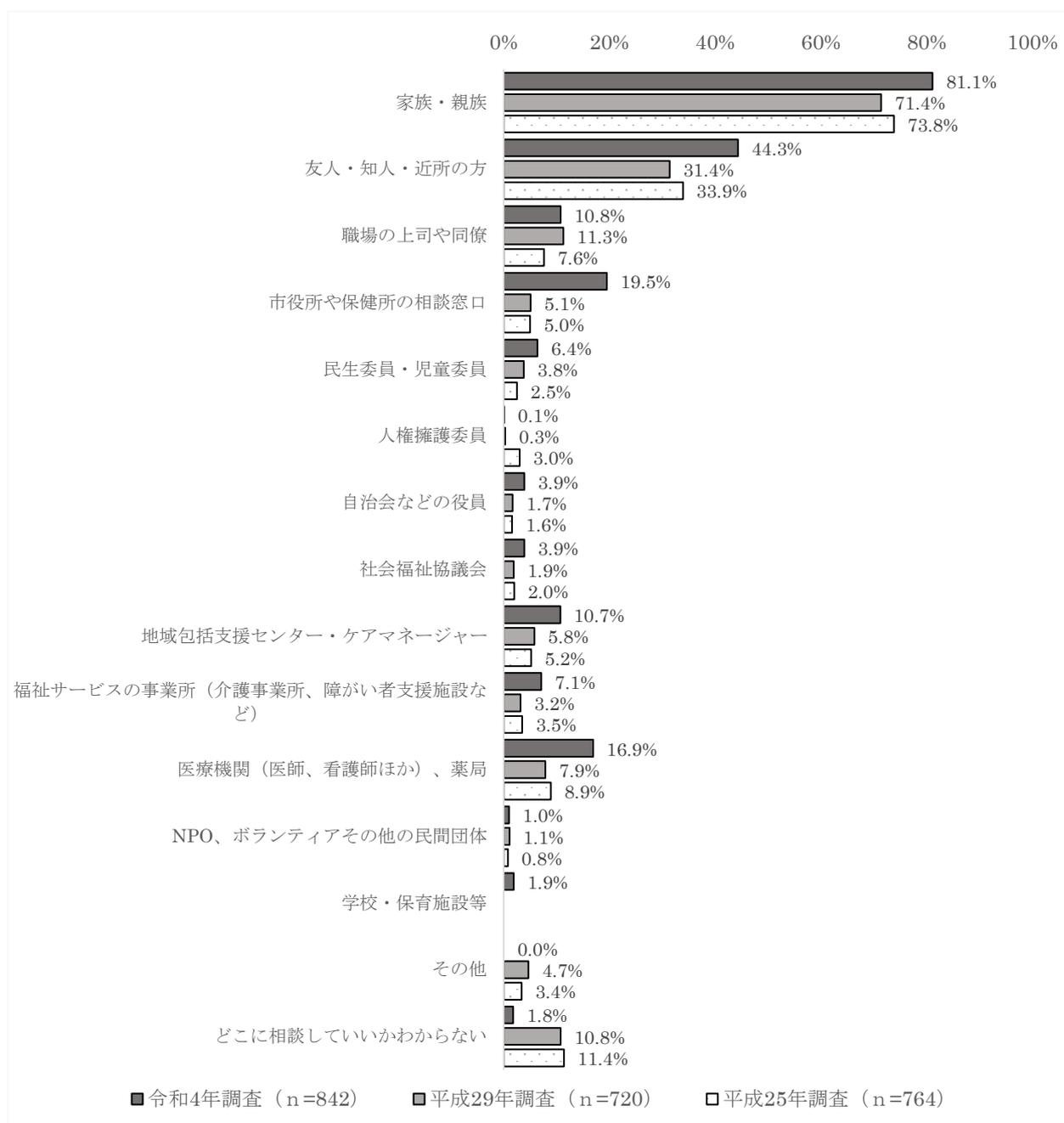
⑥ 相談や情報の入手について

相談先や情報の入手先は、その人の年齢や状況、特徴等によって様々です。いざという時のために、一人ひとりが困ったときの相談先や福祉情報の入手方法を確立していくことが重要です。

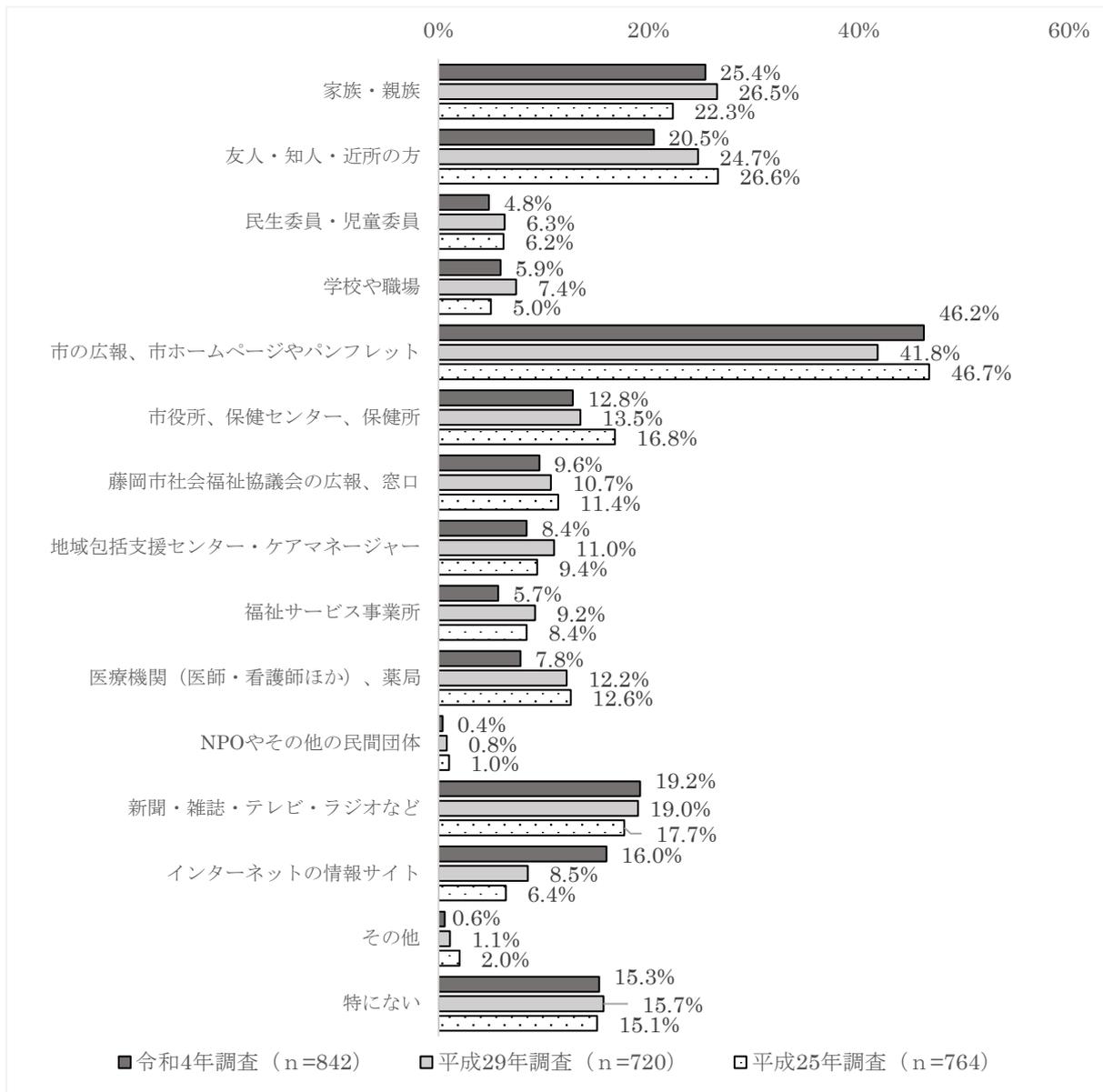
○悩みや不安を誰（どこ）に相談しているかは、「家族・親族」が約8割と最も多く、次いで「友人・知人・近所の方」、「市役所や保健所の相談窓口」となっています。

○福祉サービスに関する情報入手先を年代別にみると、18～20歳代では「インターネットの情報サイト」、80歳代では「家族・親族」、その他の年代で「市の広報・ホームページやパンフレット」が最も多くなっています。また、18～20歳代で「特になし」が約3割と、他の年代に比べて多くなっています。

■悩みや不安の相談先（経年比較）



■福祉サービスに関する情報入手先（経年比較）



⑦ 災害時の対応等について

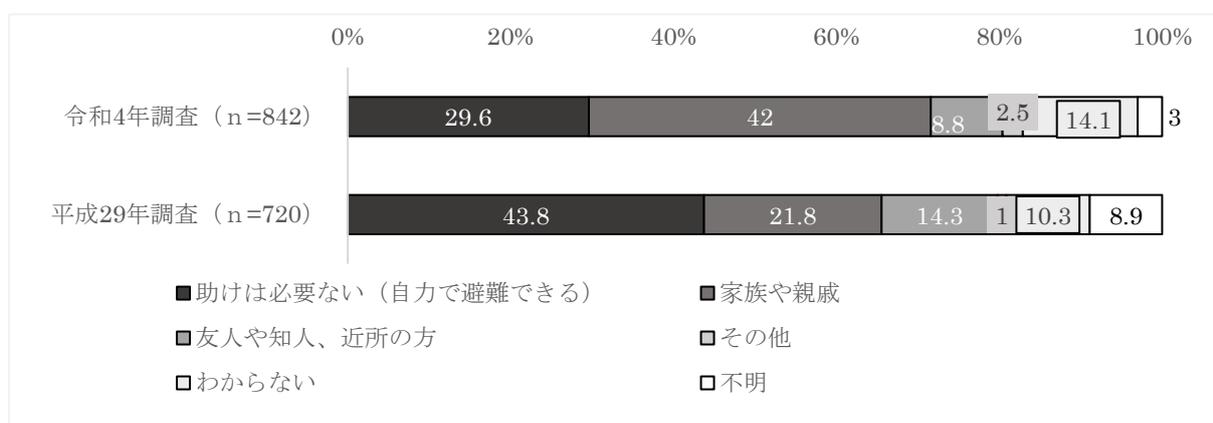
若い年代を中心に、防災活動や訓練に参加しておらず、活動自体も知らない割合が多くなっています。また、5年前と比較して避難場所の周知や避難訓練等への参加は進んでおらず、引き続き災害時等に備えた啓発活動が求められます。

○緊急時に避難誘導など手助けしてくれる人はいるかは、「家族や親戚」が最も多く、次いで「助けは必要ない（自力で避難できる）」となっています。

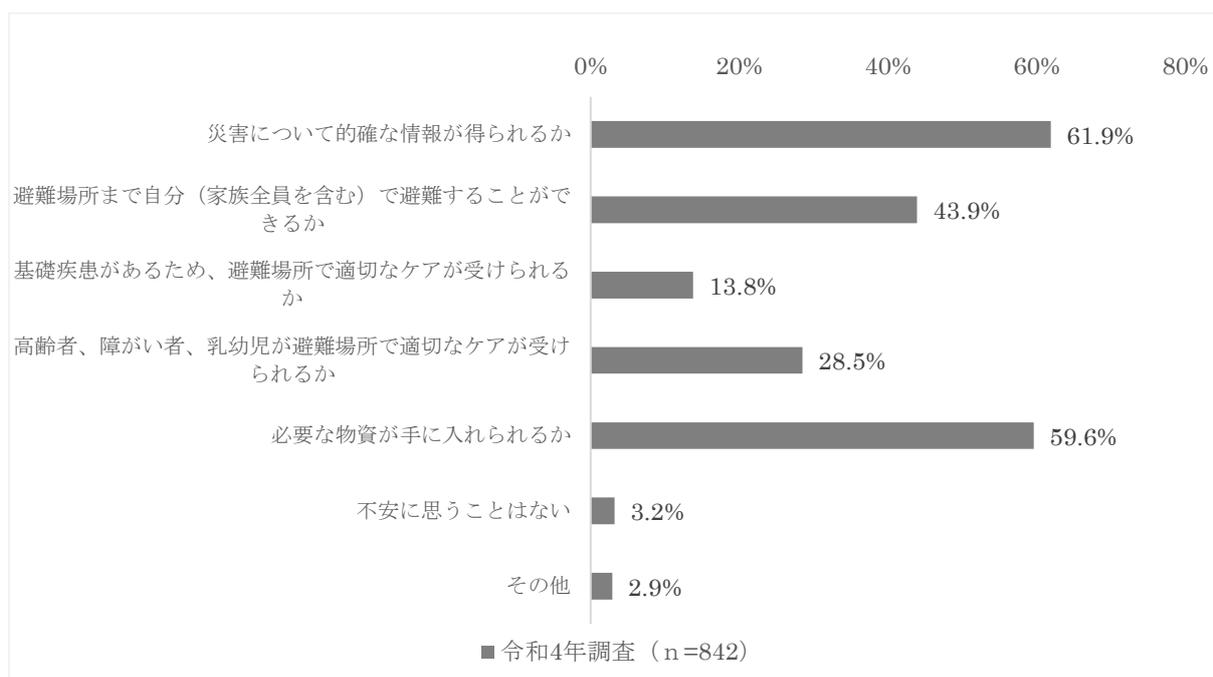
○災害時不安に思うことについては、「災害についての確な情報が得られるか」が最も多く、次いで「必要な物資が手に入れられるか」となっています。

○日頃から防災活動や訓練に参加しているかは、どの年代でも「参加していない」が最も多くなっています。また、18歳～20歳代と40歳代では「活動しているのか知らない」が3割を超えています。

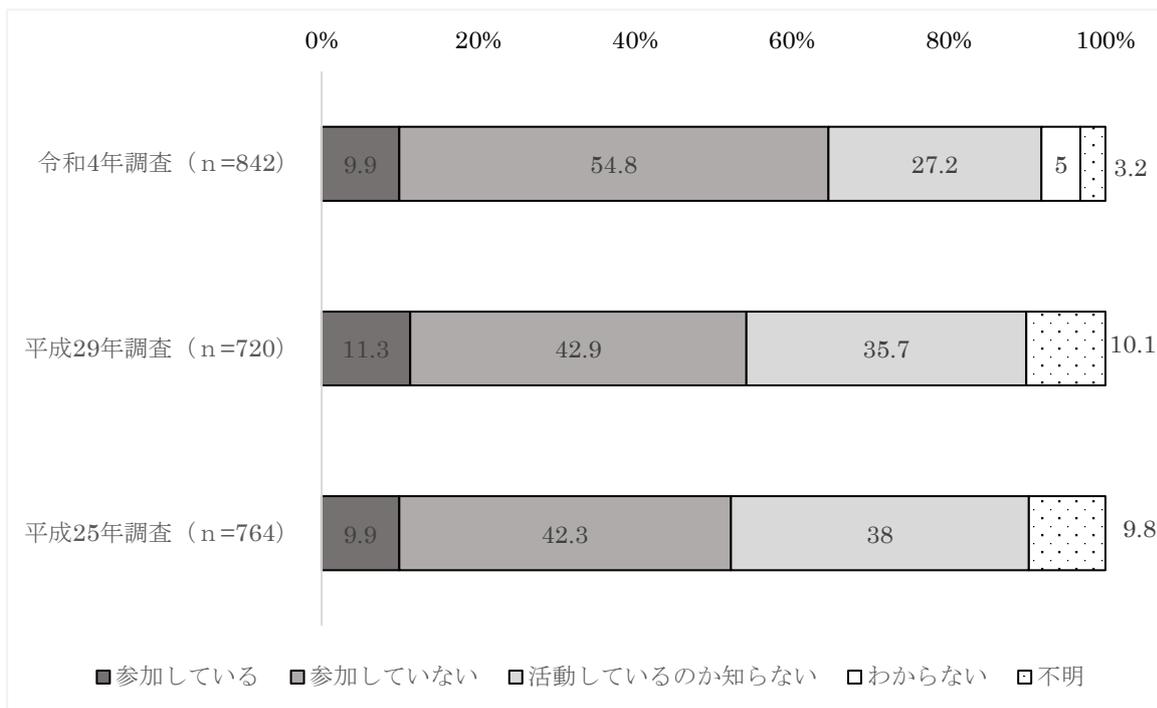
■緊急時に、避難誘導など手助けしてくれる人はいるか



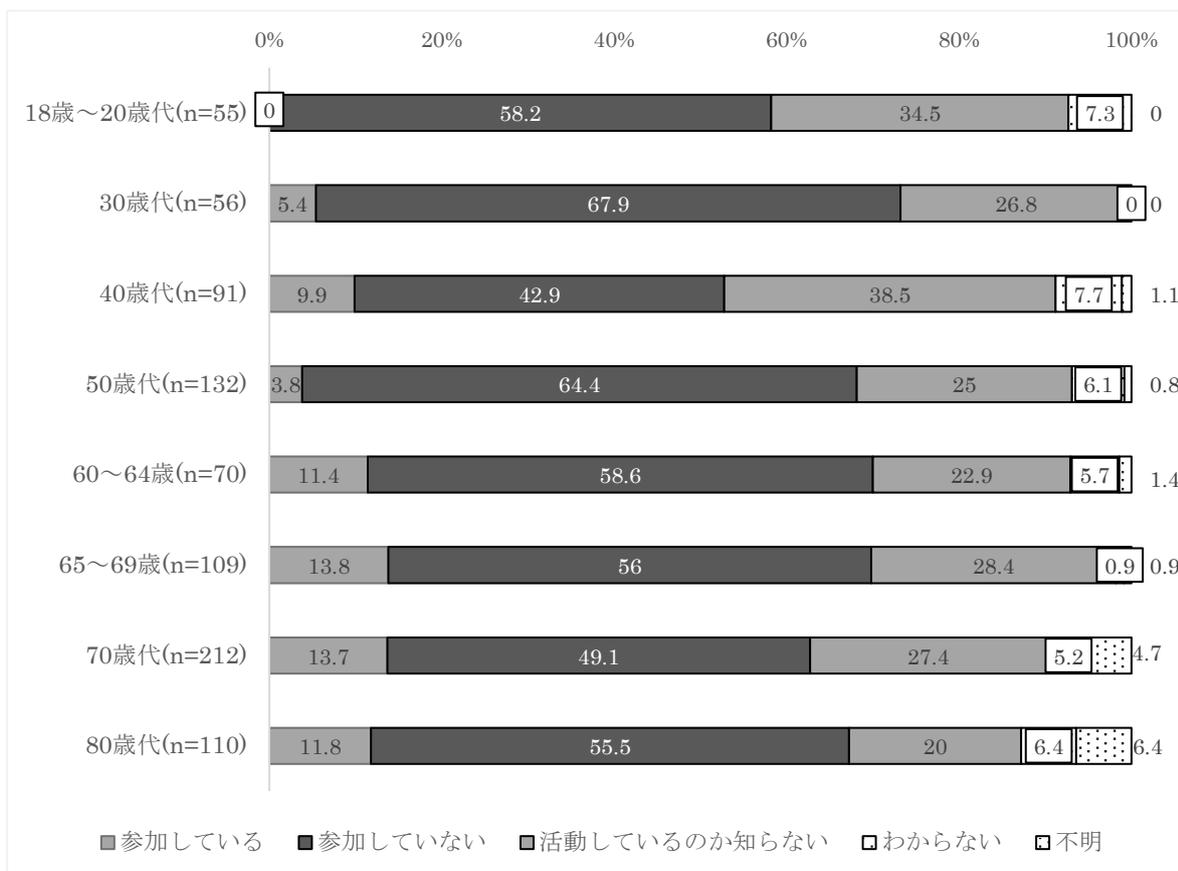
■災害時不安に思うこと



■日頃から防災活動や訓練へ参加しているか（経年比較）



■日頃から防災活動や訓練に参加しているか（年代別・2022（令和4）年調査）

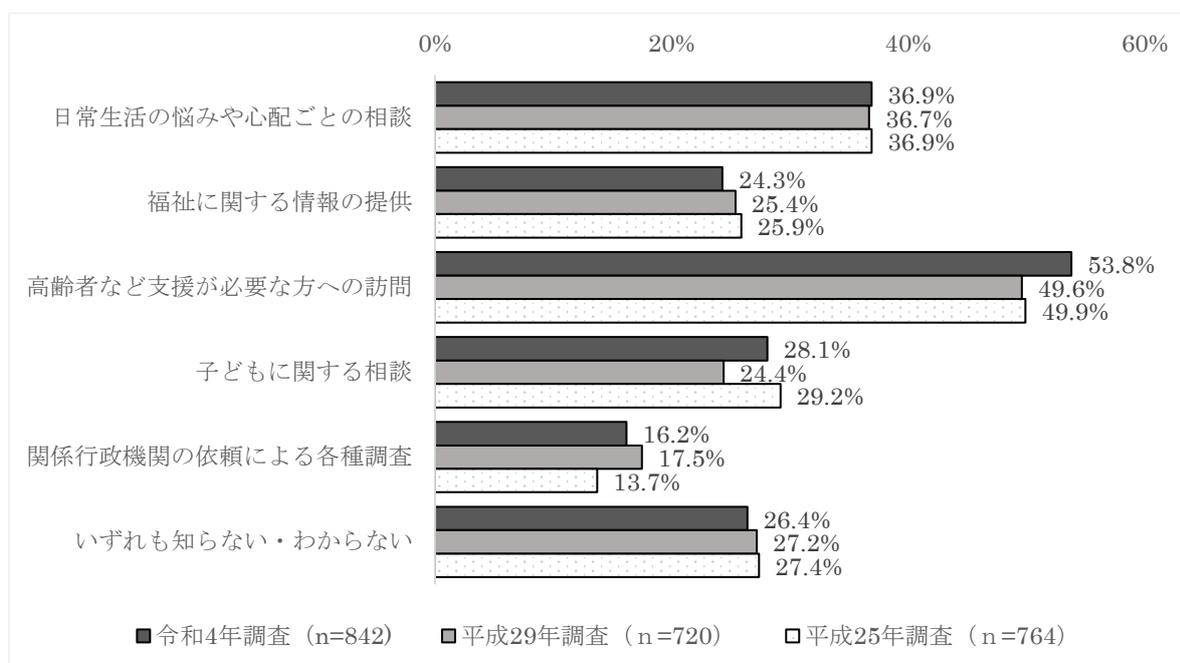


⑧ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等について

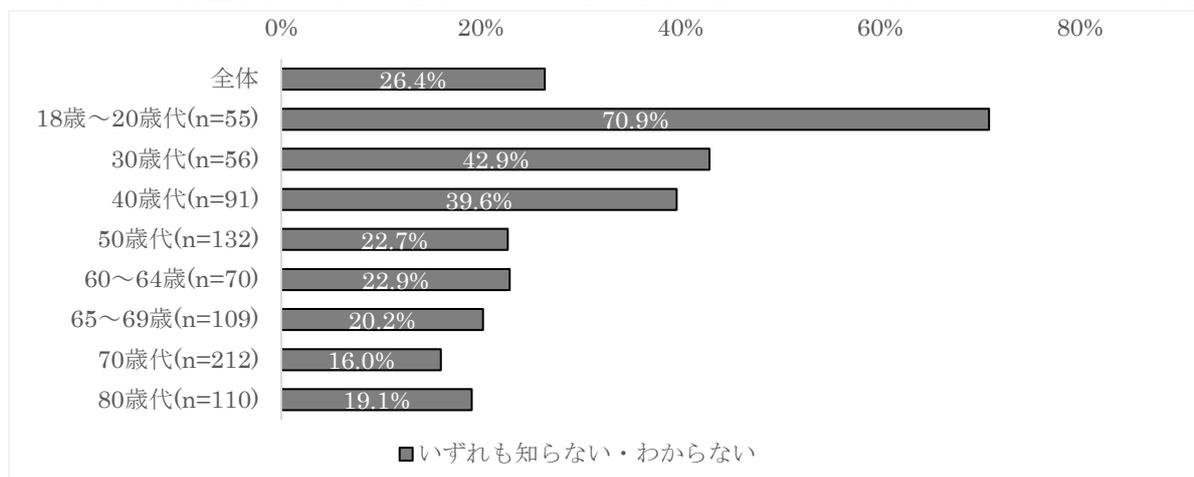
社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知らない人が多くなっています。地域を支える福祉の担い手として、引き続き社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動等を周知することで、地域の中で孤立する人をつくらないことが重要です。

- 民生委員・児童委員の活動内容として知っている活動は、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が約5割と最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」となっています。
- 民生委員・児童委員が行う活動について「いずれも知らない」割合を年代別にみると、18歳～20歳代で約7割、30歳代で約4割と、他の年代に比べて多くなっています。
- 社会福祉協議会の活動で知っているものは、「社協だより」が最も多く、次いで「歳末たすけあい運動」となっています。
- 社会福祉協議会に期待することは、「高齢者・障がい者の福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「生活困窮者自立のための支援」、「福祉に関する情報提供の充実」となっています。

■ 民生委員・児童委員の活動内容として知っている活動（経年比較）



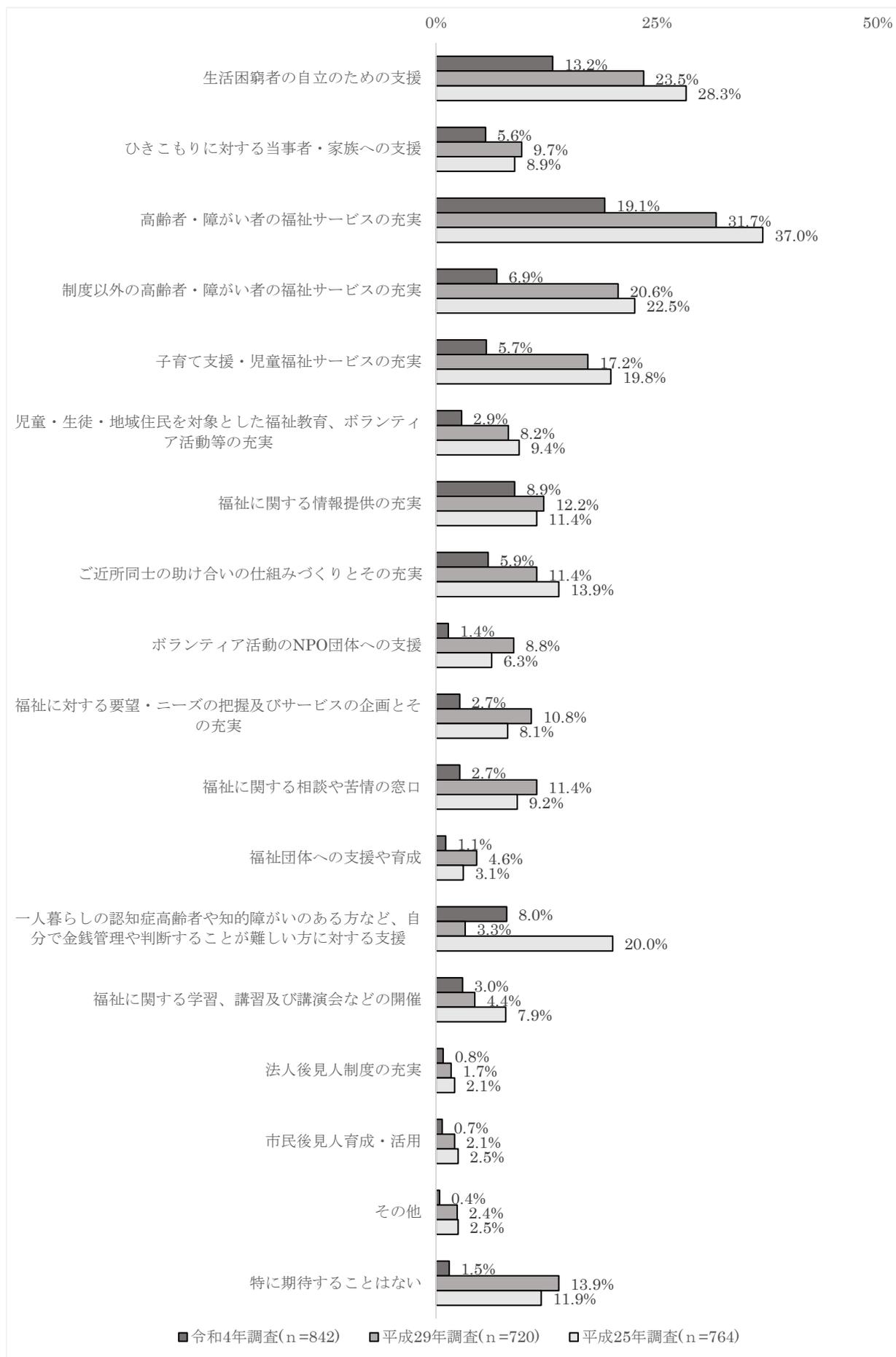
■ 民生委員・児童委員の活動内容を「いずれも知らない」割合（年代別・2022（令和4）年調査）



■ 社会福祉協議会の活動で知っているもの



■社会福祉協議会に期待すること



⑨ 再犯防止について

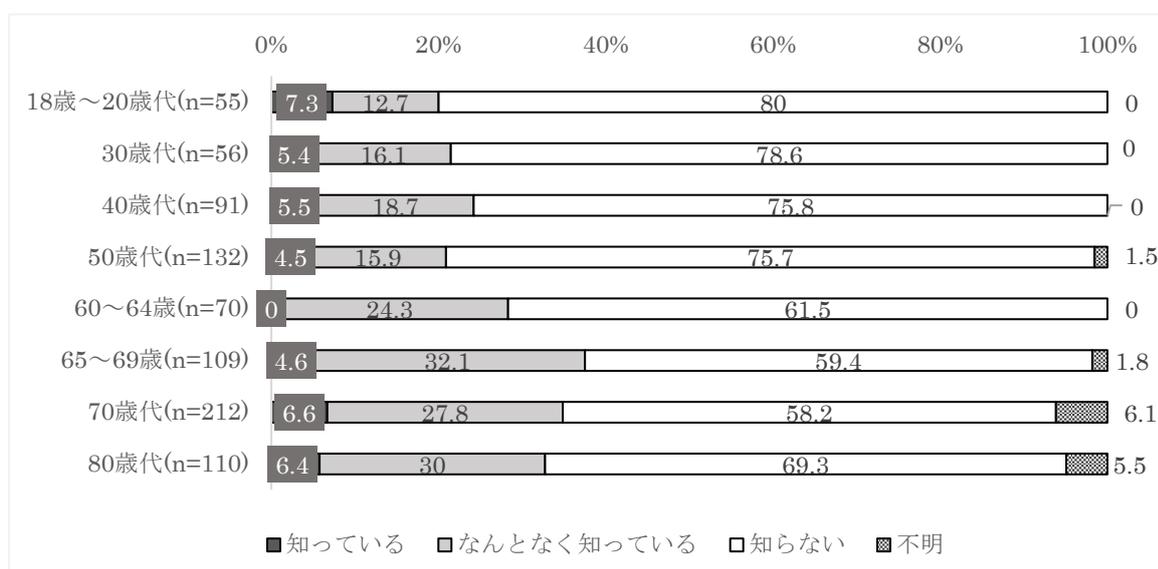
「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、本市においても犯罪をした人の社会復帰を地域で互に見守り・支えていく再犯防止の取組を促進し、誰もが安全・安心に暮らしていける地域共生社会の実現に向け、市民の関心や理解を高め協力を呼びかけていきます。

○再犯防止を促進する取組について、どの年代も「知らない」割合が高くなっています。

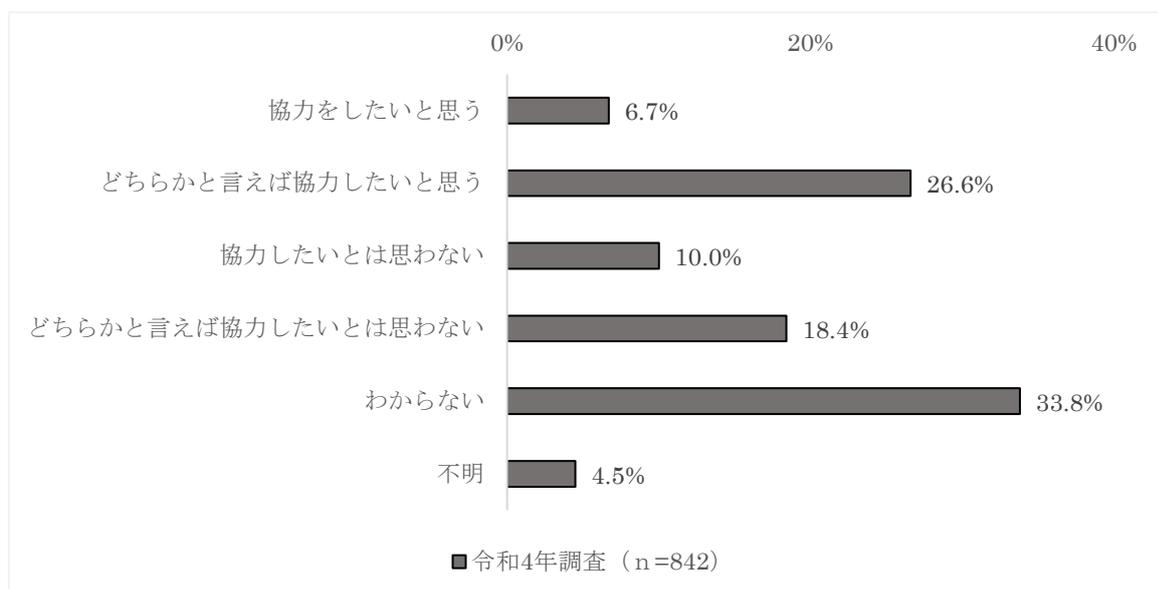
○犯罪や非行をした人の社会復帰・立ち直りに協力したいかについて、「わからない」割合が一番高くなっています。

○犯罪や非行の再犯防止のために必要なことについては、「安定した生活基盤が築けるよう仕事（職場）や住居の確保等の生活支援を充実させる」割合が5割を超えて一番高くなっています。

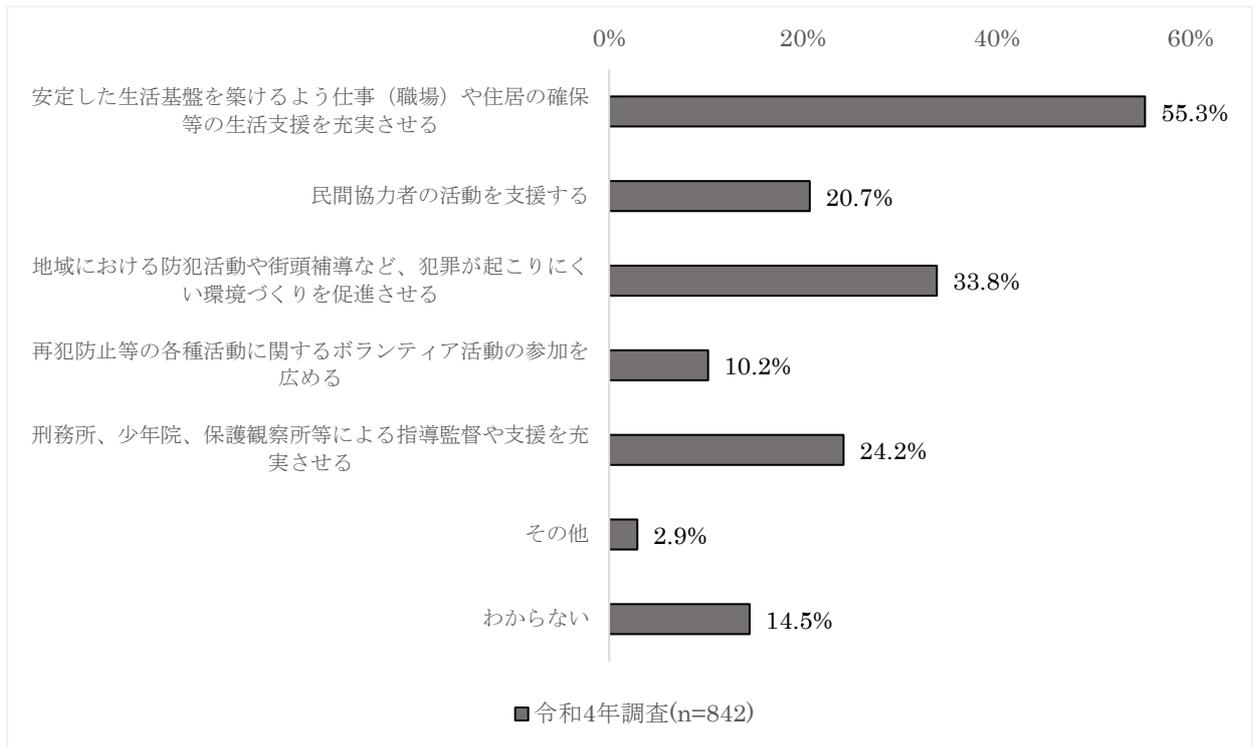
■再犯防止を促進する取組について（年代別・2022（令和4）年調査）



■犯罪や非行をした人の社会復帰・立ち直りに協力したいか



■犯罪や非行の再犯防止のために必要なこと



3 住民懇談会からみる現状

(1) 実施概要

本計画に市民の生の声を反映することを目的に住民懇談会を実施しました。住民懇談会の中では、市民の皆さんに地域福祉の必要性を改めて認識していただくとともに、日常生活の福祉分野を中心に課題や日々感じていることなどの意見を出し合い、それぞれの意見に対し、「私たち・地域でできること、行政や社会福祉協議会にお願いしたいこと」の2つの視点で解決アイデアを考えていただきました。

■各地区の実施概要

地区	実施日時 【18:00~20:00】	実施場所	参加者数
藤岡地区	2022（令和4）年11月28日（月）	藤岡公民館	16人
神流地区	2022（令和4）年12月9日（金）	神流公民館	21人
小野地区	2022（令和4）年12月16日（金）	小野公民館	10人
美土里地区	2023（令和5）年1月30日（月）	美土里公民館	11人
美九里地区	2023（令和5）年1月12日（木）	藤岡公民館	15人
平井地区	2022（令和4）年11月8日（火）	平井公民館	16人
日野地区	2023（令和5）年2月7日（火）	平井公民館	14人
鬼石地区	2023（令和5）年2月22日（水）	鬼石公民館	16人

■住民懇談会の様子



(2) 結果概要

以下、住民懇談会で出された解決アイデアを記しています。(一部抜粋)

1. 高齢者

①ひとり暮らし高齢者について

区分	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
ひとり暮らし高齢者の身の回りのことが心配	<ul style="list-style-type: none"> 散歩の時に一緒にゴミ出しに行く 近隣同士で助け合う 草むしりなど手伝う 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの出せる場所を増やす 支援者に助成金を出し、金銭的な支援を行う 介護サービスの充実
買い物や病院に行く手段がない	<ul style="list-style-type: none"> 循環バスの体験会を行う ボランティアによる支援 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシーの運行 バスの運行を増やす
高齢者の交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体で見守る 	<ul style="list-style-type: none"> 街路灯を設置する 注意の看板の設置
新型コロナウイルス感染症により外出機会が減っている	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の居場所を作る 世代間交流を行う ミニデイ、筋トレへの参加の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を活用した居場所づくり 公会堂などを活用して、交流の場所を作る

②地域との関りについて

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
孤独死の問題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の見守りを充実させる 挨拶を積極的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> イベントに参加しやすい雰囲気を作っていく
どこまで介入してよいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> 普段から関係を作り、顔見知りになる 	<ul style="list-style-type: none"> 支援しやすいシステムを作る 地区ごとの相談窓口を作る

2. 障がい

①地域との関わりについて

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
友達を作れる場所がない	<ul style="list-style-type: none"> お祭りなどに参加してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌などを活用し、交流会を開催する
近所との交流が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 地域から声がけを行う 障がいの理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者との交流機会を作る
相談場所が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に相談できる関係を作る 養成講座などに参加して、相談を受けられるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型の相談支援を行う コミュニティソーシャルワーカーによる相談窓口
施設の理解が不足	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が施設の見学を行う 	-

3. 子ども等

①少子化について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
子どもの遊び場が少ない	・子ども食堂を作る	・空き家を活用して遊び場を作る ・公園など、安心して遊べる場所を増やす

②地域との関わりについて

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
登下校時の見守り	・登校時の声かけをみんなで行う ・交通事故の啓発ポスターを地域に貼る ・通学路での見守り	・通学路を整備して、安全に登校できるようにする
若い世代の住みやすい環境	・親子で参加できるイベントを地域で考える ・高齢者のボランティアを募集して、子どもと交流する	・ヤングケアラーについて学ぶ場を作る ・子育て支援センターをもっと周知する ・子育て世帯へ保育士を派遣する
子どもの見守り	・地域全体で順番に見守りを行う ・散歩しながら子どもの見守りをする	・警察によるパトロールを増やす ・防犯カメラを設置する
子育て世帯との交流	・普段から挨拶をして顔見知りになる	・学校を使って、地域と子育て世帯の交流を行う

4. 生活困窮

①情報共有について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
働く場所が無い人がいる	・ちょっとした仕事を紹介する	・行政より企業に働きかける

5. 災害時

①災害時の避難について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
災害時の対応等について知識がない	・家族で話し合っておく	・地域ごとの防災訓練を行う ・避難生活の体験会の開催 ・防災講座を開催する
山間部があり、発災時避難できるか心配	・普段から見回りをを行い、防災を意識する。	・地区の公会堂、コミュニティーに備蓄食料を置く

②災害時の支援について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
災害時助け合いができるか不安	・普段から、近所同士で災害について話し合う ・平時より近隣の繋がりを作る	—
声かけするシステムがない	・平時から、声かけの必要な人を確認しておく ・地区ごとの災害マニュアルを作る	・地域の関係機関が日頃より情報共有をしておく

6. その他

① ゴミの問題について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
ゴミ出しのルールが守られていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミステーションを清掃する ・ 自分の住む地域のゴミ拾いをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすいパンフレットの作成
外国人でゴミの出し方が分からない人がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語ができない人へ、ゴミの出し方を教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語のゴミ出しのポスターを作製

② 交通ルールについて

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
スピードを出す車が多く危ない	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号機や防犯灯の設置

③ 空き家について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
空き家が年々増えている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家を利用して、集まれる場所を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンクの推進

④ 移動手段について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
公共交通機関が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ めぐるんの利用を呼び掛ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスの利用を推進する

⑤ 地域での交流について

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
新型コロナウイルス感染症により交流の機会が減った	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でイベントを開催して交流の機会を作る 	—
新旧住民の交流が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭を利用してラジオ体操を行い、おしゃべりできる機会を設ける ・ 地域運動会の開催 ・ 移住してきた方と交流する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催時の助成を行う
地域から孤立している世帯がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で声がけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティソーシャルワーカーによる訪問 ・ 地域づくりセンターの出張相談会を開催
地域の担い手が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の担い手の必要性を話し合う 	—

4 第3次計画の評価結果

本計画を策定するにあたり、前回計画に位置づけられている各施策の「行政の取り組むこと」「社会福祉協議会で取り組むこと」について、市と社会福祉協議会の担当部署において評価を行いました。

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

取組	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. 地域福祉を担う人づくり	行政	8	1	12.5%	5	62.5%	1	12.5%	1	12.5%
	社協	9	0	0.0%	2	22.2%	7	77.8%	0	0.0%
2. お互いさまで支え合う 意識づくり	行政	6	1	16.7%	4	66.6%	1	16.7%	0	0.0%
	社協	8	0	0.0%	3	37.5%	4	50.0%	1	12.5%

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

取組	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. ふれあいや交流による 情報共有の関係づくり	行政	7	3	42.9%	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%
	社協	13	4	30.8%	8	61.5%	1	7.7%	0	0.0%
2. 地域で丸ごと受け止める 仕組みづくり	行政	8	0	0.0%	6	75%	1	12.5%	1	12.5%
	社協	23	2	8.7%	12	52.2%	4	17.4%	5	21.7%

基本目標3 みんなで守る地域づくり

取組	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. 市民の尊厳を守る体制作 り	行政	19	1	5.3%	14	73.7%	4	21.0%	0	0.0%
	社協	26	7	27.0%	11	42.3%	3	11.5%	5	19.2%
2. 安全・安心に暮らせる まちづくり	行政	10	0	0.0%	9	90.0%	1	20.0%	0	0.0%
	社協	10	3	30.0%	3	30.0%	3	30.0%	1	10.0%

5 課題と方向性

アンケート調査や住民懇談会、第3次計画の評価等を踏まえ、以下、現状・課題と今後の方向性（○：現状・課題、●：方向性）について記載しています。

（1）地域福祉の考えや活動人材の育成

① 市民一人ひとりが地域福祉の意識や考えを持つことが必要

○近年、地域生活課題や生活課題の多様化に伴い、個人や家庭といった「自助」の考え方だけでは解決できない問題が多くなっています。

○2022（令和4）年調査では、住民相互の協力を必要と感じている割合は約7割となっていますが、「協力関係が必要とは思わない」「わからない」の割合が増えており、住民相互の助け合い・支え合いの活動である「地域福祉」に対する意識が低くなっていることがうかがえます。

●「地域福祉」の意義と重要性を啓発し、個人の生活は個人の責任と認識している人等に対して、「互助・共助」という地域で助け合う「地域福祉」意識の醸成をしていくことが求められます。

② だれもが地域のキーマンとして活躍できる福祉人材を育むことが必要

○2022（令和4）年調査では、市民の約7割が地域活動に参加しておらず、今後も約2割が参加しないと、住民の地域活動の参加が十分に進んでいない状況です。

○地域活動に参加していない約7割と今後も参加しないとする2割の差の約5割は、参加する意向がみられることから、年齢や性別、住まい等、それぞれの状況や興味・関心に合わせた地域活動の実施により活動の担い手確保が期待されます。

●支援を求める側としては、積極的な挨拶や気軽に交流できる場を通して顔見知りを作っていくことが大切であることを実感しているため、今後地域でのイベントの開催が重要となってきます。

③ 福祉は家庭や学校、地域全体で取り組むことが必要

○核家族化が進み地域との関わりが弱まるなか、地域の中で多様な人とふれあう機会は減少し、福祉に関する学習や体験は学校頼りになっています。

○2017（平成29）年調査でも、福祉教育のあり方として、学校での教育・指導を望む割合が多くなっています。

●市では、コミュニティスクール¹を実施しており、福祉教育に力を入れる学校に対して地域側が寄り添い、関係機関や団体等との連携のもと、子どもから高齢者まですべての人が福祉への関心や理解を深めることが重要です。

¹ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

(2) 身近な地域での生きがいづくり

① 多様な企画の提案で地域交流を促し、身近な地域との関わりづくりが必要

- 住民懇談会を中心に、子どもの集まる機会が少なく地域のにぎわいが減っていることが挙げられています。
- 2022（令和4）年調査では、約7割が地域活動等に参加せず、うち約4割が仕事・家事・介護や育児など、他にやることがあり忙しいから地域活動に参加しないとしており、市民の時間の確保ができていない状況です。
- 今後は多世代が参加し、多くの人々が地域とのつながりを持てるよう、年代や性別、環境等に合わせた機会の提供が求められます。
- 「いつ、どこで、何をやっているのかわからない」という活動の周知が課題となっており、適宜必要な情報を周知することで、地域活動や地域交流への参加者が増えることが予想されます。

② 多様な人材が地域で活躍しやすい場づくりや受け入の充実が必要

- 退職後の高齢者を中心に地域活動やボランティア活動に参加する人も多く、地域活動が生きがいにつながることを期待されます。
- 市民意識調査では、7割以上がボランティア活動に興味がある一方で、5割以上の人々がこれまで活動したことがありません。
- 近年は元気な高齢者が多く、定年を超えても仕事を続けている人が多いため、参加意欲と実際の参加状況に差が生まれています。
- 仕事と活動の時間調整や家族・職場等の理解が活動をする上での課題として挙げられていることから、今後はボランティア活動等をしたいと感じている人が地域で活躍できるよう、時間の調整や場の提供、適切な情報発信等を進めていくことが求められます。
- ボランティアネットワーク「ウィズ」や社会福祉協議会のボランティアセンターが連携し、ボランティア活動を行いやすい環境づくりが求められます。

(3) 地域で助け合う・支え合う仕組みづくり

① 生活環境や状況、特性による多様な情報発信・共有手段の確保が必要

- 2022（令和4）年調査では、福祉サービスに関する情報入手先について、家族・親族、身近な人が約2割、広報・ホームページ等から情報を得ている人が約4割いる一方で、情報入手先がない人が1割以上、特に若い年代で情報入手先がない割合が多くなっています。
- 年代に関わらず、だれもが得やすい方法で情報を入手することができるよう、多様な情報発信方法の検討や情報が集まる環境の構築が求められます。
- 住民懇談会では、情報が住民や地域全体まで伝達されていないことや、プライバシーや個人情報保護の影響で、情報の共有が難しいことが挙げられています。
- 個人情報、手引きやルールを作成して取り扱いを事前に定めることで、支援をする側に必要な情報が行き渡る体制の構築が求められます。

② それぞれが地域との心地よいつながりを持つことが必要

- 住民懇談会では、子どもの遊び場や高齢者の居場所が少ないことが挙げられています。
- 地域との関わりの少ない家庭や人については、その実態等が把握できず、適切な支援につながらないことが懸念されます。深刻なケースでは、悩みや不安の相談先や解決方法が見つけられず、行き場をなくして自死という選択をすることも考えられます。
- 地域の中で住み続けることは、ひとりの力で生きることではなく、地域とのつながりの中で、自分の役割や居場所を見つけ、必要な時には適切なサービスを使うことで実現します。
- だれもが相談しやすい地域とのつながりを持つことが重要です。

(4) 多様化・複雑化する課題への対応

① 相談から解決まで丸ごと支援ができる仕組みや体制が必要

- 人生 100 年といわれるなか、2022（令和 4）年調査や住民懇談会では、将来の暮らしへの不安が多くなっています。
- 近年は、個人の問題が複雑化・重複化（一人が複数の問題を抱えている）するなか、虐待等の相談件数が増加傾向となっており、これまでの相談支援体制ではフォローしきれない問題や相談が増えることが予想されます。
- 2022（令和 4）年調査では、現在抱える不安や悩みとして専門的な介護や経済的な問題、災害時の備えがそれぞれ約 3 割となっています。また、9 年間で比較すると、老後や介護を心配する割合が増加しています。
- 今後は、包括的な支援から専門的な支援まで、様々な事例に対応できる相談支援の基盤が求められ、日頃から不安や悩みを解消できる環境づくりが重要です。

② 多様な主体との連携による問題解決力の強化が必要

- 住民懇談会において、個人情報保護で各家庭の様子が分からず支援が行いにくくなっている。
- 地域の課題にいち早く気付くことができるのは住民自身です。そのため市には、地域のなかで発見された課題や問題を抱える人を、必要な支援と結びつけることで解決していく体制が求められます。
- 2018（平成 30）年度からは、社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワーカーを 1 名設置し、問題の早期発見や制度の狭間にいる相談者に対しても支援を実施しています。
- 今後は、市民や行政、福祉事業所、団体等の多様な主体の連携のもと、地域による見守り等の支え合い活動と公的サービスを組み合わせて市全体で地域生活課題を解決する総合的な地域福祉推進体制を構築し、分野ごとだけでなく地域の課題に丸ごと対応できる地域連携のネットワークを強化していくことが必要です。

(5) 安心して生活できる地域福祉基盤づくり

① 横断的・包括的な福祉サービスを展開していくことが必要

○家族が貧困や虐待、認知症、障がい等の問題を抱え込み、地域から孤立しているケースは少なくありません。また、複雑化する問題により、従来の福祉サービスでは対応しきれない状況が予想されます。

●今後は、福祉サービスに加え、複数のサービスを適切に組み合わせられる多様性や柔軟性が求められます。また、各分野が連携を図って、市が取り組む多様なサービスの周知と合わせて、サービスの質の向上に努めることが重要です。

○2022（令和 4）年調査では、支援が必要になった時に福祉サービスを利用したい人が増加傾向となっており、高齢者や要介護者等の増加と合わせて、今後支援が必要な人や支援を求める人の増加が予想されます。

●要支援者の実態を把握し、必要な人に必要なサービスが届くよう、適切な支援の提供が必要です。

② 多様な福祉ニーズを網羅するため、住民主体の支援体制の確立が必要

○2022（令和 4）年調査では、地域の要支援者を支援できるかについて「わからない」が、「したい」「したくない」に並んで約3割となっています。

○「わからない」が多い理由として、支援内容や相手、支援方法等のイメージがないことから、今後はどのような支援が必要なのかを周知していくことで、「わからない」とした人を「したい」や「できる」という考えに変えていくことが求められます。

○参加したいボランティア活動について「参加したい活動はない」の割合は、2008（平成 20）年調査から増加し続けています。

○自分にあった時間や内容の活動があれば約5割が活動に参加してもよいとしています。

●それぞれの年代ができるとする支援に合わせた活動内容や時間等に配慮してボランティアの募集をすることで人材の確保が進むことが期待されます。

③ 支援する側される側の双方ともに、日頃から災害時や緊急時に備えることが必要

○高齢者や要介護認定者の増加に伴い、災害時の避難をはじめ、何らかの支援を必要とする人が増えることが予想されます。

○2022（令和 4）年調査では、約3割が災害時に自力で避難できるとしていますが、平成 29 年調査に比べ、自力で避難できる割合が減少しており、地域での助け合い機能の弱まりが見受けられます。

○住民懇談会では、災害についての知識不足を感じており、災害時に助け合うが出来るのか懸念する意見が挙がっています。

●地域では、支援を必要とする人がどこにいるのか把握し、市民一人ひとりが必要な対応をとれるよう、避難場所や避難手順等を理解することが求められます。

●支援を求める人は、事前に避難行動要支援者名簿に登録するなど、災害の備えを進めることが重要です。

(6) 一人ひとりの人権の尊重

① 交通や移動に関する不便など、社会参加を妨げる要因をなくすことが必要

○高齢化の進行や自動車運転免許証返納の進展により、自分の力だけでは移動できない人が増えているため、住民懇談会では、いずれの地区においても地域の交通手段がないことが課題として挙げられており、高齢者を中心に自由に移動ができない状況が課題となっています。

●外出の制限は、社会参加や生きがいがづくりに大きな弊害となりえます。だれでも外出でき、その手段を利用者が選択できる体制整備が求められます。

② 個人の意思を尊重した住まいの確保が必要

○2017（平成 29）年に住宅セーフティネット法²が改正され、生活や住宅に配慮が必要な人に対して住まいの確保や生活の安定が求められ、地域福祉との一体的な展開が望ましいとされています。

●だれもが障壁なく過せる共生社会の実現に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザイン³の導入等、その人の特性に合わせた快適な生活環境づくりが求められます。

○ご近所付き合いや地域との関わりが弱まっていることもあり、自らが地域の一員としての認識が低く、ゴミ出しのマナーが悪い人やルールを守らない人が増えています。

●住民自らがルールを守り、住みよい生活環境を守る意識啓発を進めることが求められます。

③ 個人の意思が尊重される暮らしの実現で、人権を守る制度の充実や周知が必要

○2022（令和 4）年調査では、日々の生活で感じる不安や悩み、相談したい内容等として、人権の問題を挙げる割合は少なく、自分自身が問題として気づいていない場合や周囲に相談できずひとりで抱えている状況が考えられます。

●自分を守るために自ら助けを求めることは大切な行為であると啓発することが重要です。

○2022（令和 4）年調査では、社会福祉協議会の事業として「日常生活自立支援事業」を認識している割合は1割以下となっています。

●今後は権利擁護に関する事業の周知を進め、一人ひとりが自ら、あるいは支援を必要とする家族が、それぞれ必要なサービス等を理解し、利用することができるよう、制度の利用を促進することが求められます。

² 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律):高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅の提供など、住宅に困窮する世帯に対する住宅供給に関する法律。

³ ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別等にかかわらずだれもが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者の孤立や老老介護をはじめ、子どもや障がい者への虐待、生活困窮等、地域生活課題が多様化・複雑化しています。そのような課題を解決するためには、身近な地域や市全体での支え合い・助け合いを育むとともに、市民一人ひとりが我が事として、地域生活課題に取り組むことが必要です。

藤岡市では、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間を計画期間とする「第5次藤岡市総合計画」で、『郷土を愛し 未来を創生する藤岡』という将来像を定めています。本計画では、市民一人ひとりが自身の居心地のよい形で地域とのつながりや地域参加を行い、それぞれが自分の力でできることでお互いを支え合うことで、だれもが生涯輝いて暮らすことができる地域を目指しています。このため、前計画の基本理念を踏襲し、福祉のまちづくりを進めます。

～基本理念～

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

住みやすい環境で、地域の人がお互いに支え合い、
だれもが生涯輝いて暮らせる地域を目指します。

2 基本目標

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けるためには、地域住民をはじめ、ボランティア、地域関係組織、市、社会福祉協議会等が協働して市民の地域生活課題を解決するための地域福祉を推進することが必要です。各種調査から出された地域生活課題をもとに「自助」「互助・共助」「公助」の視点から、以下の3つを基本目標として掲げます。

基本目標1：みんなが活躍できる地域づくり

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍する地域

基本目標2：みんなで支え合う地域づくり

市民相互の見守りから専門職や地域組織の連携で包括的に課題が解決できる地域

基本目標3：みんなを守る地域づくり

支援体制や仕組みの充実により個人の意思を尊重する暮らしが実現できる地域

3 計画の体系

【基本理念】

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

【基本目標】

基本目標1
みんなが活躍
できる地域づくり

基本目標2
みんなを支え合う
地域づくり

基本目標3
みんなを守る
地域づくり

【施策の方向性】

1. 地域福祉を担う人づくり

2. お互いさまで支え合う意識づくり

1. ふれあいや交流による
情報共有の関係づくり

2. 地域で丸ごと受け止める
仕組みづくり

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

【取組】

1. 福祉人材の発掘・育成

2. 住民活動の推進

1. 福祉意識の醸成

2. 福祉教育・学習の推進

3. 福祉情報提供の充実

1. 市民相互の見守り体制の充実

2. 交流機会の拡充

1. 総合的な相談支援体制

2. 地域連携体制の強化

1. 権利擁護の普及と啓発

2. 一人ひとりの人権の尊重

3. 福祉サービスの充実

1. 防災・防犯、交通安全など安
心して暮らせる環境の推進

2. 住環境整備の促進

3. 外出支援の体制整備

■基本目標フロー

課題・方向性

(1) 地域福祉の考えや活動人材の育成

- ① 市民一人ひとりが地域福祉の意識や考えを持つことが必要
- ② だれもが地域のキーマンとして活躍できる福祉人材を育むことが必要
- ③ 福祉は家庭や学校、地域全体で取り組むことが必要

(2) 身近な地域での生きがいづくり

- ① 多様な企画の提案で地域交流を促し、身近な地域との関わりづくりが必要
- ② 多様な人材が地域で活躍しやすい場づくりや受入れの充実が必要

(3) 地域で助け合う・支え合う仕組みづくり

- ① 生活環境や状況、特性による多様な情報発信・共有手段の確保が必要
- ② それぞれが地域との心地よいつながりを持つことが必要

(4) 多様化・複雑化する課題への対応

- ① 相談から解決まで丸ごと支援ができる仕組みや体制が必要
- ② 多様な主体との連携による問題解決力の強化が必要

(5) 安心して生活できる地域福祉基盤づくり

- ① 横断的・包括的な福祉サービスを展開していくことが必要
- ② 多様な福祉ニーズを網羅するため、住民主体の支援体制の確立が必要
- ③ 支援する側される側の双方ともに、日頃から災害時や緊急時に備えることが必要

(6) 一人ひとりの人権の尊重

- ① 交通や移動に関する不便など、社会参加を妨げる要因をなくすことが必要
- ② 個人の意思を尊重した住まいの確保が必要
- ③ 個人の意思が尊重される暮らしの実現で、人権を守る制度の充実や周知が必要

基本目標

基本目標1

みんなが活躍できる地域づくり

- 1 地域福祉を担う人づくり
・ 福祉人材の発掘・育成
・ 住民活動の推進
- 2 お互いさまで支え合う意識づくり
・ 福祉意識の醸成
・ 福祉教育・学習の推進
・ 福祉情報提供の充実

基本目標2

みんなで支え合う地域づくり

- 1 ふれあいや交流による情報共有の関係づくり
・ 市民相互の見守り体制の充実
・ 交流機会の拡充
- 2 地域で丸ごと受け止める仕組みづくり
・ 総合的な相談支援体制
・ 地域連携体制の強化

基本目標3

みんなを守る地域づくり

- 1 市民の尊厳を守る体制づくり
・ 権利擁護の普及と啓発
・ 一人ひとりの人権の尊重
・ 福祉サービスの充実
- 2 安全・安心に暮らせるまちづくり
・ 防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進
・ 住環境整備の促進
・ 外出支援の体制整備

第4章 本市における地域福祉の展開

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

1. 地域福祉を担う人づくり

■ 課題・方向性

○自分のできる範囲のことで、助け合いの意識を持つ人材を育てる

少子高齢化の進行に伴い、団塊世代が75歳以上となる2025年には、全国的にあらゆる場面における人材不足が懸念されています。そこで、国では急速に進む少子高齢化に対して、女性も男性も、若者も高齢者も、障がいや難病のある人も、すべての人が包摂され活躍できる社会・生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を掲げています。

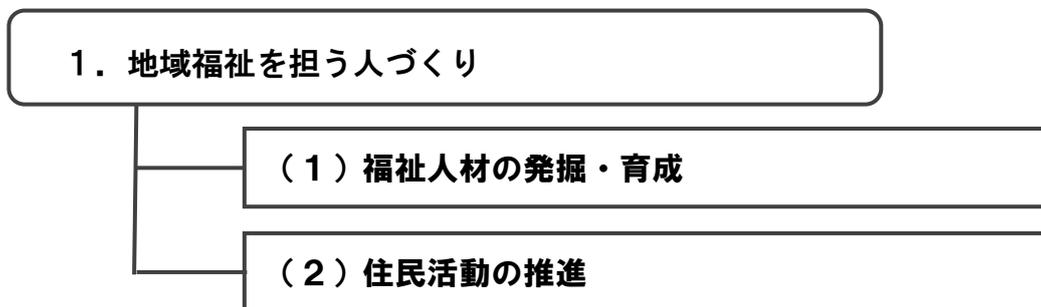
一方で、市民の地域活動への参加状況は、2022（令和4）年調査をみると、約7割が参加しておらず今後も約2割が参加しないとしています。なかでも若い年代で活動に参加していない状況となっています。

地域住民がそれぞれ生きがいや楽しみとして地域活動に参加することは、市民にとっては心の健康につながり、地域にとっては健やかなまちづくりにつながります。藤岡市においても、高齢者をはじめ多様な人材が活躍できる社会や地域づくりを進めることが重要です。

○支える側と支えられる側、両方のニーズに合ったボランティア活動を進める

自分に合った時間や内容の活動があれば約5割がボランティア活動に参加してもよいとしています。興味のあるボランティア活動等は、年代によって様々であることから、各年代ができるとする支援に合わせた活動内容や時間等のボランティア情報を提供することで人材の確保が進むことが期待されます。

若い年代では、育児や仕事に追われて、地域への支援はできないと考える人が多いことが予想されます。一方で、支援を求める側としては、見守りや安否確認等、日頃のちょっとした場面の手助けを求めていることから、お互い様の精神で身近なことやちょっとした支え合い・助け合いを進めていくことが重要です。



(1) 福祉人材の発掘・育成

■ 目指す姿

☞ 地域の課題を我が事として捉えられる、課題解決のために動くことができる人を育てます。

< 目標 > 現状値は 2022(令和 4)年度または 2023(令和 5)年度、目標値は 2028(令和 10)年度とする(以降ページの現状値の年度と目標値の年度も同様とする)。

取組内容	現状値	目標値	出典
地域活動に参加している割合※ ¹	36.4%	45.0%	市民意識調査

※1 「参加している地域の活動」の設問で、何かしらの活動に参加している人の割合

個人・地域ができること



- ボランティアへの参加を呼び掛けます。
- 地域の担い手の必要性を話し合います。
- 住民一人一人が地域福祉活動の担い手であることを認識します。
- 地域のために活動する団体と地域住民が交流する機会を設けるように努めます。

社会福祉協議会の取組



- ボランティア育成講座の開催
 - ・ボランティア活動のきっかけづくりとしての各種講座を実施します。
 - ・各種講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップを行います。
 - ・多くの市民が参加しやすいような受講環境を検討します。
 - ・SNSを通じて、各種講座を周知します。
- 【各種講座】 ・点訳奉仕者養成講座

行政の取組



- 福祉分野への参画支援
 - ・健康づくりや介護予防等、身近なテーマをきっかけに地域活動への参加促進の呼び掛けを行います。
 - ・NPOやボランティア等への参画支援を行います。
- 【担当課】 福祉課／元気長寿課／健康づくり課／生涯学習課
- リーダー層の育成
 - ・地域の課題を地域で解決できるよう、地域住民を対象にリーダー層となる人材を育成します。
- 【担当課】 福祉課
- 多様な人材の育成
 - ・地域の関係者や社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。
- 【担当課】 福祉課／元気長寿課



活動指標	現状値	目標値
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	2,806人	3,900人

(2) 住民活動の推進

■ 目指す姿

- ☞ 地域で活動したいと思ったときには、個人の想いや状況に合わせて活躍できる場や機会を提供します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
ボランティアに「参加したいが何をすればいいのかわからない」割合	12.6%	10.0%	市民意識調査
今までにボランティアに「参加した経験のない」割合	55.7%	45.0%	市民意識調査
今後ボランティアに「参加したい活動はない」割合	39.3%	25.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 地域で行われている活動に興味を持ち、自ら活動の情報を収集します。
- 住民同士が顔見知りになれるようイベントを開催して交流の機会を作ります。
- 誰もが参加しやすいよう、活動団体や活動内容等の情報の周知を心掛けます。

社会福祉協議会
の取組



- ボランティア活動の支援
 - ・ボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行うとする個人及び団体の登録を促進します。
 - ・ボランティア団体に対して支援を充実します。
 - ・ボランティア活動保険制度を周知し、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。
 - ・幅広い分野で行われているボランティア活動を普及、活性化するために、ボランティアセンターの認知度を高めるとともに機能を強化します。
 - ・市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」と連携し市民のボランティア活動の推進に努めます。

活動指標	現状値	目標値
ボランティア活動保険申込者数	893人	1,500人

- ボランティア活動のコーディネート
 - ・地域生活の中で支援を必要とする人と、ボランティア等として支援ができる人のマッチングを行います。



行政の
取組



○各地区における支え合い活動の充実

- ・地域活動団体の立ち上げを支援し、地域共生社会づくりの拠点づくりを推進します。
- ・ボランティア団体の役割等の説明を市民に対して行い、活動の土壌づくりに努めます。

【担当課】 元気長寿課／生涯学習課

○ボランティア団体の交流会の開催

- ・ボランティア同士の交流や意見交換ができる機会を設けます。
- ・団体間で課題や悩みを共有し、それぞれの活動の改善策の検討や相談を行う場、またメンタルヘルスとしての役割を持たせた交流を行います。

【担当課】 生涯学習課

○ボランティア活動の支援

- ・社会福祉協議会のボランティアセンターと市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」の連携により、ボランティア活動の活性化を図ります。

【担当課】 福祉課／生涯学習課

○民生委員・児童委員の支援

- ・地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。
- ・民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。
- ・民生委員・児童委員活動に必要な情報を共有して市民の福祉向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員の認知度向上のための周知を強化し、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

【担当課】 福祉課

○安心カード事業の推進

- ・ひとり暮らし高齢者、障がい者等に対し、急病などの緊急時に、迅速適切な救急処置ができるよう、安心カードを交付します。

【担当課】 福祉課

2. お互いさまで支え合う意識づくり

■ 課題・方向性

○地域生活課題を「我が事」として、助け合う意識の醸成

近年、地域生活課題の多様化に伴い、個人や家庭の努力による「自助」だけでは解決できない問題が多くなってきています。その一方で、困りごとや悩みごとを他人と共有し、助け合うという考えを持たない人が増えていることから、地域の中で孤立している状況も挙げられています。

2016（平成28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」以来、地域共生社会の実現が掲げられ、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、すべての市民が主体となって地域活動に参加することが求められています。住み慣れた地域での暮らしを実現するためには、市民相互の協力関係は不可欠です。地域の課題をすべての住民が「我が事」としてとらえ、地域活動に参加していくことが重要です。

○幼い頃から地域の中で地域福祉意識を学び、情報収集のアンテナを持つ

豪雨や地震による災害をはじめ、親の介護や突然の病気等、現在支援している側も、いつ、どこで、自分が支援を必要とする側になるかはわかりません。日頃の見守りや声掛けによりお互いに見守りあっているという、お互い様の意識を持ち、支え合い・助け合いの精神を持つことが重要です。地域福祉意識の醸成には、幼い頃からの福祉教育等により、助け合いの心を地域の中で実際に体験しながら学ぶことが求められます。

さらに、近年はインターネットやSNS等の普及に伴い、いつでもどこでも情報が得られる一方で、個人が情報の取捨選択を行い、どれが正しい情報なのかを見極めていく必要があります。だれもが正しい福祉情報を迅速に得ることができるよう、市や社会福祉協議会等の信頼できる情報源から地域や福祉に関する情報の提供を進めていくことが重要です。

2. お互い様で支え合う意識づくり

(1) 福祉意識の醸成

(2) 福祉教育・学習の推進

(3) 福祉情報提供の充実

(1) 福祉意識の醸成

■ 目指す姿

☞ 住民一人ひとりが地域で支え合うことの重要性を理解し、実践します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
住民相互の協力が必要だと感じている割合	70.2%	80.0%	市民意識調査
住民同士の支え合いの活動に期待していない割合	18.8%	15.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 市（行政）や社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。
- 市（行政）や社会福祉協議会が開催する地域活動に関する講演会や研修等に積極的に参加します。
- 地域住民に対し、地域福祉活動の状況をわかりやすく伝えるとともに、実践の機会を提供します。

社会福祉協議会
の取組



- 「社協だより」「SNS」の有効活用
- ・地域福祉活動の必要性や活動事例を、「社協だより」やSNS、ホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。



活動指標	現状値	目標値
社会福祉協議会の認知度	23.3%	50.0%

行政の
取組



- 支え合う福祉意識の醸成
- ・地域福祉活動の必要性や活動事例を、市のホームページや広報紙等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。
- ・地域福祉に関する講演会、講座、イベント等を開催し、地域福祉の考え方を周知します。

【担当課】 福祉課

活動指標	現状値	目標値
社会福祉大会の開催	1回	2回

(2) 福祉教育・学習の推進

■ 目指す姿

- ☞ 地域や学校、家庭等、様々な場面で福祉に関わることができ、幼い頃から地域福祉に関する理解や関心を高めます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
地域での福祉教育の割合	18.8%	35.0%	市民意識調査
家庭での福祉教育の割合	21.4%	35.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- 各家庭で福祉について話し合い、考える機会を作ります。
- 地域住民が福祉活動に興味・関心を持ち、主体的に活動できるよう福祉について学ぶ機会を設けます。
- 多くの児童・生徒が参加できるような福祉教育や福祉体験の提供を行います。
- 各種募金活動に協力します。

社会福祉協議会の取組



- 福祉教育の推進
 - ・地域や学校での福祉教育を実施します。
 - ・学校関係者との連携や情報交換を充実するために、福祉教育に関する連絡会の設置について検討します。



活動指標	現状値	目標値
総合的な学習の時間への延べ支援日数	10日	20日

- 各種募金活動などの推進
 - ・藤岡市共同募金委員会と連携して、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動への参加と理解を促進し、寄付文化を醸成します。

活動指標	現状値	目標値
歳末たすけあい運動の認知度	16.7%	45.0%

行政の
取組



○福祉教育・福祉学習の推進

- ・家庭、学校、関係機関・団体、社会福祉協議会等が連携し、高齢者や障がい者、幼児等との交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期からの“福祉の心”の醸成を図ります。
- ・子育てや介護、障がい者への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

【担当課】 福祉課／学校教育課／生涯学習課

○生涯学習の推進

- ・ボランティア団体等との連携のもと、主体的に学びたい人に対して学ぶ機会の提供を行います。

【担当課】 福祉課／学校教育課／生涯学習課



(3) 福祉情報提供の充実

■ 目指す姿

- ☞ だれもが情報を得やすい体制を整え、市民自らが日常的に情報収集を行う習慣を身につけます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
福祉サービスに関する情報入手先「特にない」の割合	15.3%	13.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 地域住民同士で福祉に関する情報の共有に努めます。
- 市（行政）や社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に目を通すよう努めます。
- 情報交換ができるようなサロンやイベントなど地域住民同士が顔を合わせる機会を作ります。
- 自治会の加入率向上に努めます。

社会福祉協議会 ○情報提供の充実
の取組



- ・実施する事業の周知や福祉情報の認知度向上のため、「社協だより」の内容を充実します。また、市民に親しみやすい紙面づくりに努めます。
- ・区長会、民生委員児童委員協議会等を通じ、社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。
- ・SNS等を活用して福祉情報やイベントに関する広報等、あらゆる世代に対する情報提供に努めます。

活動指標	現状値	目標値
SNSフォロワー数	806人	2000人

- ・総合相談窓口やボランティアセンター等を中心に情報の集約・提供に努めます。

行政の
取組



○情報提供の充実

- ・広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスを必要としている人が、サービス内容やサービス提供事業者等の情報が得られるよう、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。
- ・地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、社会福祉協議会と連携した情報提供の強化を図ります。

【担当課】福祉課

○だれにとってもわかりやすい情報の提供

- ・生活環境等によって情報格差が生まれないよう、音読・点訳サービスや要約筆記等、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ・地域福祉に関する情報は回覧板等を通して市民へ届くようにします。

【担当課】福祉課

活動指標	現状値	目標値
手話通訳派遣回数	137回	140回

○情報集約と発信の拠点づくり

- ・地域福祉活動者が市の社会資源を有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者等と連携した情報提供体制を強化します。

【担当課】福祉課／元気長寿課／子ども課



基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

1. ふれあいや交流による情報共有の関係づくり

■ 課題・方向性

○だれもが参加できる、したいと思う地域交流機会の提供

区、町内会や自治会等の地域活動への参加状況について、2022（令和4）年調査では参加していない割合が約7割と、大部分を占める結果となっています。その理由には、「仕事・家事・介護や育児など、他にやることがあり忙しいから」が最も多く、参加できる機会や人材が減ってきていることが課題で挙げられます。

近年の自治会活動は、高齢者が多いこともあり、必然的にイベントの内容も高齢者向けの企画が多くなりがちです。市では、高齢者を中心にミニデイサービスやサロン活動等、地域においてあらゆる交流活動を行っていますが、男性の参加が少ないことが課題となっています。今後は高齢者目線の企画だけではなく、多世代が交流できる機会の提供が求められています。

さらに、従来から交流の場として活用される地域づくりセンター（旧公民館）や総合学習センター等をはじめ、民間との連携により地域のスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア等、身近な場が拠点となることで、今まで以上に多様な人が参加できる場づくりが進むことが期待されます。

○身近な地域の交流で、住民同士の相互理解による共生社会の実現

住民懇談会では、住民間での情報交換・共有の必要性が挙げられています。また、専門機関等に出向いての相談をためらう人もいることが予想されます。今後は、相談という場面だけではなく、地域の交流機会等を活用し、市民が主体的に生活課題の解決に取り組むことが求められます。また、身近な存在として相談を受けた側は、問題を抱え込むのではなく、必要な情報の提供や相談した人が適切な支援を受けられるようにつなげていくことが重要です。

ゴミ屋敷の家主や騒音等で近隣トラブルを起こすような人であっても、話を聞いていくと悩みや不安から誘発された問題行動であり、潜在的に支援を必要とする人であることが考えられます。市民には、地域の迷惑な人としての側面だけをみるのではなく、潜在的に支援が必要な人かもしれないという視点を持つことが求められます。

1. ふれあいや交流による情報共有の関係づくり

(1) 市民相互の見守り体制の充実

(2) 交流機会の拡充

(1) 市民相互の見守り体制の充実

■ 目指す姿

- ☞ 地域の中であらゆる生活課題をフォローする体制を整え、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつく仕組みを整備します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
何らかの支援を必要としている人に対して「見守りや安否確認の声掛け」ができるとしている割合	32.9%	50.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- 声掛け・あいさつを積極的に実施します。
- 日常生活の無理のない範囲で見守りを行うよう心がけます。
- 世代間交流を積極的に行い、地域住民同士の信頼関係を築きます。
- 子どもや高齢者、障がい者等は地域で見守り、地域でできる助け合いを行います。
- 地域で見守る体制づくりに努めます。

活動指標	現状値	目標値
支え合いマップ作成及び作成地区数	3	4

社会福祉協議会の取組



- 住民懇談会の開催による情報共有
 - ・地域におけるニーズの把握、地域生活課題の明確化を進めるため、住民懇談会を開催します。

活動指標	現状値	目標値
住民懇談会の参加者数	119人	200人

- 声掛け・あいさつ運動の推進
 - ・関係機関・団体、市（行政）等と連携し、市域全体の「声掛け・あいさつ運動」を推進します。
- 重層的な見守り活動への支援
 - ・市（行政）が行う見守り活動について、コミュニティソーシャルワーカー⁴を中心に支援を行います。
 - ・福祉圏域での、顔の見える関係づくりを支援します。
 - ・地域支え合い協議体にて、見守りの活動を推進します。



⁴ コミュニティソーシャルワーカー：地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等を重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結び付けるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人のこと。

社会福祉協議会
の取組



○コミュニティソーシャルワーカーの活動強化

- ・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、積極的なアウトリーチ⁵を推進し、制度の狭間や支援につながりにくい地域生活課題の発見に努めます。

活動指標	現状値	目標値
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	1人	2人

行政の
取組



○地域生活課題及びニーズの把握推進

- ・社会福祉協議会が開催する住民懇談会を支援し、地域生活課題の把握に努め、地域の自主的な取組に対する行政支援を充実します。
- ・住民懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する重層的な仕組みを検討します。

【担当課】福祉課

○重層的な見守り体制の構築

- ・地域住民、区、民生委員・児童委員、関係機関・団体、包括支援センター等が連携し、重層的な見守りが行える体制を構築します。
- ・地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。

【担当課】福祉課、元気長寿課

○声掛け・あいさつ運動の推進

- ・関係機関・団体、社会福祉協議会等と連携し、市域全体の「声掛け・あいさつ運動」を推進します。

【担当課】福祉課／学校教育課



⁵ アウトリーチ：手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動を指し、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいう。

(2) 交流機会の拡充

■ 目指す姿

- ☞ だれもが参加できる多様なプログラムや機会を提供し、市民は自己選択のもと積極的に地域活動に参加することで生き生きと暮らします。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
近所付き合いしている割合※	50.0%	55.0%	市民意識調査

※「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」を合わせた割合

個人・地域が
できること



- 地域清掃やお祭りなど地域住民同士が顔を合わせる機会を積極的に作ります。
- 日頃から近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
- 子どもから高齢者まで、多くの人に参加できる交流機会を作ります。
- 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる居場所づくりを進めます。
- 地域の文化や歴史を後世へ継承し、藤岡市の伝統を守ります。

社会福祉協議会
の取組



- 交流活動への支援強化
 - ・住民同士が気軽に集える交流の場であるサロン活動への支援を充実します。
 - ・高齢者昼食会等、社会福祉協議会支部を通じた支援を充実します。
 - ・世代を超えた各地区の伝統文化の継承など、世代を超えた地域の交流活動への支援を充実します。

【 地域活動の支援 】 ・餅つき、しめ縄づくり、どんど焼き等

活動指標	現状値	目標値
社会福祉協議会支部助成金の交付件数	17件	20件

- ミニデイサービスの実施(市委託事業)
 - ・高齢者対象に、閉じこもり防止や介護予防を目的に交流の場を提供します。
 - ・レクリエーションを充実するとともに、退会者等については、在宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携を強化します。

- サロン活動の充実
 - ・住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるサロンづくりへの支援を充実します。



活動指標	現状値	目標値
サロンの実施団体数	191 団体	220 団体

- 地域の居場所づくり
 - ・地域支え合い協議体の活動を通じて、地域の空き家・空き店舗等を利用した地域とつながりを持てる居場所づくりを推進します。
 - ・地域で孤立している人や家庭に対して、気軽に集える場づくりに努めます。

行政の
取組



○交流機会の充実

- ・様々な世代を対象としたサロン活動等、交流機会を充実し、市民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。
- ・ミニデイサービスや筋力トレーニング教室等、だれもが気軽に参加できる場づくりを進めます。
- ・様々な世代や地域の活発な交流活動を活性化するため、各種地域行事への支援を充実します。
- ・高齢者が気軽に集い、交流できる場を増やしていくために「高齢者の居場所補助金」により立ち上げや運営を支援していきます。

【担当課】 地域づくり課／元気長寿課／健康づくり課／生涯学習課

活動指標	現状値	目標値
筋力トレーニング登録者数	1,389人	1,700人
ミニデイサービス登録者数	486人	500人

○交流拠点の確保

- ・子育て家庭や高齢者等、だれもが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。
- ・身近な交流拠点として、地域づくりセンターの運営を行い、市民の積極的な活用を支援します。
- ・ふじの花等、だれもが気軽に利用できる施設を充実します。

【担当課】 地域づくり課／福祉課／元気長寿課／子ども課／生涯学習課

○多世代交流機会の確保

- ・高齢者や子ども、外国籍市民等、多様な人が参加できる交流の場の確保を検討します。
- ・地域で活動する団体等との連携を深め、横のつながりにより、地域交流活動における多様なプログラムの提供を支援します。



【担当課】 元気長寿課／健康づくり課／生涯学習課

○施設運営の充実

- ・入浴施設など、だれもが気軽に利用できる施設運営を充実します。

【運営施設】 元気サポートセンターふじの花

【担当課】 元気長寿課

活動指標	現状値	目標値
元気サポートセンターふじの花の入館者数	55,891人	60,000人

2. 地域で丸ごと受け止める仕組みづくり

■ 課題・方向性

○潜在的な要支援者の把握で、切れ目のない支援

近年、認知症高齢者の増加や老老介護、障がい者の親亡き後の対応、生活困窮者への生活支援等、市民が抱える課題が多様化・複雑化していることから、課題を抱えていてもどこに相談をしたらよいかかわからずにいる潜在的な支援を必要とする人が増えていることが予想されます。

地域生活課題や個人の問題が多様化するなかで、それぞれの家庭の状況や情報は把握しづらくなっています。また、生活に課題のある家庭の中には、外では状況がわからないようにふるまい、家庭内で問題を抱え込んでいるケースも少なくありません。虐待等で助けを求められない子どもや高齢者等が被害に遭うことも多くあります。

引き続き顔の見える関わりの中での実態把握や地区懇談会での聞き取り、各種相談等、あらゆる場面で地域の実態認識を進め、地域全体での支援を必要とする人を把握していくことが必要です。

○身近なつながりから専門的な組織とのつながりまで、一人ひとりが地域とのつながりを持つ

2022（令和4）年調査では、不安や悩みの相談先が「家族・親族」が約8割、「近所の人、友人・知人」が約4割と、身の回りの人への相談が多い状況となっています。一方で、地域の相談員としての役割を担う民生委員・児童委員や自治会などの役員が相談先になる割合も1割程あり、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の一人ひとりが、身近な人や地域の団体等、相談しやすい地域とのつながりを持つことが重要です。

今後は、あらゆる世代に対して、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割を周知していくことに加え、その役割が高齢分野にとどまらず、日常的な心配ごとの相談や子どもに関する相談等、様々な活動を行っていることを伝えていくことで、これまで以上に身近な地域の支え手としての役割が期待されます。

2. 地域で丸ごと受け止める仕組みづくり

(1) 総合的な相談支援体制

(2) 地域連携体制の強化

(1) 総合的な相談支援体制

■ 目指す姿

- ☞ それぞれが居心地のよい地域とのつながり方を見つけ、市民が相談先に悩むことなく、あらゆる相談を受入れられる体制を作ります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
悩みや不安をどこに相談してよいかわからない割合	1.8%	1.0%	市民意識調査

- 個人・地域ができること ○悩みや困りごとを身近な人に相談できる関係を作ります。
○市（行政）や社会福祉協議会が開催する講座を受講し、相談を受けられる体制を作ります。



- 民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めます。

活動指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の活動内容を知らない割合	55.9%	45.0%

- 社会福祉協議会の取組 ○各種相談事業の充実



- ・多様化している心配ごと等の相談に対応できるように、日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員や心配ごと相談員等の資質の向上を図り、相談対応を充実します。

【 相談事業 】

- ・生活困窮者自立相談支援（市委託事業）、日常生活自立支援、心配ごと相談、総合相談

活動指標	現状値	目標値
生活支援員研修の延べ参加者数	5人	20人

- 身近な相談体制の充実

- ・民生委員・児童委員等、地域の相談員と連携し、地域の新たな人材を活用した身近な相談員の育成に努めます。
・コミュニティソーシャルワーカーを中心とした、福祉圏域での相談体制の構築を検討します。

活動指標	現状値	目標値
住民向けの相談員研修の開催	未実施	3回

社会福祉協議会
の取組



○総合相談窓口の充実

- ・福祉に関する様々な問題や、相談したいがどこに相談すればよいかわからない人への対応を受け付ける窓口としての総合相談を充実させます。

【 総合相談事業 】

活動指標	現状値	目標値
総合相談窓口の開所日数	244 日	244 日

○各種専門会議との連携強化

- ・市（行政）の地域ケア会議、区長会、民生委員児童委員協議会定例会、地域支え合い協議体等に参加し、地域生活課題の把握に努めます。
- ・生活困窮者、高齢者、子ども、障がい者等のプラットフォームの構築を図り、地域生活課題の共有に努めます。

活動指標	現状値	目標値
プラットフォームの連絡会議の開催	0 回	2 回

行政の
取組



○身近な相談体制の充実

- ・地域住民、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等の関係組織との連携を強化した身近な相談体制を構築します。

【 担当課 】 福祉課

○情報共有体制の強化

- ・相談業務を行う職員をはじめ、関係機関や団体、市民と情報共有ができる機会づくりを行います。

【 担当課 】 福祉課

○相談支援体制の強化

- ・自立相談支援機関や地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉事業所、社会福祉協議会等、関係機関が必要に応じて横断的な連携を図れるよう支援します。

【 担当課 】 福祉課

○専門的な相談支援体制の充実

- ・多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、生活困窮者、高齢者、子ども、障がい者等の保健・生活相談機能の連携を強化します。
- ・相談員の資質向上を図るため、各種研修会を充実します。

【 担当課 】 福祉課／元気長寿課／子ども課

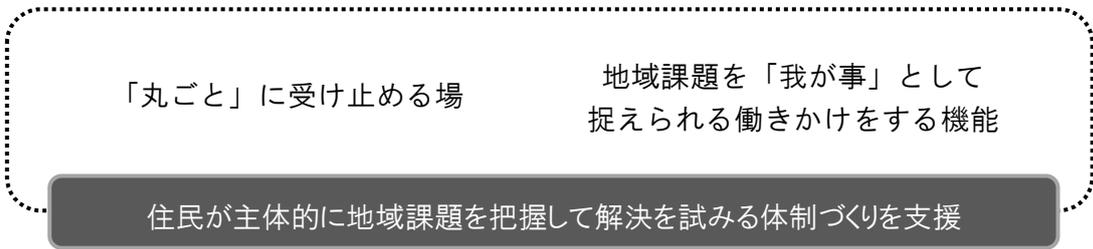
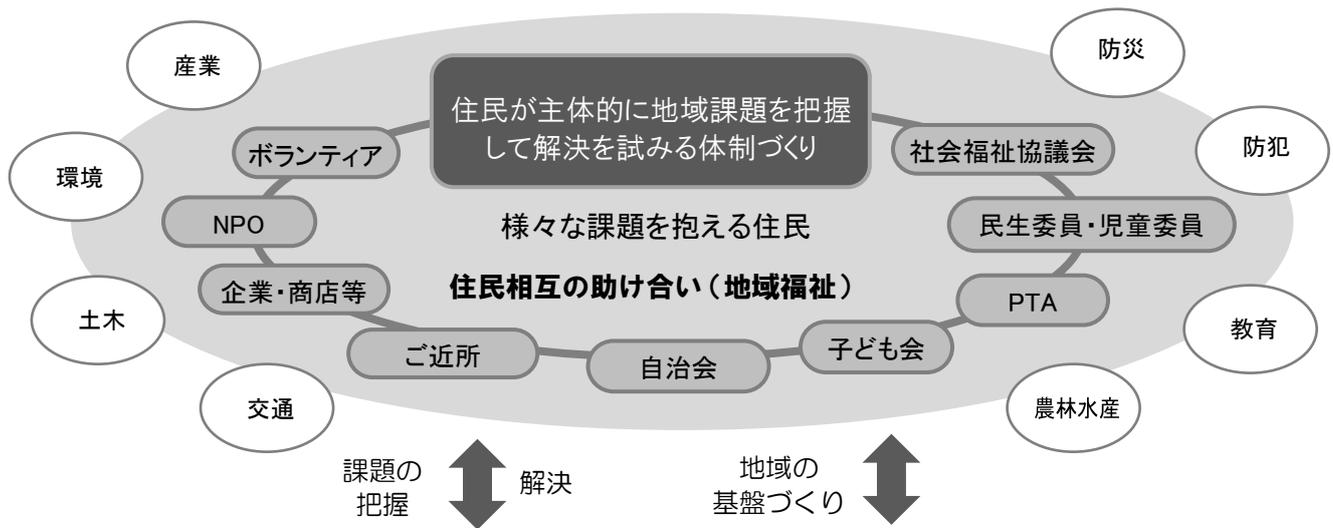
○相談体制の周知強化

- ・民生委員・児童委員等、地域における身近な相談員から専門的な相談窓口まで、早期に相談ができるようにするための周知を強化します。

【 担当課 】 福祉課

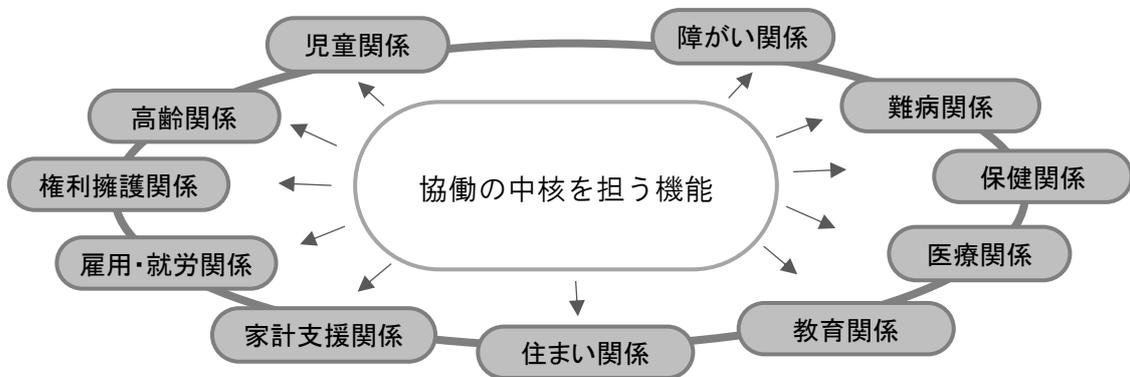


■住民主体の課題解決力強化・包括的相談支援体制のイメージ



明らかになった ニーズに寄り添い、つなぐ ↓ ↑ バックアップ

市町村における包括的な 相談支援体制づくり



社会福祉法 抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(2) 地域連携体制の強化

■ 目指す姿

☞ 複雑化した問題を抱える人や制度の狭間で支援を受けられない人たちのために、セーフティネットのような重層的に支える体制を作ります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
悩みや不安をどこに相談してよいかわからない割合	1.8%	1.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 悩みや不安を一人で抱え込まず、関係機関へ話します。
- 地域の見守り活動を強化し、関係機関等と連携します。
- 地域生活課題について話し合い、市（行政）や社会福祉協議会に提案します。
- 地区内の活動団体などと協力し合い、よりよい地域福祉を推進します。

社会福祉協議会
の取組



- 地域ネットワーク機能の強化
 - ・相談支援から具体的な支援まで、早期対応を図るための専門機関や市（行政）等とのネットワーク機能を強化します。
 - ・重層的支援体制整備に向けて、行政と連携します。
- 地区ごとの計画を策定整備
 - ・地区担当制を導入し、地区ごとの地域福祉活動計画を策定します。
- 地域福祉活動に携わる者同士の連携の強化
 - ・地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動が推進できるよう、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会等と連携します。

活動指標	現状値	目標値
ボランティア団体のネットワーク会議の開催	0回	2回

- 福祉サービス事業者との連携の強化
 - ・ボランティアニーズの把握等、福祉サービス事業者との連携を強化します。
 - ・社会福祉法人連絡会を運営し、連携強化します。

活動指標	現状値	目標値
社会福祉法人連絡会開催回数	0回	2回

- 新たな課題に対応した地域福祉活動の創出
 - ・支援が必要な人の日常生活上の支援から地域包括ケアシステム⁶の構築まで、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、市（行政）等と連携し、地域に必要なインフォーマルサービス⁷を検討します。

⁶ 地域包括ケアシステム：可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

⁷ インフォーマルサービス：公的機関などによる制度上のものではなく、家族、近隣住民、ボランティア、NPO法人等による支援。

社会福祉協議会
の取組



- ・ひきこもりの人を抱える家族を支援するサロンの運営、生活困窮者等の深刻な地域生活課題に対応するため、市を含めた地域のセーフティネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。
- ・様々な問題を抱える人に、就労体験やボランティア体験機会を確保します。

活動指標	現状値	目標値
ほっとサロン参加者数	16人	25人

○福祉・保健・医療の連携体制の構築

- ・多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、地域包括ケアシステム実現へ向けての支援を行います。
- ・地域生活課題を抱え社会的に孤立している住民に対し、専門性の高いサロン（認知症・ひきこもり・依存症等）に結び付けます。
- ・相談支援事業を充実するとともに、ひきこもりや心の病、家族支援などに対応するため、専門機関と連携したサロン事業を推進します。

行政の
取組



○地域の連携体制の強化

- ・公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせ、地域課題を市全体で解決する体制を強化します。
- ・困難なケースは、個別ケア会議と地域包括支援センター運営協議会等の機会を活用し、解決に向けた検討を行います。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○多職種連携による支援体制の強化

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の多職種の連携を強化します。
- ・地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。

【担当課】福祉課／元気長寿課／子ども課



○地域ネットワーク機能の充実

- ・区長会、地区民生委員児童委員協議会等の地域ネットワーク機能を強化するため、各地域の関係者・団体による地域づくり協議会や社会福祉協議会支部の開催について支援します。
- ・地域生活課題や福祉サービスに関する意見交換ができる体制づくりを行います。
- ・社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業を支援します。
- ・里親について、市民の理解が得られるよう、啓発を図ります。

【担当課】地域づくり課／福祉課／子ども課

活動指標	現状値	目標値
地域づくり協議会・社協支部等の開催	8地区	8地区

基本目標3 みんなを守る地域づくり

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

■ 課題・方向性

○市民を守る取組や制度等の支援を周知

住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、個人の意思が尊重される暮らしの実現が求められます。市では、認知症や知的・精神障がいのある人等、判断能力に不安がある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について広く周知するとともに、利用等の相談窓口の充実に取り組んでいます。

2022（令和4）年調査では、社会福祉協議会の事業として「日常生活自立支援事業」を認識している割合は1割以下ですが、「期待すること」では2017（平成29）年調査に比べて増加しています。事業自体の周知や理解が進んでいないことがその要因と考えられることから、今後は権利擁護に関する事業の情報発信を進め、一人ひとりがそれぞれ必要なサービス等を理解し、利用することができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発が求められます。

○高齢や障がい、子ども等の分野をまたいで支援することができる体制の整備

近年の複雑化する問題により、従来の福祉サービスでは支援対象にあてはまらない人たちがいることがうかがえます。高齢者や障がい者、子ども等の専門化した福祉サービスだけでは対応しきれないものは複数のサービスを適切に組み合わせながら使用することが求められます。また、今後はそうした複数のサービスが十分な連携を図って、市として総合的に展開していくことが重要であり、市が取り組む多様なサービスの周知と合わせて、サービスの総合化やサービスの質の向上に努めることが求められます。

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

(1) 権利擁護の普及と啓発

(2) 一人ひとりの人権の尊重

(3) 福祉サービスの充実

(1) 権利擁護の普及と啓発

■ 目指す姿

☞ 住み慣れた地域で、個人やその家族の意思を尊重した暮らしを提供します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
社会福祉協議会の事業「日常生活自立支援事業」を知っている割合	6.3%	10.0%	市民意識調査

個人・地域が

できること



- 権利擁護や人権などについての理解や知識を深めます。
- 権利や人権に関する制度について理解し、必要に応じて利用します。
- 権利擁護が必要な人の情報を関係機関等へ提供します。

社会福祉協議会
の取組



○日常生活自立支援事業の推進

- ・認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない人を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。
- ・「社協だより」、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに必要と思われる人への適切な情報提供を充実します。
- ・より充実したサービスを提供するために、生活支援員の研修会を実施します。

活動指標	現状値	目標値
公募による生活支援員への研修会の実施	1回	2回

○成年後見制度の推進

- ・財産の管理や介護、施設への入退所などの生活について配慮が必要な身上保護についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる認知症の人や知的障がい者あるいは精神障がい者などへの成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。
- ・法人後見事業実施し、障がいのある方等の権利擁護を図り、成年後見制度の利用促進に努めます
- ・中核機関を運営し、全体構想の設計・実現と支援の各過程や協議時に関係者のコーディネートを行い、地域連携 ネットワークを整備していきます。

○虐待家庭への支援

- ・自立相談支援事業による虐待家庭へのアウトリーチを実施します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーによる孤立防止を図ります。



藤岡市成年後見制度利用促進基本計画



○権利擁護の普及啓発

- ・その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション⁸の理念を地域に普及します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）⁹についても普及啓発します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

活動指標	現状値	目標値
職員等の研修会への参加	125人	130人

○中核機関の設置

- ・相談から成年後見制度利用手続までを支援する中核機関を設置し、権利擁護支援を強化します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・福祉等の関係者と後見人等がチーム体制で利用者を見守る体制を整備します。
- ・福祉や法律関係の専門職の団体が協力し、個々のチームの支援を行う仕組みを整備します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○成年後見制度の普及啓発と利用支援

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知・啓発を行います。
- ・判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、日常生活自立支援事業の利用支援や成年後見制度の利用促進を行います。
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業所等と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○虐待家庭への支援

- ・関係機関同士で情報を共有し支援を行います。

【担当課】福祉課／元気長寿課／子ども課



⁸ ノーマライゼーション：障がいのある人や社会的に援助が必要な人を特別視するのではなく、社会の一員として、お互いを尊重し合い、支え合いながら、だれしもが暮らしていけることが正常（ノーマルな社会）のあるべき姿である、という考え方。

⁹ 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。

(2) 一人ひとりの人権の尊重

■ 目指す姿

☞ 市民自ら助けを求められることができる土壌を醸成し、その声に応えることができる体制や制度を構築していきます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
支え合う地域づくりのために「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やす」ことが大切とする割合	35.7%	60.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- 地域内において、支え合い、助けあいの活動を心掛けます。
- 支援が必要な人を見つけた場合は、相談機関に情報をつなげます。
- 地域内の雰囲気良くなるよう、普段から近所での声掛けや見守り活動を行います。

行政の取組



- 虐待、DV防止の連携強化
 - ・地域における見守り体制の充実を図ります。
 - ・児童、高齢者等への虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
 - ・虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。
- 犯罪被害者等への支援
 - ・相談窓口を設置し、ワンストップ対応を行い、関係機関と連携して支援します。

【担当課】 地域づくり課／福祉課／元気長寿課／子ども課
- 男女共同参画の推進
 - ・男女がともにあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

【担当課】 地域づくり課／福祉課
- 生涯学習の推進
 - ・福祉や人権をテーマとした講座や講習会・学習等を開催します。

【担当課】 福祉課／学校教育課／生涯学習課

活動指標	現状値	目標値
人権講演会参加者数	273人	570人

- NPO法人の育成・支援
 - ・NPO法人の設立について支援します。
 - ・NPO法人に関する情報を発信します。

【担当課】 地域づくり課／生涯学習課



(3) 福祉サービスの充実

■ 目指す姿

- ☞ 地域にどのようなサービスがあるのか市民へ広く周知し、必要な時に必要な人へのサービス利用を促進します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
福祉サービスに関する情報入手先「特にない」の割合	15.3%	13.0%	市民意識調査

個人・地域が

できること ○市（行政）や社会福祉協議会が行っている福祉サービスについての理解を深めます。



○自らの状況を把握し、必要に応じてサービスを利用します。

○ふれあい型食事サービス事業の推進

社会福祉協議会
の取組



- ・市内及び近隣に親族がいない、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯で食事を作ることが難しい人へ配食サービスを提供し孤立を防止します。
- ・市内全地区での実施を目指すため、ボランティアの募集、育成を行います。

活動指標	現状値	目標値
ふれあい食事サービス配食数	1,585 件	2,300 件

○小口生活資金貸付事業の推進

- ・市内に3か月以上居住し生活に困窮する人で、一時的に生活費・医療費等の支出が困難な人に対し貸付を迅速に行います。
- ・ケースワーカーや民生委員・児童委員との連携を強化し、利用者に対するきめ細かな相談対応を充実するとともに、貸付後も継続的な見守りを行っていきます。

活動指標	現状値	目標値
小口生活資金利用者への訪問回数	12 回	20 回

○生活福祉資金貸付事業の推進

- ・低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯であり、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる世帯に対して貸付を迅速に行います。
- ・県社会福祉協議会と連携し、利用者に合わせて支援を充実します。

活動指標	現状値	目標値
生活福祉資金利用者への訪問回数	55 回	150 回



○介護保険サービス、障害福祉サービス、子育て環境の充実

- ・職員に対する研修を実施し資質の向上を図り、介護保険サービス、障害福祉サービス等の適切な支援につなげます。

【 介護保険サービス、障害福祉サービス 】

居宅介護支援サービス、障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援)

- ・ボランティアとの連携を強化したサービス提供体制を充実します。

【 学童保育所 】 みどの学童クラブ(市委託事業)

- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る学童保育所を運営します。

○福祉機器貸付事業の推進

- ・介護を必要とする高齢者や障がい者に対し、車いす、福祉車両等の貸出を行います。

活動指標	現状値	目標値
福祉車両の貸出回数	67回	80回

○老人福祉車購入補助事業の推進

- ・老人福祉車を購入する人に対し、購入費の一部を助成します。

○コミュニティソーシャルワーカーによる総合的な支援

- ・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域で孤立しそうな人、制度の狭間にいる人等、継続的な支援が必要な人を総合的に支援します。

活動指標	現状値	目標値
コミュニティソーシャルワーカー年間相談件数	540件	600件

- ・地域で孤立しそうな人、制度の狭間など継続的な支援が必要な人を支援するために、地区単位で担当者を設けます。

- ・プラットフォームを構築し、関係機関間の情報交換を行います。

○住民懇談会の開催による情報共有(再掲)

- ・地域におけるニーズの把握、地域生活課題の明確化を進めるため、住民懇談会を定期的に行います。

活動指標	現状値	目標値
住民懇談会の参加者数	119人	200人

社会福祉協議会
の取組



○社会福祉協議会の基盤強化

- ・社会福祉協議会の組織・人材・事業を見直し、運営基盤を強化します。
- ・民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるように啓発活動を強化します。

【募金活動】 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動

活動指標	現状値	目標値
共同募金の街頭募金回数	3回	5回

○生活困窮者の自立支援

- ・生活困窮者に対する自立支援を強化するために、就労など自立へ向けた体制づくりを推進します。
- ・特例貸付利用者に対して、生活支援のための相談体制を充実させます。

活動指標	現状値	目標値
生活困窮者自立相談支援事業での就労人数	16人	20人

行政の
取組



○子育て支援の充実

- ・市の計画に基づき、地域子育て支援センターの機能強化、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの充実など、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

【担当課】 子ども課／生涯学習課

○高齢者福祉施策の充実

- ・市の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成や活動支援、サロン活動の充実など、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。

【担当課】 元気長寿課

活動指標	現状値	目標値
介護予防サポーター育成数(累計)	364人	398人

○障がい者施策の充実

- ・市の計画に基づき、障害福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業等の充実を図ります。

【担当課】 福祉課

○健康づくりの推進

- ・市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実します。

【担当課】 健康づくり課



行政の
取組



○生活困窮者の自立支援

- ・関係機関との連携により、生活困窮世帯へ、生活面と学習面の双方を支援できる体制づくりを行います。

【担当課】福祉課

活動指標	現状値	目標値
就労改善・家計支援の実施	実施	実施

○福祉サービスの質の向上

- ・福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組めます。

【担当課】福祉課／元気長寿課／健康づくり課／子ども課

○苦情解決体制の整備

- ・福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容等の情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○市の実態に即した福祉サービスの推進

- ・地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、市の実態に即した福祉サービスや質の向上へとつなげるための体制を強化します。
- ・買い物の代行や簡単な家事支援、外出支援など、高齢者等の日常生活を支える、住民参加型在宅福祉サービスの実施について検討します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○サービス提供事業者への支援

- ・福祉サービス事業者等が実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

【担当課】福祉課／元気長寿課

○地域生活課題及びニーズの把握推進(再掲)

- ・住民懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する重層的な仕組みを検討します。
- ・地域懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する仕組みとして、社会福祉協議会支部を支援します。

【担当課】福祉課

○社会福祉協議会への支援強化

- ・地域生活課題解決のためのきめ細やかな福祉活動を展開するために、社会福祉協議会への支援を強化します。

【担当課】福祉課／元気長寿課

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

■ 課題・方向性

○いざという時に助け合いができる関係や体制の整備

高齢者や要介護認定者の増加に伴い、災害時の避難をはじめ、何らかの支援を必要とする人が増えることが予想されます。2022（令和4）年調査では、2017（平成29）年調査に比べて、自力で避難できると回答している割合が減少しています。また、自力で避難できる人で他人の手伝いができる人の減少から、地域での助け合い機能の弱まりがうかがえます。

実際に災害が起きたときの対応について、地域では支援を必要とする人を把握し、一人ひとりが避難場所や避難方法等を理解することが求められます。事前に個別避難計画を作成するなど、いざという時に困らないような災害の備えを進めていくことが重要です。

また、防犯の観点からは、被害者の救済や非行の防止、罪を犯した人の更生を助ける体制の整備が、安心して暮らせる環境のために必要とされています。

○個人の意思を尊重した暮らしを選択できる社会の実現

高齢者を中心に、移動手段が課題として挙げられています。外出の制限は、社会参加や生きがい活動の大きな弊害になりえます。地域のだれもが円滑に外出できるよう、今後は公共交通機関の幅広い運行についての検討をはじめ、ボランティアによる移送サービスを進めるなど、利用者が選択できる体制整備が求められます。

2017（平成29）年調査には住宅セーフティネット法が改正され、生活や住宅に配慮が必要な人に対して住まいの確保や生活の安定にむけた、地域福祉と一体的な展開が求められています。だれもが障壁なく過せる共生社会の実現に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入と合わせて、引き続きだれにとっても快適な生活環境づくりが重要です。

○地域の一員としての意識を高め、自分の暮らす街は自ら守る意識の醸成

近年、地域や家族間のつながりが弱くなっていることを受け、振り込め詐欺や不審者の問題等が、身近な問題となっています。これらの問題は、地道な見守りや支援が必要そうな家庭に対して心配な場面において一声掛けるだけで防げる問題でもあることから、地域で支え合うという考えが重要です。

近年は、ゴミ出しのマナーが悪い人が多いことやルールを守らない人が増えています。行政によるハード面の整備や改善も必要ですが、住民自らがルールを守り、住みよい生活環境を守る意識啓発を進めることが求められます。

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進

(2) 住環境整備の促進

(3) 外出支援の体制整備

(1) 防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進

■ 目指す姿

☞ 市民が自主防災組織や災害ボランティア等へ参加や協力し、地域での協力体制づくりを進めます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
日頃から防災訓練等に参加している割合	9.9%	20.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 日頃から防災・防犯、交通安全に対する意識を高めます。
- 防災・防犯、交通安全についての運動や活動に積極的に参加します。
- 地域の情報を集め、災害時に備えます。
- 地域の防犯や防災等の体制を整備し、協力体制を強化します。
- 地域のだれもが防災活動やイベント等に参加しやすい環境づくりに努めます。

活動指標	現状値	目標値
防犯パトロール実施日数	202 日	202 日
交通安全教室参加者数	2,662 人	3,000 人
地域防災訓練参加者数	655 人	800 人

社会福祉協議会
の取組



- 災害時におけるボランティア体制の充実
 - ・関係機関等と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用し災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。
 - ・事業継続計画（BCP）を活用し、災害時に活動できる体制を整備します。
 - ・多野郡内社協、青年会議所と災害時における協力体制を構築します。
- 社会福祉協議会支部の支援強化
 - ・地域住民に最も身近な福祉活動基盤として期待される社会福祉協議会支部への支援を強化し、小地域での福祉活動を活性化します。
- 安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・高齢者に対し、ミニデイサービス、高齢者自立センター等を通じ、交通安全、防犯、詐欺など消費生活に関する啓発活動を充実します。
- 安心カード事業の推進
 - ・ひとり暮らし高齢者、障がい者等に対し、急病などの緊急時に、迅速適切な救急処置ができるよう、安心カードの交付を推進します。





藤岡市再犯防止推進計画

藤岡市現状

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯総数		75	116	79	68	76
罪種別	凶悪犯	0	6	1	1	1
	粗暴犯	36	45	27	23	31
	窃盗犯	28	50	34	34	32
	知能犯	4	7	8	5	2
	風俗犯	1	1	0	1	3
初犯者数・	初犯者	42	59	44	27	36
再犯者数	再犯者	33	57	35	41	40

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚醒剤取締法	総数	7	6	3	2	2
	初犯者	0	0	0	0	0
	再犯者	7	6	3	2	2
麻薬取締法	総数	0	0	1	0	0
	初犯者	0	0	0	0	0
	再犯者	0	0	1	0	0
大麻取締法	総数	0	0	1	0	3
	初犯者	0	0	1	0	1
	再犯者	0	0	0	0	2

○犯罪を予防する体制の推進

- ・「社会を明るくする運動」を周知し、立ち直りを支えます。
- ・更生保護活動の関係機関である保護司会や更生保護女性会、更生保護事業主会等と連携し、再犯防止に関する市民の意識醸成を図ります。
- ・消費者被害や特殊詐欺の被害情報等を提供し、犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図ります。
- ・消費生活センターにおいて、市民への消費生活相談を実施します。

【担当課】 地域づくり課／地域安全課／福祉課／元気長寿課

○地域ぐるみの防犯活動の推進

- ・地域における見守り組織、自主防災組織、防犯組織等の組織化支援を強化するとともに、各種マップづくりなどの具体的な活動支援を充実します。
- ・子どもたちの遊びの場や危険が予想される場所を迅速に市民へ周知することで、子どもたちが自らの安全を守るための意識啓発に努めます。

【担当課】 地域安全課

行政の
取組



○災害に強いまちづくりの推進

- ・防災に配慮したまちづくりを推進します。
- ・災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。
- ・災害時に広域での支え合い機能の強化を図ります。

【担当課】 地域安全課／都市計画課

○交通安全対策の充実

- ・子どもや高齢者等の交通弱者や自転車による交通事故を防止するため、交通安全教室の充実や地域の見守り活動を促進します。
- ・自動車運転免許証自主返納者へ支援します。

【担当課】 地域安全課



○避難行動要支援者の支援体制の強化

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関との情報を共有するなど、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化します。
- ・災害時に高齢者、障がい者等が適切に避難できるよう「個別避難計画」の作成を推進するとともに、その周知を図ります。
- ・公共施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。
- ・事業者との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。

【担当課】 地域安全課／福祉課

(2) 住環境整備の促進

■ 目指す姿

☞ バリアフリーやユニバーサルデザインを導入し、市民自身がルールやマナーを守り快適に過ごせる環境を作ります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
「環境関係」の地域活動に参加したことがある割合	4.5%	20.0%	市民意識調査
「環境美化に関する活動」のボランティア活動に参加したことがある割合	16.4%	30.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- ルールやマナーを守るよう心がけます。
- バリアフリー等の整備が行き届いていない場所や施設では、支援が必要な人に対する声掛けや手助けを行います。
- 自治会などで環境美化に関する活動を積極的に行います。
- 身近な通行障害の情報を市に提供します。

社会福祉協議会
の取組



- 環境美化活動の促進
 - ・地域での環境美化活動を通じた、地域交流を促進します。
- 住環境整備の促進
 - ・介護が必要な人や障がい者等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、情報提供や市等による必要なサービスにつなぎます。

行政の
取組



- 環境美化活動の促進
 - ・地域での環境美化活動の観点から、各課と連携し地域交流会を支援します。
 - 【担当課】環境課
- 住環境整備の促進
 - ・介護が必要な人や障がい者等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、必要なサービスにつなぎます。
 - 【担当課】福祉課／元気長寿課
- 住宅確保要配慮者への支援
 - ・住宅政策等との整合・調整を行いながら、住宅確保要配慮者のニーズを的確に把握し、必要に応じて住宅の供給に努めます。
 - 【担当課】建築課
- ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
 - ・歩道や道路等、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。
 - ・公共施設等において、だれにでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内等、利用しやすい施設整備に努めます。
 - 【担当課】土木課／建築課／都市計画課／都市施設課



(3) 外出支援の体制整備

■ 目指す姿

☞ 公共交通機関の運行のほか、公的サービスやボランティアによる移送サービス等、個人の意思を尊重して選択肢のある外出支援体制を整えます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
何らかの支援を必要としている人に対して「通院ほか外出の手伝い」ができるとしている割合	6.4%	20.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- 住民同士やボランティアでも行うことができる、移動手段について学びます。
- 市（行政）や社会福祉協議会が行っている移動支援についてのサービスを利用するよう心掛けます。

社会福祉協議会の取組



○買い物困難者への支援

- ・自力で買い物をすることが困難な人を支援することができる仕組みづくりを行います。

【高齢者自立センター藤岡・鬼石】（市委託事業）

- ・移動手段がない等の理由により買い物が困難な利用者に対し買い物支援を行います。

【地域支え合い協議体】

- ・地域支え合い協議体において、公共交通機関の利用や民間の移動販売サービスについて周知します。



行政の取組



○利用しやすい交通環境の整備

- ・公共交通機関の整備はもとより高齢者、障がい者等の移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。

- ・ボランティア等による移送サービスの体制を整え、利用者の意思で移動手段を選択できる体制づくりに努めます。

【担当課】 地域安全課／福祉課／元気長寿課

第5章 計画の推進

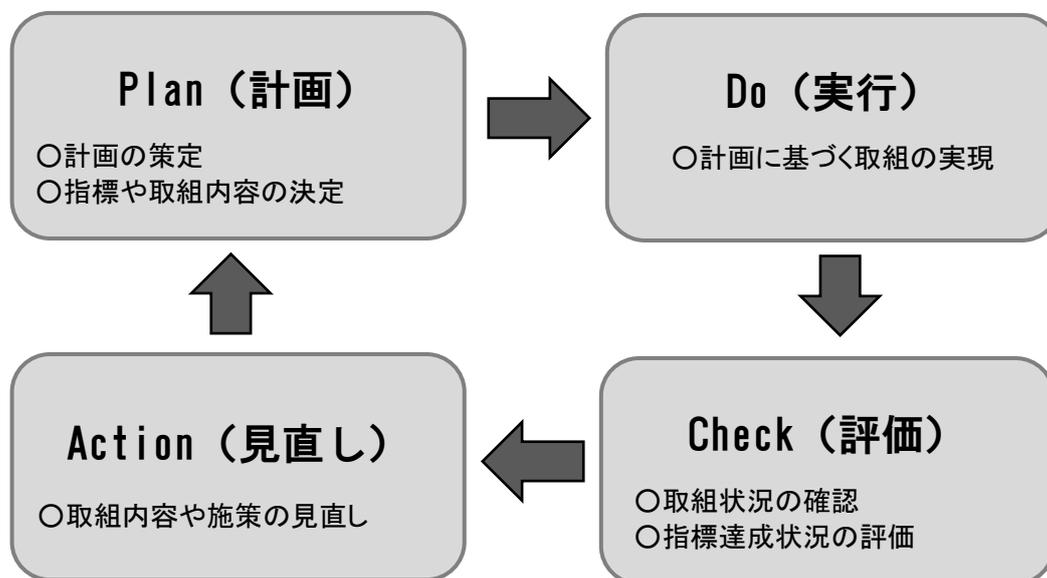
1 計画の公表

地域福祉を効果的に推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業所、市（行政）、社会福祉協議会等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市の広報紙や関係する施設、ホームページ等を通じ、本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

2 計画の進捗管理

本計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、市（行政）、社会福祉協議会等の協働により推進されるものです。このため、地域関係者、庁内関係各課、市社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



資料編

1 策定の経過

期 日	内 容
2022（令和4）年 10月3日～11月4日	市民意識調査
11月8日	住民懇談会（平井地区）
11月28日	住民懇談会（藤岡地区）
12月9日	住民懇談会（神流地区）
12月16日	住民懇談会（小野地区）
2023（令和5）年 1月12日	住民懇談会（美九里地区）
1月30日	住民懇談会（美土里地区）
2月7日	住民懇談会（日野地区）
2月22日	住民懇談会（鬼石地区）
5月29日	第1回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画について （2）第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて
12月20日	第1回藤岡市地域福祉計画 策定庁内検討会 （1）第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の案について
12月26日	第2回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の案について
2024（令和6）年 1月16日～2月26日	市民意見公募（パブリックコメント）
3月26日	第3回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終案について

2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく藤岡市地域福祉計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に基づく藤岡市再犯防止推進計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、藤岡市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、16人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 行政機関等関係者
- (5) 社会福祉事業関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、各種団体等関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ

る。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理させるため、福祉部福祉課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

3 藤岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の誰もが尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す活動計画として、基本的かつ総合的な施策の指針となる藤岡市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及びその推進にあたり、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の検証及び評価
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、18名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 行政機関等関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 前各号以外の各種団体等関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画に係る検証及び評価が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、藤岡市地域福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理させるため、総務課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第4条の規定に係る最初の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

区 分	所属団体名	氏 名
学識経験者	藤岡市区長会	はりがい 針谷 あきら 章
	藤岡多野保護区保護司会	あらい 新井 きくお 喜久雄
	藤岡多野地区更生保護女性会	さいとう 斉藤 ちえこ 千枝子
	学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学	なかごし 中越 しんいち 信一
福祉事業関係者	藤岡市民生委員児童委員協議会	きのした 木下 ひであき 英明
保健・医療関係者	藤岡多野医師会	くりはら 栗原 とおる 透
行政機関等関係者	藤岡保健福祉事務所	おおの 大野 たかひで 貴英
	藤岡市校長会	むらた 村田 ひとし 仁志
福祉施設関係者	社会福祉法人潤青会	うめざわ 梅澤 くみこ 久美子
	藤岡市保育園長会	ひらいずみ 平泉 あきと 照人
	社会福祉法人かんな会	きみの 君野 あやこ 文子
各種団体等関係者	藤岡市老人クラブ連合会	こばやし 小林 すすむ 進
	藤岡市手をつなぐ親の会	かきはら 笠原 さかえ 榮
	藤岡市子ども会育成団体連絡協議会	しげはら 茂原 ひろこ 広子
	藤岡市ボランティア連絡協議会	そうま 相馬 あきこ 章子
	藤岡商工会議所	しばやま 柴山 そういちろう 聡一郎

第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ふじおか市民共生プラン

令和6年3月発行

発行 藤岡市・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

編集 藤岡市福祉部福祉課・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

■藤岡市

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-22-1211 (代表)

市ホームページ <https://www.city.fujioka.gunma.jp/>

■社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 1485 藤岡市総合学習センター南棟 1 階

TEL 0274-22-5647

市社会福祉協議会ホームページ <https://www.fuji5647.jp/>